

寒川町教育委員会 2 月 定例会議事日程

令和 5 年 2 月 2 0 日（月）

午後 1 時 3 0 分

東分庁舎第 3 会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

山 本 委 員 布 谷 委 員

3 教育長報告

4 社会教育施設報告

①公民館報告（資料 1）

②総合図書館報告（資料 2）

5 委員報告

6 議 事

報告第 1 号 専決処分の報告について

議案第 4 号 寒川町学校教育法施行細則の一部改正について

7 協 議

① 令和 5 年度重点施策（案）について（資料 3）

② 寒川町立小・中学校の適正化等について（資料 4）

③ 給食費に関する規則（公会計）の制定について（資料 5）

8 そ の 他

9 閉 会

令和4年度 公民館事業実績 (1月分)

★印は新規事業

資料 No. 1

施設名	講座名	年代	日時		募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結果・評価
						男	女	男	女			
センター	書き初め大会	青少年期	1月5日(木) 9:30～11:00	町民センター	30			6	19	25	83%	新型コロナ第8波感染者増の影響もあり、参加者数は昨年の79名を下回った。今年は低学年でも実力のある参加者が見受けられたほか、兄弟や姉妹での参加者も多かった。感染症対策のため、昨年に引き続き表彰式は中止とした。
				北部公民館	30			5	15	20	67%	
				南部公民館	30			4	11	15	50%	
	検診で賢く命を守ろう	高齢期	1月15日(日) 10:00 ～ 11:30		30	6	17	4	11	15	50%	健康診断におけるデメリットを事例などから説明し、病気の早期発見の観点から、正確な知識を持つことにより健康診断の受診を促す内容だった。専門用語や数値の羅列が多く難解な部分もあったが、新しい発見もあり良い機会であったとの意見が多かった。
	★燃料電池車を走らせよう	青少年期	1月21日(土) 9:30 ～ 12:30		10	9	2	8	1	9	90%	科学系に興味がある子どもたちが多く、楽しそうに、かつ熱心に取り組んでいた。大学側の対応も親切で、講習後の見学も含めて充実した内容だった。参加した子どもたちにとって、意義深い館外学習となった。神奈川工科大学とは、今後も連携を図っていきたい。
	寒川寄席	成人期	1月22日(日) 13:30 ～ 15:30		200			67	78	145	73%	落語3席、マジック1席の構成で、トリを務めた相模亭みの助さんの蕎麦のすすり方を絶賛した来場者が多かった。寒川ネタや女性ならではの囁を評価する意見があった一方で、マジックについては舞台から離れた観客には分かりずらさもあった。
	星空観察会 (生涯学習推進員事業)	青少年期	1月28日(土) 17:30 ～ 19:00		40	20	31	9	18	27	68%	当日は朝から曇りがちだったが、講師の予想通り、開始時刻には晴れてくれた。月、火星、すばる、オリオン座等を観察し、中国の宇宙ステーションが移動する様子を肉眼で観察できた時には、大きな歓声が上がった。次回も参加したいとの声が多数であった。
	★親子工作教室 「葉っぱの風ぐるま作り」 (生涯学習推進員事業)	青少年期	1月29日(日) 10:00 ～ 12:00		30	11	19	11	15	26	87%	子どもたちの大半はのこぎりを使うのが初めてで、上手くできないながらも一生懸命に取り組んでいた。丸太や木の葉といった温かみのある材料を使った工作に、大人の参加者全員が良かったと回答した。大人は30・40代が大半で、町LINE発信直後に定員に達した。

施設名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結 果 ・ 評 価
					男	女	男	女			
北部	新春百人一首かるた大会	青少年期	1月7日(土) 10:00 ～ 11:30	10	2	6	3	11	14	140%	小学生から幼児連れの夫婦を含む大人までが3チームに分かれ、かるた競技を楽しんだ。羽織はかまで参加した高校生もいて、多世代が集う賑やかな大会となった。指導を行った公民館サークル「みよし野会」の活動に興味を持ち、入会を検討する参加者もいた。
	シニアクラス⑤ 「アートな表札を作ろう」 (生涯学習推進員事業)	高齢期	1月24日(火) 10:00 ～ 12:00	10	0	10	0	8	8	80%	公民館サークルのメンバーによる指導により、一般にはあまり知られていないトールペイントの技法を体験した。2時間の作業時間で受講者全員が作品を完成することができた。多くの受講者が手作りの喜びを口にするとともに、自分自身の作品にも満足していた。
	集会室開放事業 (卓球・バドミントン)	青少年期	1月 利用のない時間帯				0	3	3	-	利用のない時間帯、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	1月 13:00 ～ 17:00				74	0	74	-	毎日午後、高齢者を対象に敬老室を開放
	親子サロン	幼児期	1月 9:00 ～ 12:00				0	0	0	-	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
	学習コーナー	全年代	1月 9:00 ～ 17:00				0	0	0	-	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

施設名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結 果 ・ 評 価
					男	女	男	女			
南部	子ども樹脂粘土教室	青少年期	1月28日(土) 10:00 ～ 11:30	10	3	11	3	10	13	130%	今年の干支にちなみ、雪うさぎを作った。耳を長くする子もいれば短くする子もいて、子どもたちは各自で工夫しながら個性ある雪うさぎを完成させていた。子どもたちの創造力を養うため、樹脂粘土のような自由度の高い素材を使った物づくりを継続したい。
	おはなし広場小学生	青少年期	1月22日(土) 11:30 ～ 12:00	13	3	11	3	10	13	100%	読み聞かせボランティアによる事業
	集会室開放事業(バドミントン)	青少年期	1月 13:00 ～ 17:00				5	0	5	-	毎週火曜日午後、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	1月 13:00 ～ 17:00				121	1	122	-	毎日午後、高齢者を対象に敬老室を開放
	南部ほっとオアシス	幼児期	1月 9:00 ～ 12:00				0	3	3	-	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
	学習コーナー	全年代	1月 9:00 ～ 17:00				0	0	0	-	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

令和4年度公民館事業予定（3月）

○町民センター

◆第43回公民館まつり

日 時：3月4日（土）、5日（日）午前9時30分～午後3時30分

対 象：町内在住・在勤・在学者

内 容：公民館サークルの活動発表、作品展示

◆リラックス・ティータイム ～レストラン・スペースをご自由にどうぞ～

日 時：3月18日（土）午後1時～4時

対 象：町内在住・在勤者 20名

内 容：くつろぎのスペースとしてレストランを開放する

◆地域語り部講座「町内祭ばやしの歴史と体験鑑賞会」 ★新規事業

日 時：3月21日（火）午後1時30分～3時30分

対 象：町内在住・在勤・在学者 30名

内 容：実演と体験会を交えて祭ばやしの歴史を学ぶ

講 師：蓮見保仁（寒川町祭ばやし保存会連合会）

◆ふれあいコンサート

日 時：3月26日（日）午後1時30分～3時

対 象：町内在住・在勤・在学者 400名

講 師：羽賀ゆかり（ピアニスト）、柴山晴美（ソプラノ）、柴山昌宣（バリトン）

○北部公民館

◆おはなし図書館

日 時：3月4日（土）午前10時30分～11時

対 象：町内在住の幼児～小学校低学年（親子の参加も可）5組

内 容：絵本と紙芝居の読み聞かせ

◆第43回公民館まつり

日 時：3月11日（土）、12日（日）午前9時30分～午後3時30分

対 象：町内在住・在勤・在学者

内 容：公民館サークルの活動発表、作品展示

◆はるめき桜ウォーキング

日 時：3月18日（土）午前8時15分～午後2時

対 象：町内在住・在勤者 12名

内 容：大雄山駅周辺散策と桜まつり見学

講 師：南足柄観光ボランティア

参加費：交通費、昼食代

○南部公民館

◆第43回公民館まつり

日 時：3月18日（土）、19日（日）午前9時30分～午後3時30分

対 象：町内在住・在勤・在学者

内 容：公民館サークルの活動発表、作品展示

◆子どもディンプルアート体験教室

日 時：3月25日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住の小学生 10名

内 容：小物入れのイルカや貝殻の下絵に色付けをする

講 師：星さおり（ディンプルアートインストラクター）

参加費：500円（材料費）

◆おはなし広場小学生

日 時：3月25日（土）午前11時30分～正午

対 象：町内在住の小学生

内 容：絵本と紙芝居の読み聞かせ

＝本との出会いが始まる＝

図書館月報

No. 195 2023. 2. 10

寒川総合図書館



教育委員会定例会

←展示「なぞなぞ解けるかな？」

◎2022年度図書館利用状況・1月（2023.1.1～2023.1.31）

日	曜	来館者数(人)				貸出点数(点)				行事等
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
4	水	24	35	817	876	10	39	899	948	新春図書館福袋
5	木	21	35	709	765	10	33	1,007	1,050	新春図書館福袋
6	金	26	24	644	694	20	16	889	925	新春図書館福袋
7	土	27	37	880	944	13	14	1,437	1,464	土曜日おはなし会
8	日	15	15	783	813	12	2	1,322	1,336	
9	月	21	22	671	714	9	15	916	940	
10	火	22	28	611	661	6	23	750	779	
11	水	35	31	519	585	19	16	685	720	
12	木	18	25	542	585	13	5	453	471	
13	金	27	26	495	548	15	22	562	599	
14	土	14	29	560	603	2	25	732	759	土曜日おはなし会
15	日	13	33	673	719	9	37	1,014	1,060	
17	火	42	33	750	825	3	33	658	694	
18	水	22	29	855	906	12	25	745	782	図書館たんけん(南小学校)
19	木	17	24	640	681	13	10	725	748	
20	金	27	22	542	591	12	13	706	731	
21	土	27	54	817	898	13	57	1,317	1,387	土曜日おはなし会
22	日	21	28	954	1,003	15	17	1,506	1,538	ライブインライブラリー
24	火	18	29	763	810	11	11	972	994	
25	水	25	41	536	602	15	23	604	642	おひざにだっこのおはなし会
26	木	22	23	575	620	11	11	609	631	
27	金	20	36	443	499	3	5	462	470	
28	土	51	34	713	798	8	36	997	1,041	さむかわジュニア司書活動
29	日	25	29	776	830	14	35	1,217	1,266	パステルアート講座
31	火	31	32	695	758	22	24	730	776	
25	日開館※	611	754	16,963	18,328	290	547	21,914	22,751	登録者 18,328人※(前月比 +94人)
	一日平均	24	30	679	-	12	22	877	-	1日平均 4人登録
	昨年同月比	- 46	- 39	- 121	- 206	- 149	+ 28	- 2,884	- 3,005	(町人口48,528人 2022.4.1)

※分室は 25 日開室

◎2022年度利用状況（2022.4.1～2023.1.31）

月	開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				総合図書館 貸出点数(一日平均)(点)	備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計		
4	26	602	843	16,750	18,195	281	577	24,564	25,422	945	
5	26	587	852	17,297	18,736	277	541	24,817	25,635	955	
6	20	612	1,026	15,457	17,095	332	546	19,646	20,524	982	
7	28	777	920	20,149	21,846	431	525	28,158	29,114	1,006	
8	26	690	876	21,193	22,759	384	639	26,834	27,857	1,032	
9	27	635	744	17,516	18,895	320	550	22,252	23,122	824	
10	27	613	911	19,239	20,763	253	498	23,241	23,992	861	
11	26	601	851	17,769	19,221	303	562	21,819	22,684	839	
12	24	616	722	15,868	17,206	318	469	21,134	21,921	881	
1	25	611	754	16,963	18,328	290	547	21,914	22,751	877	
計	255	6,344	8,499	178,201	193,044	3,189	5,454	234,379	243,022	10 ヶ月分	
	一日平均	24	33	699	-	12	21	919	-		

※分室は 259 日開室

◎年度別の利用状況（2014.4.1～2023.1.31）

	総合図 開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
2016	308	13,928	12,943	272,425	299,296	7,886	7,477	350,039	365,402	
年度	一日平均	48	44	884	-	27	26	1,136	-	
2017	308	12,510	13,778	265,084	291,372	7,031	8,398	332,911	348,340	
年度	一日平均	40	44	858	-	23	27	1,077	-	
2018	310	10,852	15,448	290,165	316,465	5,604	8,840	336,432	350,876	
年度	一日平均	35	49	936	-	18	28	1,085	-	
2019	288	9,889	13,398	289,245	312,532	5,504	8,112	305,597	319,213	
年度	一日平均	34	46	1,004	-	19	28	1,061	-	
2020	246	6,173	8,276	182,904	197,353	3,305	5,565	237,984	246,854	
年度	一日平均	25	34	744	-	13	23	967	-	
2021	308	7,906	10,594	220,907	239,407	5,043	7,064	312,732	324,839	
年度	一日平均	25	34	717	-	16	23	1,015	-	
2022	255	6,344	8,499	178,201	193,044	3,189	5,454	234,379	243,022	
年度	一日平均	24	33	699	-	12	21	919	-	
開館	4,929	119,627	129,941	4,619,293	4,868,861	69,301	78,935	6,304,270	6,452,506	
累計	一日平均	39	43	937	-	23	26	1,279	-	

総合図書館の来館者数・貸出点数は開館(2006年11月3日)から集計。

分室の来館者数・貸出点数はサテライト化後の2012年10月1日から集計。

＝2022年度総合図書館事業実績（1月）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

（1）展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数	内容・総評
				貸出冊数	
企画 展示室	みんな大好き♪ カレーVSラーメン	1/4(水)～ 3/26(日)	○	300	カレーとラーメンに関する展示。町内の飲食店を取材し紹介するコーナーはとても好評で写真を撮りたいとの声も多い。どっちが好きかの投票も順調に増えている。
YA	星空 (POP'nだ～なコラボ展示)	12/8(木)～ 1/31(火)	-	139 251	星空に関する本、写真撮影方法、工作など星を身近に感じられるような本を展示。中高生だけでなく小学生も興味を持って閲覧していた。貸出も多く関心の高さがうかがえた。
絵本 小規模企画	十二支のどうぶつ	12/25(日)～ 1/13(金)	-	150 211	干支の卯の絵本を中心に、十二支の絵本や十二支の動物に関する絵本を展示。
	ふゆ	1/14(土)～ 1/27(金)	○	134 145	冬ならではの遊びや生活など、季節を感じることでできる絵本を集めて展示する。
	雑誌 かがくのとも、ちいさなかがくのとも	1/28(土)～ 2/10(金)	○	151	写真や絵を取り入れた雑誌の表紙を見せることにより、興味を持ってもらうことを目指す。
児童①	昔遊びを極める	12/17(土)～ 1/31(火)	-	46 48	一緒に飾ったお手玉など実際の道具に興味を持ち、展示の本を借りていた人もいた。昔遊びに興味を持つ良い機会となった。
児童②	大人も子供も岩波少年文庫	11/5(土)～ 1/10(火)	-	40 27	70年以上読み継がれている岩波少年文庫の有名な作品を中心に、小学生向けと中学生向けに分けて展示。
	なぞなぞ解けるかな？	1/13(金)～ 3/28(火)	○	60	ゲーム感覚で楽しく読むことができるなぞなぞの本を展示。貸出で本が減るたびに出して対応するほどの人気。
CD	クラシック音楽への誘い	12/15(木)～ 2/14(火)	-	9	クラシック音楽に興味はあるが、何を聴いたらいいかわからない初心者へ向けて、入門編のCDを展示。
複合	ディスカバーJAPAN 生活編	12/2(金)～ 1/31(火)	-	254 610	お正月を中心に、日本の行事やしきたりに関する本を展示。年末年始に特に需要の多い料理や掃除の資料が呼び水になり貸出数が伸びた。
その他	梶原景時	10/4(火)～ 3/31(金)	-	16	大河ドラマによって認知度が高まった寒川ゆかりの武将・梶原景時の関連書籍に限定し展示。(期間延長)
	新春図書館福袋	1/4(水)～ 1/6(金)	○	98 98	今年は年齢別に分かりやすく配置した効果か、初日と2日目は昼過ぎに終了。3日目の夕方にはすべての福袋が終了した。(福袋合計98袋、アンケート回収35枚)

（2）おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	1/25(水) 11:00～11:20	3階 会議室	3組(子ども3名、おとな3名)計6名 絵本「おひさまでるよ」ほか8点
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	1/7(土) 11:00～11:20	1階 おはなしの へや	子ども7名 絵本「くまちゃんのぼかぼかぼうし」ほか3点
	1/14(土) 11:00～11:20		子ども1名 絵本「キス・スキ」ほか4点
	1/21(土) 11:00～11:20		子ども3名 絵本「まいったなあ」ほか3点

（3）その他

講座

パステルアート講座	1/29(日) 14:00～15:30	3階会議室	参加者:8名 パステルを使用し、はがきサイズの絵を2枚描いた。出来上がった作品を壁に貼り、全員で鑑賞。出来上がりの違いを楽しみ褒めあったりと交流を深めた。
-----------	------------------------	-------	--

その他

ライブ・イン・ライブラリー 箏のしらべ	1/22(日) 17:45～18:45	閉館後のフロアで、旭が丘中学校邦楽部による箏の演奏を行った。1年生8名と先生2名が『花は咲く』など5曲を演奏。4月から始めたばかりの1年生の発表の場となり、参加者もとても感心し楽しんでた。参加人数:36名
------------------------	------------------------	--

さむかわジュニア司書活動 (3期生4期生)	1/28(土) 10:00～11:30	参加者1名 2月の土曜日おはなし会で読む本を選び、練習をした。自分で率先して絵本を選び、初めてのおはなし会に備え、自宅に持ち帰り練習をする。
--------------------------	------------------------	---

十進王国クイズラリー

期間:1月4日(水)～1月31日(火)
1月の問題(0類) 参加者:34名 「なぞなぞの本はどのキャラクターの本棚にあるかな？」

図書館俳句ポスト投句状況

	お題	応募数(句)	状 況
11月	木枯	53	4名で、佳作1句入選3句(「現代俳句」2月号に掲載) 佳作句:木枯らしや無人駅舎の時刻表(佐藤志津江)
12月	師走	42	
1月	炬燵	27	投句者9名

読書通帳配付状況

期間:1月4日(火)～1月31日(火)
大人用 15冊、子ども用 14冊 合計29冊を配付。

2. 施設見学・視察

図書館たんけん	1/18(水) 9:15～11:35	12月に延期となった、南小学校2年生(3クラス)の図書館・文書館見学。 図書館の利用方法などを学び、自由時間に選んだ本を1冊貸出体験をした。
---------	-----------------------	---

3. 図書館資料管理 督促状況

	延滞日数	督促対象	実施日	状 況
木曜日督促	7日以上	予約1件以上	毎週木曜	電話:41名(47件) メール:16名(19件)
日曜日督促	3日以上	予約3件以上	毎週木曜・日曜	
第一次督促	30日	2022/12/1～12/31	1/26	ハガキ:11名(48件)、メール:7名(24件)
長期電話督促	60日	2022/11/1～11/30	1/26	電話:7名(12件)
第二次督促	90日	2022/10/1～10/31	1/26	ハガキ:0名(0件)
第三次督促	180日	2022/7/1～7/31	1/26	電話:2名(5件)

Ⅱ. 分室 (1) 展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数 貸出冊数	内容・総評
南部	いつか行きたい絶景スポット	12/7(水)～ 1/29(日)	－	70 11	自宅で旅行気分を味わえるような資料を集めて展示。
北部	暮らしの中の素敵なデザイン *カタチ	12/6(火)～ 1/29(日)	－	96 18	

＝２０２２年度総合図書館事業実績／予定（２月～）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

（１）展示

区分	展示名	期間	新規	継続	内容・総評
企画 展示室	みんな大好き♪ カレーVSラーメン	1/4(水)～ 3/26(日)		○	カレーとラーメンに関する展示。料理の本だけでなく歴史や小説等を含めた関連書籍を展示する。町内の飲食店を取材し紹介するコーナーや、どっちが好きか投票も行う。
YA	科学道100冊	2/3(金)～ 3/31(金)	○		理化学研究所と編集工学研究所主催の「科学道100冊2022」に参加、テーマに沿った資料や工作を展示。科学年表を階段や2階書架にも展開し、関連書籍の書架に誘導する。
絵本 小規模 企画	雑誌 かがくのとも、ちいさなかがくのとも	1/28(土)～ 2/10(金)		○	写真や絵を取り入れた雑誌の表紙を見せることにより、興味を持ってもらうことを目指す。
	おかしだいすき	2/11(土)～ 2/24(金)	○		バレンタインデーに合わせて、チョコだけでなくお菓子の絵本を集めて展示する。
	〇〇たろう・〇〇ひめ大集合	2/25(土)～ 3/10(金)	○		日本昔ばなしに登場する〇〇たろうや〇〇ひめに注目し、家族で楽しめる昔話の絵本を展示する。
児童①	体のしくみ	2/8(水)～ 3/31(火)	○		体のしくみ・構造・成り立ちなどが写真や絵で掲載されている資料を集め、子どもたちに分かりやすく学んでもらう。
児童②	なぜなぜ解けるかな？	1/13(金)～ 3/28(火)		○	ゲーム感覚で楽しく読むことができるなぜなぜの本を展示。なぜなぜを取り入れた読み物も展示し読書も促す。
CD	クラシック音楽への誘い	12/15(木)～ 2/14(火)		○	クラシック音楽に興味はあるが、何を聴いたらいいかわからない初心者へ向けて、入門編のCDを展示する。
	春	2/15(水)～ 3/31(金)	○		春の訪れを感じられる明るく軽やかな曲を集めて展示する。卒業シーズンに合わせて旅立ちの曲も展示。
複合	ブックガイド！ 新しい本との出会い	2/4(土)～ 3/28(火)	○		小説ガイドや作家ガイド、絵本ガイドなどの本を紹介するガイドブックと、掲載されている本の一部を集めて展示。新しい本との出会いを後押しする。
その他	梶原景時	10/4(火)～ 3/31(金)		○	大河ドラマによって認知度が高まった寒川ゆかりの武将・梶原景時の関連書籍に限定し展示。

（２）おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	2/5(日) 11:00～11:20	3階 会議室	予約制5組 絵本の読み聞かせと、わらべうたや手遊び
	2/22(水) 11:00～11:20		
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	2/4(土) 11:00～11:20	1階 児童コー ナー	当日自由参加(立ち見可能) 絵本、紙芝居の読み聞かせ ※2月より場所を児童閲覧コーナーで開催。 親子で参加可能とした。 ※11日は読み手としてジュニア司書が参加予定。
	2/11(土) 11:00～11:20		
	2/18(土) 11:00～11:20		

（３）その他

ライブラリーシネマSAMUKAWA

映画会(大人向け)	2/16(木) 14:00～16:00	上映作品「真昼の決闘」1952年/アメリカ映画 シニア層に人気の懐かしのモノクロ映画を上映する。
-----------	------------------------	---

講座

おはなし会読み聞かせ講座	2/8(水)9(木) 10:00～12:00	講師を招きおはなし会の読み聞かせについての講座を開催する。 2日間の講座を受け、希望者には寒川総合図書館のおはなし会ボランティアに登録をしていただく。現在登録中のボランティアも受講予定。
--------------	---------------------------	--

その他

出張わらべうた (子育て支援センター共催)	2/9(木) 13:30～14:00	図書館スタッフが子育て支援センターに出向き、赤ちゃん向けのわらべうたや手遊びを行う。図書館の紹介と絵本選びの相談も行う。
さむかわジュニア司書活動 (3～4期生)	2/11(土) 10:20～11:30	土曜日おはなし会に、読み手として参加。おはなし会を運営する。
	2/25(土) 10:00～11:30	3月に行う予定の土曜日おはなし会に向けて、読み聞かせの講習と練習・選書を行う。
おはなし会ボランティア全体会	2/24(金) 14:00～15:30	来年度の活動の打ち合わせと担当決め、新しい登録者へ向けての説明会を行う。

Ⅱ. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	内容・総評
南部	暮らしの中の素敵なデザイン *カタチ	2/8(水)～ 3/30(木)	○		生活の中で目にする様々なデザインに注目した本を集めて展示。
北部	いつか行きたい絶景スポット	2/5(日)～ 3/30(木)	○		自宅で旅行気分を味わえるような資料を集めて展示。

報告第1号

専決処分の報告について

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成15年寒川町教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

専 決 処 分 書

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成15年寒川町教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月16日

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

1 事件名

令和4年度寒川町一般会計補正予算（第11号）について

2 専決処分の内容

令和4年度寒川町一般会計補正予算（第11号）のうち、教育に関する部分について同意し、これを報告する。

3 専決処分の理由

緊急その他やむを得ない事情により教育委員会を招集することができなかったため。

寒 財 第 260 号
令和 5 年 2 月 8 日

寒川町教育委員会
教育長 大川 勝徳 様

寒川町長 木村 俊雄（公印省略）

令和 4 年度寒川町一般会計 3 月補正予算（第 11 号）に係る教育委員会の
意見聴取について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 4 年度
寒川町一般会計 3 月補正予算（第 11 号）のうち教育に関する部分について、貴
委員会の意見を聞きたいので、提出をお願いいたします。

（事務担当は、企画部財政課財政担当 233・234）

令和4年度

寒川町一般会計補正予算（第11号）（教育関係費）

（歳入）

（単位：千円）

科目			補正額 (千円)	補正の内容	
款	項	目		節	説明
14 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費 国庫補助金	16,000	2 総務管理 費補助金	新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金 16,000
		5 教育費 国庫補助金	6,075	1 小学校費 補助金	学校保健特別対策事 業費補助金 （感染症流行下にお ける学校教育活動体 制整備事業） 4,050
				2 中学校費 補助金	学校保健特別対策事 業費補助金 （感染症流行下にお ける学校教育活動体 制整備事業） 2,025
16 財産収入	1 財産運用収入	1 利子及び 配当金	800	1 利子及び 配当金	株式配当金 800
合 計			22,875		

(歳出)

(単位：千円)

10款 教育費

科目		補正額 (千円)	補正の内容		
項	目		節	説明	
1 教育総務費	2 事務局費	△ 4,361	12 委託料	校務支援システム委託料の執行残による更正減	△ 4,361
2 小学校費	1 学校管理費	1,863	10 需用費	消耗品費(新型コロナ感染者等発生対応支援・学習保障支援)	4,180
			14 工事請負費	一之宮小学校(南棟)外壁修繕工事執行残に伴う更正減	△ 6,951
			17 備品購入費	備品購入費(学校における換気対策整備支援)	4,634
3 中学校費	1 学校管理費	△ 9,335	10 需用費	消耗品費(新型コロナ感染者等発生対応支援・学習保障支援)	2,508
			14 工事請負費	寒川中学校(北棟)外壁修繕工事執行残に伴う更正減	△ 14,560
			17 備品購入費	備品購入費(学校における換気対策整備支援)	2,717
4 社会教育費	3 公民館費	2,800	14 工事請負費	北部公民館防水改修工事執行残に伴う更正減	△ 726
			18 負担金、補助金及び交付金	公民館運営持続化支援金の支給	3,526
	4 図書館費	3,343	18 負担金、補助金及び交付金	総合図書館運営持続化支援金の支給	3,343
5 保健体育費	3 学校給食費	△ 3,466	12 委託料	町立小中学校配膳室整備設計委託料の委託契約完了に伴う執行残の更正減	△ 3,466
合 計		△ 9,156			

寒 教 政 第 3 8 4 号
令和 5 年 2 月 1 6 日

寒 川 町 長 様

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

令和 4 年度寒川町一般会計補正予算（第 1 1 号）の補正について

令和 4 年度寒川町一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち、教育に関する部分について
同意いたしますので、これを報告いたします。

（事務担当は、教育政策課）

議案第 4 号

寒川町学校教育法施行細則の一部改正について

寒川町学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

寒 川 町 教 育 委 員 会
教育長 大 川 勝 徳

提案理由

校務支援システム導入により、出席簿及び指導要録の様式を改正するため提案する。

寒川町学校教育法施行細則新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
～ 略 ～ <u>第19号様式（第20条関係）</u> <u>第20号様式（第21条関係）</u> <u>第20号様式の2（第21条関係）</u> <u>第20号様式の2の2（第21条関係）</u> <u>第20号様式の3（第21条関係）</u> <u>第22号様式（第23条関係）</u> <u>第23号様式（第23条関係）</u> <u>第23号様式の2（第23条関係）</u> <u>第24号様式（第23条関係）</u> <u>別紙のとおり</u> ～ 略 ～	～ 略 ～ <u>別紙のとおり</u> ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u>

新旧对照表

現行

第19号様式（第20条関係）

[illegible]

出席簿		年度 月 年 組												担任：																		
日	時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
朝 会	児童生活																															
	特別時間																															
学 校	児童生活																															
	特別時間																															
放 学	児童生活																															
	特別時間																															
出 席	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席	児童生活																															
	特別時間																															
遅 刻	児童生活																															
	特別時間																															
早 退	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
欠 席 率	児童生活																															
	特別時間																															
出 席 率	児童生活																															
	特別時間																															

現行

第20号様式(第21条関係)

(学籍に関する記録)

学年 区分	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録					
児 童	ふりがな氏名		性 別	入学・編入学等	年4月1日 第1学年入学 第 学年編入学 年 月 日
	現住所			転入学	第 学年転入学 学校名
保 護 者	ふりがな氏名			転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日 学校名
	現住所			卒業	年3月31日
入学前の経歴			進 学 先		
学 校 名 及 び 所 在 地					
年度 区分 学年	年度	1	2	3	
	校長氏名印				
	学級担任者氏名印				
年度 区分 学年	年度	4	5	6	
	校長氏名印				
	学級担任者氏名印				

改正案

第 20 号様式（第 21 条関係）

小 学 校 児 童 指 導 要 録

様式 1（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学 級							
整理番号							

学 籍 の 記 録							
児 童	ふりがな			性 別	入学・編入学等	年（ 年 ） 月 日	
	氏 名					第 学年入 学	
	生年月日	年（ 年 ） 月 日生				第 学年編入学	
監 護 者	現住所			転 入 学	年（ 年 ） 月 日		
	転入学				第 学年転入学		
保 護 者	ふりがな			転学・退学等	[年（ 年 ） 月 日]		
	氏 名				年（ 年 ） 月 日		
	現住所						
入学前の経歴			卒 業	年（ 年 ） 月 日			
			進 学 先				
学 校 名 及 び 所 在 地 (分枝名・所在地等)							
年 度	令和 年度（ 年度 ）	令和 年度（ 年度 ）	令和 年度（ 年度 ）				
区分 / 学年	1	2	3				
校長氏名印							
学級担任者 氏 名 印							
年 度	令和 年度（ 年度 ）	令和 年度（ 年度 ）	令和 年度（ 年度 ）				
区分 / 学年	4	5	6				
校長氏名印							
学級担任者 氏 名 印							

現行

第20号様式の2(第21条関係)

(指導に関する記録)

児童氏名		学 校 名		区分	学年	1	2	3	4	5	6							
				学 級														
				整理番号														
各 教 科 の 学 習 の 記 録						外 国 語 活 動 の 記 録												
I 観 点 別 学 習 状 況						観 点												
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学 年	・コミュニケーションへの関心・意欲・態度 ・外国語への慣れ親しみ ・言語や文化に関する気付き								
国 語	国語への関心・意欲・態度								5									
	話す・聞く能力																	
	書く能力																	
	読む能力																	
社 会	言語についての知識・理解・技能								6									
	社会的事象への関心・意欲・態度																	
	社会的な思考・判断・表現																	
	観察・資料活用・技能																	
算 数	社会的事象についての知識・理解								3	総合的な学習の時間の記録								
	算数への関心・意欲・態度																	
	数学的な考え方																	
	数量や図形についての技能																	
理 科	数量や図形についての知識・理解								4									
	自然事象への関心・意欲・態度																	
	科学的な思考・表現																	
	観察・実験の技能																	
生 活	自然事象についての知識・理解								5									
	生活への関心・意欲・態度																	
	活動や体験についての思考・表現																	
	身近な環境や自分についての気付き																	
音 楽	音楽への関心・意欲・態度								6									
	音楽表現の創意工夫																	
	音楽表現の技能																	
	鑑賞の能力																	
図 画 工 作	造形への関心・意欲・態度																	
	発想や構想の能力																	
	創造的な技能																	
	鑑賞の能力																	
家 庭 生 活	家庭生活への関心・意欲・態度																	
	生活を創意工夫する能力																	
	生活の技能																	
	家庭生活についての知識・理解																	
体 育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度																	
	運動や健康・安全についての思考・判断																	
	運動の技能																	
	健康・安全についての知識・理解																	
II 評 定						特 別 活 動 の 記 録												
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
3										学級活動								
4										児童会活動								
5										クラブ活動								
6										学校行事								

改正案

第 20 号様式の 2 (第 21 条関係)

様式 2 (指導に関する記録)

児 童 氏 名		学 校 名		区分	学年	1	2	3	4	5	6						
				学 級													
				整理番号													
各 教 科 の 学 習 の 記 録						特 別 の 教 科 道 徳											
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国 語	知識・技能								1								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								2								
	評定																
社 会	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
算 数	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
理 科	知識・技能								外 国 語 活 動 の 記 録								
	思考・判断・表現								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度					
	主体的に学習に取り組む態度								3								
	評定																
生 活	知識・技能								4								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録								
	評定								学年	学習活動	観 点	評 価					
音 楽	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
図 画 工 作	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
家 庭	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
体 育	知識・技能								特 別 活 動 の 記 録								
	思考・判断・表現								内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6
	主体的に学習に取り組む態度								学級活動								
	評定								児童会活動								
外 国 語	知識・技能								クラブ活動								
	思考・判断・表現								学校行事								
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																

現行

児童氏名	
------	--

行 動 の 記 録															
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公徳心							
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項															
第 1 学 年							第 4 学 年								
第 2 学 年							第 5 学 年								
第 3 学 年							第 6 学 年								
出 欠 の 記 録															
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席を要 する日数	欠席日数	出席日数	備 考									
1															
2															
3															
4															
5															
6															

(注)「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、以下のような事項などを記録する。

- ①各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ②特別活動に関する事実及び所見
- ③行動に関する所見
- ④児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果など指導上参考となる諸事項
- ⑤児童の成長の状況に関わる総合的な所見

改正案

児 童 氏 名

行 動 の 記 録															
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公德心							
教科カテゴリ1教科11科目1観点1								教科カテゴリ1教科12科目1観点1							
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項															
第1学年							第4学年								
第2学年							第5学年								
第3学年							第6学年								
出 欠 の 記 録															
区分 学年	授業日数	出席停止、 欠席等の日数	出席しなけ ればならない日数	欠席日数	出席日数	備 考									
1															
2															
3															
4															
5															
6															

現行

第20号様式の2の2(第21条関係)

(指導に関する記録)

児 童 氏 名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各教科・外国語活動・特別活動・総合的な学習の時間・自立活動・その他 の記録			
学年 教科等	1	2	3
各教科・外国語活動・特別活動・総合的な学習の時間・自立活動・その他			
学年 教科等	4	5	6
各教科・外国語活動・特別活動・総合的な学習の時間・自立活動・その他			

改正案

第 20 号様式の 2 の 2 (第 21 条関係)

様式 2 (指導に関する記録)

児 童 氏 名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各 教 科 ・ 特 別 活 動 ・ 自 立 活 動 の 記 録							
学年 教科書	1	2	3	4	5	6	
生							
活							
国							
語							
算							
数							
音							
楽							
図							
画							
工							
作							
体							
育							
特 別 活 動							
自 立 活 動							

現行

児童氏名	
------	--

行 動 の 記 録				入学時の障がいの状態		
第1学年		第4学年				
第2学年		第5学年				
第3学年		第6学年				
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項						
第1学年			第4学年			
第2学年			第5学年			
第3学年			第6学年			
出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止 ・忌引等 の日数	出席を要 する日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

(注)「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、以下のような事項などを記録する。

- ①行動に関する所見
- ②児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、標準化された検査の結果など指導上参考となる諸事項
- ③児童の成長の状況に関わる総合的な所見

改正案

児 童 氏 名

特 別 の 教 科 道 徳						
学習状況及び道徳性に係る成長の様子						
第1学年				第4学年		
第2学年				第5学年		
第3学年				第6学年		
行 動 の 記 録					入学時の障害の状態	
第1学年			第4学年			
第2学年			第5学年			
第3学年			第6学年			
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項						
第1学年				第4学年		
第2学年				第5学年		
第3学年				第6学年		
出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 欠席等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

現行

第20号様式の3(第21条関係)

小学校児童指導要録抄本

学校名										
所在地										
児 童	ふりがな 氏 名		性 別		男 ・ 女					
			年 月 日生							
現 住 所										
卒業年月日		年3月31日								
総合所見及び指導上参考となる諸事項			各 教 科 の 学 習 の 記 録							
			評 定							
			教科 学年	国 語	社 会	算 数	理 科	音 楽	図 画 工 作	家 庭 育
			6							
			6学年担任氏名							
この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。										
年 月 日										
寒川町立 小学校長										

小学校児童指導要録抄本

学校名													
所在地													
児 童	ふりがな 氏 名				性別								
				年 (年) 月 日生									
	現住所												
卒業年月日		年 (年) 月 日											
総合所見及び指導上参考となる諸事項				各教科の学習の記録									
				評 定									
				教科 学年	国 語	社 会	算 数	理 科	音 楽	図 画 工 作	家 庭 育	体 育	外 国 語
				6									
				6 学年担任氏名									
この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。 印													

小学校児童指導要録抄本

学校名													
所在地													
児 童	ふりがな 氏 名		性別										
			年 (年) 月 日生										
	現住所												
卒業年月日			年 (年) 月 日										
総合所見及び指導上参考となる諸事項				各教科の学習の記録									
				評 定									
				教科 学年	国 語	社 会	算 数	理 科	音 楽	図 画 工 作	家 庭 育	体 育	外 国 語
				6									
				6 学年担任氏名									
この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。													
印													

現行

第22号様式(第23条関係)

(学籍に関する記録)

学年 区分	1	2	3
学 級			
整理番号			

学 籍 の 記 録							
生	ふりがな 氏 名		性 別		入学・編入学等	年4月1日 第1学年入学 第 学年編入学	
		年 月 日生					
徒	現 住 所				転 入 学	年 月 日 第 学年入学 学校名	
保 護 者	ふりがな 氏 名				転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日 学校名	
	現 住 所				卒 業	年3月31日	
入学前の経歴					進 学 先 ・ 就 職 先 等		
学 校 名 及 び 所 在 地				年度 区分	年度 1	年度 2	年度 3
				校長氏名印			
				学級担任者 氏 名 印			

第 22 号様式（第 23 条関係）

中 学 校 生 徒 指 導 要 録

様式 1（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3
学 級				
整理番号				

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな		性別	入学・編入学等	年（ 年 ） 月 日 第 学年入 学 第 学年編入学
	氏 名				
	生年月日	年（ 年 ） 月 日生		転 入 学	年（ 年 ） 月 日 第 学年転入学
	現 住 所				
保 護 者	ふりがな			転学・退学等	[年（ 年 ） 月 日] 年（ 年 ） 月 日
	氏 名				
	現 住 所			卒 業	年（ 年 ） 月 日
入学前の経歴				進 学 先 就 職 先 等	
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)					
年 度	令和 年度（ 年度 ）	令和 年度（ 年度 ）	令和 年度（ 年度 ）		
区分	学年	1	2	3	
校 長 氏 名 印					
学 級 担 任 者 氏 名 印					

現行

第23号様式(第23条関係)

(表)

(指導に関する記録)

生徒氏名	学 校 名	区分／学年	1	2	3
		学 級			
		整理番号			

各 教 科 の 学 習 の 記 録												
I 観 点 別 学 習 状 況												
教科	観 点	学 年	1	2	3	教科	観 点	学 年	1	2	3	
国 語	国語への関心・意欲・態度											
	話す・聞く能力											
	書く能力											
	読む能力											
	言語についての知識・理解・技能											
社 会	社会的事象への関心・意欲・態度											
	社会的な思考・判断・表現											
	資料活用・技能											
	社会的事象についての知識・理解											
数 学	数学への関心・意欲・態度					学年／教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術
	数学的な見方や考え方					1						
	数学的な技能					2						
	数量や図形などについての知識・理解					3						
						学年／教科	保健体育	技術・家庭	外国語			
理 科	自然事象への関心・意欲・態度					1						
	科学的な思考・表現					2						
	観察・実験の技能					3						
	自然事象についての知識・理解											
						総合的な学習の時間の記録						
音 楽	音楽への関心・意欲・態度					学年	学 習 活 動	観 点	評 価			
	音楽表現の創意工夫					1						
	音楽表現の技能											
	鑑賞の能力											
美 術	美術への関心・意欲・態度					2						
	発想や構想の能力											
	創造的な技能											
	鑑賞の能力											
	保 健 体 育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度					3					
運動や健康・安全についての思考・判断												
運動の技能												
運動や健康・安全についての知識・理解												
技 術 ・ 家 庭		生活や技術への関心・意欲・態度										
	生活を工夫し創造する能力											
	生活の技能											
	生活や技術についての知識・理解											
	外 国 語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度					特 別 活 動 の 記 録					
外国語表現の能力						内 容	観 点	学 年	1	2	3	
外国語理解の能力						学級活動						
言語や文化についての知識・理解						生徒会活動						
						学校行事						

改正案

第 23 号様式（第 23 条関係）

様式 2（指導に関する記録）

生徒氏名		学 校 名			区分	学年	1	2	3
					学 級				
					整理番号				

各 教 科 の 学 習 の 記 録															
教科	観 点	学 年	1	2	3	教科	観 点	学 年	1	2	3				
国 語	知識・技能					知識・技能									
	思考・判断・表現						思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度								
	評定						評定								
社 会	知識・技能					特 別 の 教 科 道 徳									
	思考・判断・表現					学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子								
	主体的に学習に取り組む態度					1									
	評定														
数 学	知識・技能					2									
	思考・判断・表現														
	主体的に学習に取り組む態度					3									
	評定														
理 科	知識・技能					総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録									
	思考・判断・表現					学年	学 習 活 動	観 点	評 価						
	主体的に学習に取り組む態度					1									
	評定														
音 楽	知識・技能										2				
	思考・判断・表現														
	主体的に学習に取り組む態度														
	評定														
美 術	知識・技能					3									
	思考・判断・表現														
	主体的に学習に取り組む態度														
	評定														
保 健 体 育	知識・技能					3									
	思考・判断・表現														
	主体的に学習に取り組む態度														
	評定														
技 術 ・ 家 庭	知識・技能					特 別 活 動 の 記 録									
	思考・判断・表現					内 容	観 点	学 年	1	2	3				
	主体的に学習に取り組む態度														
	評定														
外 国 語	知識・技能											学級活動			
	思考・判断・表現					生徒会活動									
	主体的に学習に取り組む態度					学校行事									
	評定														

現行

(裏)

生 徒 氏 名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項									
第 1 学 年									
第 2 学 年									
第 3 学 年									
出 欠 の 記 録									
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席を要 する日数	欠席日数	出席日数	備 考			
学年									
1									
2									
3									

(注)「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、以下のような事項などを記録する。

- ①各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ②特別活動に関する事実及び所見
- ③行動に関する所見
- ④進路指導に関する事項
- ⑤生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果など指導上参考となる諸事項
- ⑥生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

改正案

生徒氏名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				
教科カテゴリ1教科11科目1観点1					教科カテゴリ1教科12科目1観点1				
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項									
第1学年									
第2学年									
第3学年									
出 欠 の 記 録									
区分 学年	授業日数	出席停止、 欠席等の日数	出席しないが 理由のない日数	欠席日数	出席日数	備 考			
1									
2									
3									

現行

第23号様式の2(第23条関係)

(指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科・特別活動・総合的な学習の時間・自立活動・その他の記録			
学年 教科等	1	2	3
各教科			
特別活動			
総合的な学習の時間			
自立活動			
その他			

改正案

第 23 号様式の 2 (第 23 条関係)

様式 2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科・特別活動・自立活動の記録						
学年 教科書	1	2	3			
国語						
社会						
数学						
理科						
音楽						
美術						
保健体育						
職業・家庭						
その他						
特別活動						
自立活動						

現行

生徒氏名

入学時の属がいの状態						
項目	学年	1	2	3		
行動の記録						
総合所見及び指導上参考となる諸事項						

出欠の記録						
区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席を要する日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						

(注)「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、以下のような事項などを記録する。

- ①行動に関する所見
- ②進路指導に関する事項
- ③生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、標準化された検査の結果など指導上参考となる諸事項
- ④生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

改正案

生徒氏名

特別の教科 道徳						
学習状況及び道徳性に係る成長の様子						
第1学年						
第2学年						
第3学年						
総合的な学習の時間の記録						入学時の障害の状態
学年	学習活動	観 点	評 価			
第1学年						
第2学年						
第3学年						
行 動 の 記 録						
第1学年						
第2学年						
第3学年						
総合所見及び指導上参考となる諸事項						
第1学年						
第2学年						
第3学年						
出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止、 引当の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						

現行

第24号様式（第23条関係）

中 学 校 生 徒 指 導 要 録 抄 本

学校名													
所在地													
生	ふりがな								性 別	男 ・ 女			
	氏 名								年 月 日生				
徒	現 住 所												
卒 業 年 月 日		年 3月 31日											
各 教 科 の 学 習 の 記 録(評 定)													
教科	国	社	数	理	音	美	保	技	外	選 択 教 科			
学年	語	会	学	科	楽	術	健	術・家庭	国				
3													
総合所見及び指導上参考となる諸事項													
この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 寒川町立 中学校長													

中学校生徒指導要録抄本

学校名													
所在地													
生 徒	ふりがな 氏 名		性別										
			年（ 年） 月 日生										
	現住所												
卒業年月日		年（ 年） 月 日											
総合所見及び指導上参考となる諸事項				各教科の学習の記録									
				評 定									
				教科 学年	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	技術・ 家庭	外国 語
				3									
				3 学年担任氏名									
この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。													
㊟													

中学校生徒指導要録抄本

学校名													
所在地													
生 徒	ふりがな 氏 名		性別										
			年（ 年） 月 日生										
	現住所												
卒業年月日		年（ 年） 月 日											
総合所見及び指導上参考となる諸事項				各教科の学習の記録									
				評 定									
				教科 学年	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	技術・ 家庭	外国 語
				3									
				3 学年担任氏名									
この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。 ⑩													

寒川町教育委員会規則第 号

寒川町学校教育法施行細則の一部を改正する規則

寒川町学校教育法施行細則（昭和 59 年寒川町教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 19 号様式、第 20 号様式、第 20 号様式の 2、第 20 号様式の 2 の 2 及び第 20 号様式の 3 を次のように改める。

令和 5 年度

重 点 施 策

(素案)

寒 川 町 教 育 委 員 会

はじめに

寒川町教育委員会では、令和３年度に第２次寒川町教育振興基本計画（令和３年度～令和１０年度。以下「基本計画」という。）を策定し、策定期間の前半（令和３年度～令和６年度）に取り組む施策について、前期実施計画（以下「実施計画」という。）として示しています。

今日、人口減少・少子高齢化、グローバル化や新型コロナウイルス感染症の拡大など、我々を取り巻く環境は変化しています。基本計画及び実施計画により示した各施策・取組をそうした社会状況に合わせ、より実効性のあるものにするため、年度ごとに特に重点的に取り組む施策を明確に示した重点施策を定めています。

この度、令和５年度に取り組む重点施策を学校教育について６項目１０施策、社会教育について４項目９施策として取りまとめました。

学校教育の分野では、新学習指導要領が小・中学校ともに全面実施となり、「生きる力」につながる「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の育成を図るために、学びの質を一層高める授業改善の取り組みを活性化してまいります。

また、社会教育の分野では、前述の社会状況の変化に加え、地域コミュニティでの人間関係の希薄化、地域や家庭の教育力の低下などの課題に直面しており、これまで以上に人々の学びや、学びを力にした地域づくりの取り組みを進めてまいります。

さらに、各教育を提供するための施設については、安心・安全な教育を継続するための維持管理を行い、維持補修を目的とする修繕等を実施する際には、持続可能な施設維持の観点も取り入れた事業を推進してまいります。

以上の点を踏まえ、令和５年度の寒川町教育委員会の施策を着実に進めてまいります。

令和５年３月 教育委員会

令和5年度重点施策一覧

学校教育		ページ
1	学力向上に向けた主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善の充実を図ります。	
	1 「主体的・対話的で深い学び」につながる授業実践及び指導と評価の一体化の推進等、今日求められる教育課題に関する校内研究会及び教職員研修会等の充実	4
	2 学習形態や指導方法等の工夫を通した一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	5
	2 特別の教科 道徳の時間を要とした教科等の指導を通して、児童・生徒指導の充実を図ります。	
	1 様々な体験的な学習等における児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自他を尊重する態度の育成といじめのない学級・学校づくりの推進	6
	2 「特別の教科 道徳」の特質を踏まえ、自ら考え判断し行動できる力を育む教育活動全体を通じた道徳教育の充実	7
	3 支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整備します。	
	1 教育相談コーディネーターを中心としたケース会議の実施など、個々のニーズに応じた支援体制及び特別支援教育の充実	8
	2 児童相談所等の他機関との連携をした学校生活に不安や課題を抱える児童・生徒への相談指導体制の充実	9
	4 質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する機会の充実を図ります。	
	1 小学校英語専科教員の配置及び各外国人指導者（F L T）の小・中学校への常駐配置による指導体制の強化を通じた外国語教育の推進	10
	2 外国語教育推進リーダー研究会を通じた組織的な研究体制及び情報共有の充実	11
	5 情報活用能力を含む学力向上に向けた I C T 機器を効果的に活用する授業の展開を図ります。	
	1 I C T 機器等の整備による新学習指導要領に対応した分かりやすい授業の展開に向けた授業研究体制及び教職員研修の充実	12
	2 I C T 支援員の配置による各校のニーズに応じた情報教育に係る支援の充実	13
	6 安心・安全な学校生活とよりよい学習環境づくりのために学校教育施設の整備の充実を図ります。	
	1 学校施設の維持保全と整備を通じた安心・安全な学校教育を継続するための環境づくり（小中学校修繕、施設維持補修委託、外壁修繕工事など）	14
	2 工事および備品の調達による給食センター整備、運用手法検討・決定、学校給食費公会計化実施	15

社会教育		ページ
1 社会の持続的発展のための学びの推進		
1	人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するため、現代的課題や地域課題についての学習機会の充実	16
2	公民館利用者の高齢化や固定化が進んでいるため、サークル活性化を目指し、サークル入会体験フェスタやサークル育成講座などの事業の実施	17
3	町民の知的要求や課題解決のための地域の情報拠点となる図書館として、特色ある企画テーマ展示の実施	18
4	町民の読書活動を支援するボランティア活動の充実	19
2 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援		
1	子育て家庭を支援するため、子育てや大人と子どものふれあう学習機会の充実	20
2	幼少期から読書習慣の定着を目指し、図書館に来る機会づくりの充実	21
3 郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。		
1	国登録有形文化財への登録の推進	22
2	講座や展示等を充実させ、町民が寒川町の文化財を知る機会の充実	23
4 乳幼児から高齢者までの学びの拠点として、快適で安全な学習環境を整えるため、社会教育施設の整備等に努めます。		
1	指定管理者と連携し、必要な修繕などの実施	24

学 校 教 育

重点施策 Ⅰ

学力向上に向けた主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善の充実を図ります。

		担当課	学校教育課		
Ⅰ－Ⅰ	「主体的・対話的で深い学び」につながる授業実践及び指導と評価の一体化の推進等、今日求められる教育課題に関する校内研究会及び教職員研修会等の充実				
主な取組	教職員の資質向上事業、教育活動充実事業				
事業概要 (Plan)	各小・中学校の校内研究に係る授業研究会、講演会等を公開、交流し、教職員の授業力の向上を図る。各小・中学校において、学習指導要領を踏まえた校内研究を推進し、外部講師を招聘しての講演会などを通して、最新の教育実践に係る情報に基づく研究を行うとともに、研究授業を通して、外部講師や指導主事による指導助言を行い、各教職員に対する実践的な授業改善を図っていく。さむかわ学びっ子育成推進委員会を組織し、各校の校内研究について情報共有及び交換を目的として年4回の推進委員会を実施する。				
取組実績 (Do1)					
成果指標 (Do2) (Check1)	自己の授業改善につながると感じた教職員の割合 (教職員研修会・教育講演会事後アンケートより)	目標値	実績値	総合評価	
		80%			
課 題 (Check2)					
今後の方向性・改善策 (Action)					

		担当課	学校教育課	
1-2	学習形態や指導方法等の工夫を通した一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実			
主な取組	少人数教育推進事業			
事業概要 (Plan)	学級の人数を半分に分けて少人数授業実施のための補充教員を各学校に1名ずつ配置し、個に応じたきめ細かい指導を展開することを目指す。 各小・中学校に少人数学習補充教員を1名ずつ配置して、少人数による授業の実施を目指し、きめ細かい指導により授業の理解を深め、学力の向上を図る。			
取組実績 (Do1)				
成果指標 (Do2) (Check1)	基礎力定着度確認問題(※)の 平均正答率 (※毎年度、町で実施しているもの)	目標値	実績値	総合評価
		70%		
課 題 (Check2)				
今後の方向 性・改善策 (Action)				

学 校 教 育

重点施策 2

特別の教科 道徳の時間を要とした教科等の指導を通して、児童・生徒指導の充実を図ります。

		担当課	学校教育課	
2－1	様々な体験的な学習等における児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自他を尊重する態度の育成といじめのない学級・学校づくりの推進			
主な取組	豊かな心・文化育成事業			
事業概要 (Plan)	「寒川町いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめの未然防止に組織的に努めるとともに、様々な体験的な学習等における児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自他を尊重する態度を育み、いじめの起きない学校づくりをめざす。 また、本物に触れる機会を芸術鑑賞として設けることにより、児童・生徒に情操豊かな心の育成を図る。			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合 (全国学力・学習状況調査より)	目標値	実績値	総合評価
		70%		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

		担当課	学校教育課	
2-2	「特別の教科 道徳」の特質を踏まえ、自ら考え判断し行動できる力を育む教育活動全体を通じた道徳教育の充実			
主な取組	教育活動充実事業			
事業概要 (Plan)	新学習指導要領に基づいて、教育活動全般において道徳性を育むために、「特別の教科 道徳」を核とした道徳教育の推進を図るとともに、各教科や特別活動、学校行事、体験活動、部活動等の教育活動全体を通して、生命を尊重する心や自他を大切にする心を育む。			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	命を大切に、自分や仲間を大切にしている児童・生徒の割合 (児童・生徒アンケートより)	目標値	実績値	総合評価
		100%		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

学 校 教 育

重点施策 3

支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整備します。

		担当課	学校教育課		
3-1	教育相談コーディネーターを中心としたケース会議の実施など、個々のニーズに応じた支援体制及び特別支援教育の充実				
主な取組	特別支援教育推進事業				
事業概要 (Plan)	多様な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校が外部機関と連携することにより、よりよい対応につなげられるよう、情報共有等を通じて、支援を必要とする児童・生徒の保護者の支援や教育相談を行う。				
取組実績 (DoI)					
成果指標 (Do2) (CheckI)	児童・生徒や保護者、学校のニーズに応じた教育相談の実施	目標値	実績値	総合評価	
課 題 (Check2)					
今後の方向性・改善策 (Action)					

		担当課	学校教育課	
3-2	児童相談所等の他機関との連携をした学校生活に不安や課題を抱える児童・生徒への相談指導体制の充実			
主な取組	教育相談事業			
事業概要 (Plan)	寒川町相談指導教室を核とした不登校児童・生徒に対する相談体制の充実を図り、多様な支援を必要とする児童・生徒、保護者のニーズを受け止めながら、具体的な対応につなげるために、支援を必要とする児童・生徒の保護者の支援や教育相談を行う。			
取組実績 (Do1)				
成果指標 (Do2) (Check1)	児 童・生徒や保護者、学校の ニーズに応じた教育相談の実施	目標値	実績値	総合評価
課 題 (Check2)				
今後の方向 性・改善策 (Action)				

学 校 教 育

重点施策 4

質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する機会の充実を図ります。

		担当課	学校教育課		
4-1	小学校英語専科教員の配置及び各外国人指導者（FLT）の小・中学校への常駐配置による指導体制の強化を通じた外国語教育の推進				
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業				
事業概要（Plan）	外国人指導者（FLT）を全小・中学校に常駐配置し、とくに小学校においては、全ての外国語授業でFLTと日本人教員との互いの強みを生かしたチーム・ティーチングを行い、授業の質を向上させる。さらに、外国語の授業以外の教科や、行事、部活動など学校生活全般においてFLTとのやり取りを通じて外国語使用機会及び言語や文化についての体験的な学習等の充実を図る。また、夏季休業中にFLTを講師として、「さむかわイングリッシュキャンプ」を小学1～6年生及び成人対象に4つの外国語に関する講座を実施する。 小学校における外国語教育の早期化・教科化に伴って、教員に更なる専門性が求められる中、外国語に関する資格を有する小学校英語専科教員を小学校に配置し、中核的な役割として、より適切な指導・評価計画の作成、教材開発等を行い、各小学校と共有するなど、専門性を一層重視した指導体制を構築する。				
取組実績（DoI）					
成果指標（Do2）（Check1）	FLTとの授業における外国語を楽しく学んでいる児童生徒の割合（児童生徒アンケート）	目標値	実績値	総合評価	
		90%			
課 題（Check2）					
今後の方向性・改善策（Action）					

		担当課	学校教育課	
4-2	外国語教育推進リーダー研究会を通じた組織的な研究体制及び情報共有の充実			
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業			
事業概要 (Plan)	各小・中学校から1名ずつ外国語教育を推進するリーダーを選出し、各校の外国語教育の実践を推進するとともに、町立小・中学校の外国語教育について、今求められる授業を行えるよう、授業内容(カリキュラム)及び指導・評価方法等の研究を行う。 さらに、FLT、小学校英語専科教員及び町教育委員会外国語教育担当指導主事との連携を深め、情報共有や意見交換等を通じて、組織的に寒川の子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の育成を図る。			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	英語の勉強が好きな児童生徒の割合 (全国学力学習状況調査)	目標値	実績値	総合評価
		60%		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

学 校 教 育

重点施策 5

情報活用能力を含む学力向上に向けた I C T 機器を効果的に活用する授業の展開を図ります。

		担当課	学校教育課		
5－1	ICT機器等の整備による新学習指導要領に対応した分かりやすい授業の展開に向けた授業研究体制及び教職員研修の充実				
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業				
事業概要 (Plan)	GIGAスクール構想において導入された、児童・生徒用1人1台タブレットを効果的に活用し、授業研究体制及び教職員研修の充実を図るとともに、児童・生徒にとって分かりやすい授業の展開を目指す。				
取組実績 (Do1)					
成果指標 (Do2) (Check1)	基礎力定着度確認問題(※)の 平均正答率 (※毎年度、町で実施しているもの)	目標値	実績値	総合評価	
		70%			
課 題 (Check2)					
今後の方向性・改善策 (Action)					

		担当課	学校教育課	
5-2	ICT支援員の配置による各校のニーズに応じた情報教育に係る支援の充実			
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業			
事業概要 (Plan)	新学習指導要領では、3つの資質・能力を育むともに、資質・能力の一つとして位置づけられた情報活用能力を育成することが求められている。これらの資質・能力を育を育むためには、GIGAスクール構想において導入されたタブレットを効果的に授業で活用することが大事である。そのためには、定期的な研修会の開催や専門性を生かしたICT支援員を配置するなど教職員の支援体制の充実を図ることが肝要である。整備された端末を授業の中で活用することによって、児童・生徒の資質・能力を育んでいく。			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	タブレット端末を活用した学習について有用感を感じている割合 (児童・生徒アンケート)	目標値	実績値	総合評価
		80%		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

学 校 教 育

重点施策 6

安心・安全な学校生活とよりよい学習環境づくりのために学校教育施設の整備の充実を図ります。

		担当課	教育施設給食課	
6-1	学校施設の維持保全と整備を通じた安心・安全な学校教育を継続するための環境づくり(小中学校修繕、施設維持補修委託、外壁修繕工事など)			
主な取組	学校施設の維持管理			
事業概要 (Plan)	学校生活における児童生徒の学習環境の改善を図る計画的な修繕工事の実施や、経年劣化に対応するため、公共施設再編計画に基づいた修繕工事を実施する。 また、法定点検を含む保守点検を実施し、その結果により生じる必要な修繕及び緊急修繕等について、町の厳しい財政状況を踏まえた上で適切な管理を行い、安心・安全な学校環境の維持に努める。 ○令和5年度計画工事 旭小学校、小谷小学校及び旭が丘中学校の旭が丘中学校防球ネット補強工事、一之宮小学校南棟外壁修繕工事、寒川東中学校北棟外壁修繕工事			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	整備・修繕等対応件数 (対応件数／修繕等発生件数)	目標値	実績値	総合評価
		90%		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

		担当課	教育施設給食課	
6-2	工事および備品の調達による給食センター整備、運用手法検討・決定、学校給食費公会計化実施			
主な取組	学校給食センター整備事業			
事業概要 (Plan)	小中合わせた完全給食を、安全で安定的に提供が行える学校給食センター整備に向けた取組を進める。今年度は、昨年度から引き続き地域振興施設等整備事業を活用した施設整備工事を進めつつ、令和5年9月からの給食開始に向け、寒川町としての運用方法を給食センター整備運用検討部会で検討し、町としての方針を定めていく。 また、給食センターの運用に必要な厨房や事務備品等の調達をするための必要な検討及び発注を行い、併せて給食費公会計化に向けて給食費管理や栄養管理のシステム導入を行う。			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	整備工事の進捗率、および、厨房、事務備品等の調達準備	目標値	実績値	総合評価
		100%		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

社会教育

重点施策 Ⅰ

社会の持続的発展のための学びの推進

		担当課	教育政策課	
Ⅰ－Ⅰ	人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するため、現代的課題や地域課題についての学習機会の充実			
主な取組	現代的・地域的課題に関する講座等の開催			
事業概要 (Plan)	現代的課題や地域課題にについて学習する講座を各公民館で実施します。 【町民センター】 ボランティア育成講座、環境講座、人権講座、防犯講座、地域の語り部による講座、近隣施設見学 【北部公民館】 シニアクラス、大人の超初心者パソコン教室、スマホを買う前のスマホ教室、公民館花いっぱい運動 【南部公民館】 農業講座、文書館出前講座、一之宮を再発見しよう講座、寒川神社をもっと知ろう講座			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	講座等の参加者の満足度	目標値	実績値	総合評価
		90%		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

		担当課	教育政策課	
1-2	公民館利用者の高齢化や固定化が進んでいるため、サークル活性化を目指し、サークル入会体験フェスタやサークル育成講座などの事業の実施			
主な取組	公民館サークルの育成・支援			
事業概要 (Plan)	サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり等のサークル育成・支援を目的とした事業を行います。 【3館共通】 公民館まつり サークル入会体験フェスタ(5月・11月) 各館の利用者の会に登録しているサークルが講師となるサークル育成講座の実施			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	利用者の会登録団体数	目標値	実績値	総合評価
		180団体		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

社 会 教 育

重点施策 Ⅰ

社会の持続的発展のための学びの推進

		担当課	教育政策課		
Ⅰ－3	町民の知的要求や課題解決のための地域の情報拠点となる図書館として、特色ある企画テーマ展示の実施				
主な取組	図書資料を活用した様々なテーマの企画展示の実施				
事業概要 (Plan)	町民の図書館の利用促進を図るため、図書館資料を活用した展示活動を実施する。 【総合図書館】 企画展示、YA展示、児童展示、CD展示、複合展示、絵本小規模展示 【北部・南部分室】 北部・南部分室展示				
取組実績 (DoⅠ)					
成果指標 (Do2) (CheckⅠ)	展示資料の貸出点数	目標値	実績値	総合評価	
		10,000点			
課 題 (Check2)					
今後の方向性・改善策 (Action)					

		担当課	教育政策課	
Ⅰ－４	町民の読書活動を支援するボランティア活動の充実			
主な取組	図書館ボランティアの育成			
事業概要 (Plan)	地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成を行います。 【総合図書館】 読み聞かせボランティア、書架整理ボランティア			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	ボランティア活動年間参加人数	目標値	実績値	総合評価
		300人		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

社会教育

重点施策 2

多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

		担当課	教育政策課		
2-1	子育て家庭を支援するため、子育てや大人と子どものふれあう学習機会の充実				
主な取組	親子・子ども対象事業の実施				
事業概要 (Plan)	公民館講座等で家庭教育支援や青少年の体験活動充実に関する学習機会を提供する。 《親子対象事業》 【町民センター】0歳児えいごであそぼう、ママとベビーのふれあい体操、星空観察会、親子工作教室、親子で楽しむ恐竜の話【北部公民館】親子ホテル観察会、夏休みおはなし図書館／【南部公民館】親子リトミック教室、親子でクラフト教室 等 《青少年対象事業》 【3館共通】さむかわイングリッシュキャンプ、書き初め大会 【町民センター】子どもプログラミング教室、子ども科学教室、子どもパステルアート教室 【北部公民館】子ども実験教養室、モザイクアート教室、子どもマイコン・プログラム教室 【南部公民館】子ども寄せ植え教室、子どもクッキング教室、寒川中学校吹奏楽部演奏会				
取組実績 (DoI)					
成果指標 (Do2) (CheckI)	公民館講座等の全事業実績における親子・青少年対象事業の割合	目標値	実績値	総合評価	
		30%			
課題 (Check2)					
今後の方向性・改善策 (Action)					

		担当課	教育政策課	
2-2	幼少期から読書習慣の定着を目指し、図書館に来る機会づくりの充実			
主な取組	子ども対象の読書活動推進に関する事業の実施			
事業概要 (Plan)	幼少期から読書習慣を身につけられるよう、図書館に来る機会づくりを充実する。 《乳幼児期の親子対象事業》 おひざにだっこのおはなし会、出張わらべうた講座 《幼児・小学生対象事業》 土曜日おはなし会、わくわく読書マラソン、ジュニア司書講座 《青少年(ヤングアダルト)対象事業》 YA向け図書展示 《学校との連携事業》 団体貸出、学校図書室と連携した読書啓発活動			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	利用登録者数における18歳以下の割合	目標値	実績値	総合評価
		25%		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

社会教育

重点施策 3

郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。

		担当課	教育政策課	
3－1	国登録有形文化財への登録の推進			
主な取組	文化財保護事業			
事業概要 (Plan)	町内の近代文化財である旧広田医院の国登録有形文化財へ登録を推進し、町内初の国登録文化財とすることで、文化財保護及び意識の向上を図る。また、登録後は今後の保護活用方法を協議していく。			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	登録件数	目標値	実績値	総合評価
		1		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

		担当課	教育政策課	
3-2	講座や展示等を充実させ、町民が寒川町の文化財を知る機会の充実			
主な取組	文化財学習センター事業、公民館運営事業			
事業概要 (Plan)	・事業や文化財学習センター事業、公民館事業において実施される各歴史文化財関連事業を「寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業」として連携・協力を強化し、より多くの人に郷土の歴史文化に関する事業を提供していく。			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	事業の参加者数	目標値	実績値	総合評価
		210		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				

社会教育

重点施策 4

乳幼児から高齢者までの学びの拠点として、快適で安全な学習環境を整えるため、社会教育施設の整備等に努

		担当課	教育施設給食課	
4ーI	指定管理者と連携し、必要な修繕などの実施			
主な取組	社会教育施設の維持管理			
事業概要 (Plan)	各館の快適で安全な学習環境を整えるために必要な修繕等を実施する。 ○令和5年度実施予定修繕、工事等 指定管理者実施:町民センター受水槽揚水ポンプ外壁等修繕 寒川町実施:北部公民館防水改修工事、総合図書館給水ポンプ更新工事			
取組実績 (DoI)				
成果指標 (Do2) (CheckI)	計画修繕・工事実施率	目標値	実績値	総合評価
		100%		
課 題 (Check2)				
今後の方向性・改善策 (Action)				



寒川町立小・中学校適正化等基本計画 策定に関する報告書 (素案)

2023年 月

寒川町立小・中学校適正化等検討委員会

令和5年2月14日学校適正化等検討委員会資料

寒川町立小・中学校適正化等基本計画の検討に関する報告

寒川町立小・中学校の適正規模・適正配置等の検討については、「公共施設等の老朽化・更新財源問題」への対応と、人口減少・少子高齢化社会に見合った「公共施設等の最適配置」を図ることで、「財政破綻を回避」することを大命題とし、2021年3月に策定された「寒川町公共施設再編計画」での学校教育施設に係る結論を前提に進められることとなりました。

具体的には、「現状の小中学校8校から、将来は6校への再編が適正と考えられる。」との結論を受け、「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」が設置され、2021年11月から検討を進めてきたところです。

一方、従来から町教育委員会においては、「よく学び、よく遊び、よく生きる」を教育の基本理念として教育活動が展開されてきました。

ここには、「『学び』と『遊び』の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること(=自立)と人と人のつながりを育むこと(=共生)の双方が同時に高められることを『よく生きる』」ととらえる、との想いが込められており、まさに教育の神髄をとらえたものと考えます。

こうした中、文部科学省の有識者会議の最終報告においては、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」ということで、「ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割」や「学びのスタイルの変容への対応」などが報告されています。

これらの点については、「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」の策定以降に開催した地域懇談会においても、今回の町立小・中学校の適正規模・適正配置のほか、「寒川町のめざす教育を具現化するための学校施設」のハード的な内容(イメージ)として、最も重要視されたものとなりました。

以上のことを踏まえて、2022年度に入り11回の検討委員会及びこれに前後して12回の検討委員会作業部会において細かな検討や協議を深めてきましたが、ここで出す結論は、現状の8校から6校への再編をする上での再配置場所を示す、あくまでも「大枠での結論」に過ぎません。

また、このたびの検討委員会として出す結論は、その前提としている「人口推計」及び「財政推計」に基づく「財政シミュレーション」が、今後2024年に予定されている公共施設再編計画の改定作業時に最新の内容に見直される予定であり、現時点の情報では確定的な結論を出すことは困難であることから、一つの案に絞るのではなく、二つの案を併記する形に留めていますが、最終的な結論を出すにあたっては、最新の人口推計、財政推計等に基づいて判断していただくようお願いいたします。

今後、町立小・中学校のソフト面・ハード面での具体的な検討に入っていくことと思われませんが、この報告書が最大限活かされることで、「寒川町の教育理念」、「めざす子ども像（さむかわっ子）」実現の一助となるとともに、取りまとめにあたっての過程や主旨・内容を十分理解されたうえで、地域の拠点としての役割も併せ持つ学校として、ストックの総量を考える上での複合化・多機能化のほか、各学校（拠点）が備えるべき機能や、必ずしも各学校単位ではなく、一つのエリアとして備える機能など、寒川町全体の公共施設の最適配置に向けた今後の具体的な検討・取組にもつなげていただければ幸いです。

このたびの報告書は、人口減少、少子高齢化が進行する中で、「町税収入の減少と社会保障費の増加」により、町の財政が今後さらに厳しくなることを前提にまとめたものとなります。

こうした中で、未来の魅力ある寒川町の学校をいかに創っていくかについては、保護者や地域、児童・生徒や教職員の皆さんなど、町立学校に関わる方々のご理解とご協力が不可欠です。

最後にそれをお願いし、「寒川町立小・中学校適正化等基本計画」の検討としての結びといたします。

2023年〇月〇日

寒川町立小・中学校適正化等検討委員会

委員長 山崎俊裕

目次

I 学校適正化等の必要性和基本計画の考え方	
1 学校再編の必要性和多くの課題	
(1) 学校再編の必要性	1
(2) 児童・生徒の減少による課題と影響	2
(3) 施設の老朽化（建築年数）	3
(4) 本町の財政の今後の見通し	6
2 関連する計画との関係	7
3 計画の取組期間	8
II 寒川町がめざす教育	
1 教育振興基本計画にみる寒川町教育の基本理念	9
(1) 寒川町教育振興基本計画の策定経過	9
(2) 寒川町の教育の基本理念の趣旨	9
(3) めざす子ども像（さむかわっ子）	10
2 寒川の教育課題を踏まえためざすべき教育の姿	11
III よりよい教育環境づくりのために	
1 寒川町がめざす学校規模	13
(1) 適正な学校規模（3視点）	13
(2) 寒川町がめざす学校規模（小学校、中学校）	14
2 寒川町がめざす学校の新たな「かたち」づくり ～魅力ある学校づくりをめざして～	
(1) 小中一貫教育について	15
(2) コミュニティ・スクールについて	18
(3) 少人数教育について	20
3 望ましい教育環境の考え方	
(1) 適正な配置バランス	21
(2) 通学時の距離と安全性	21
(3) 校舎の安全等	22
6 配慮事項	
(1) 児童生徒への配慮	24
(2) 地域への配慮	24
IV 再配置案の検討経過	
1 学校配置候補案の検討	
(1) 配置に係る基本要件	25
2 第1段階の学校配置案の検討	25

(1) 比較検討の3つの視点	26
(2) 第2段階の比較検討の総括	27
3 第2段階の学校配置案の検討	
(1) 比較検討の6項目	30
(2) 第2段階の比較検討の総括	32
V 2つの再配置候補案の選定	
1 2案の選定	40
2 再配置案検討に関わる意見	41
(1) 通学距離について	41
(2) 通学路の安全性について	42
(3) 学校施設・設備の充実について	43
3 再配置4案の検討	43
(1) 各パターンに共通する事項	43
(2) パターンごとの項目	44
4 最終配置候補2案について	
(1) 最終配置候補案の選定	44
(2) 最終配置候補案の概要	45
3 全体の再編スケジュール	
(1) B案	47
(2) D案	49
VI 今後の検討及び配慮事項	
1 新しい学校のかたちの具体的な検討	
(1) 小中一貫教育	51
(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）	51
(3) 少人数教育	52
2 再編整備推進に関わる検討及び配慮	
(1) 通学時の安全	52
(2) 児童生徒への配慮事項	52
(3) 地域への配慮事項	53
(4) 伝統の継承	53
(5) 跡地利用の検討	53
(6) 教育に特化した基金の設立	53
3 新しい学び舎の具体的検討	
(1) 新しい時代の学び舎のイメージ	54
(2) 学校再編の標準的なスケジュール	55

I 学校適正化等の必要性和基本計画の考え方

I 学校再編の必要性和多くの課題

(I) 学校再編の必要性

寒川町では、「よく学び、よく遊び、よく生きる」を教育の基本理念とし、「めざす子ども像(さむかわっ子)」として「時代を超えてめざすべきこと(不易)」と「時代に応じてめざすべきこと(流行)」を示しながら、寒川町ならではの教育活動を展開してきました。(9~11ページ参照)

こうした中、近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する、いわゆる「学校の小規模化」が進行しています。これからの本町の人口構成を見ても、少子高齢化及び「学校の小規模化」が進むことが予測されていることから、学習環境の基盤となる学校の適正規模・適正配置等を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっています。

一方、町では、2016年に作成した「寒川町公共施設等白書」の中で、公共施設の現状や今後の人口推計、施設の更新に要する費用等を明らかにし、さらに、2017年には、40年後を見据えた公共施設等の在り方の基本方針を定めた「寒川町公共施設等総合管理計画」が、そして、2021年にはその実行プランである「寒川町公共施設再編計画」が策定されましたが、当該計画は「公共施設の老朽化対策」と「対策実施費用の資金調達」の両面から検討されたものとなっています。

本町が所有、管理する小・中学校や公民館等の公共施設や、庁舎等の公用施設の多くは、昭和40年代後半から昭和50年代にかけての「人口増加期」にその多くが整備されました。公共建築物の約6割が建築後30年以上経過して老朽化が進行し、今後、多くの施設で建替えなどの更新時期が一斉に到来します。

また、本町の人口は今後約40年で1万人以上減少し、特に15歳から64歳のいわゆる「働き世代」の方々が約1万人減少することによる「町税収入の減少」とともに、高齢化率が約24%(2015年時点)から約35%(2060年時点)へと上昇することで、医療や介護、福祉などの経費である「社会保障費の増加」も予測されています。

こうした「町税収入の減少と社会保障費の増加」により、町の財政はさらに厳しくなると予測されており、「町税の減収と少子化」を念頭に公共施設の統廃合・複合化を進めることとされました。

また、本町保有の公共施設のうち、約6割を学校教育施設が占め、建替え等に多額の費用を要することから、少子高齢・人口減少社会に見合った公共施設配置

に向けて、学校教育施設の再編や公共施設の統合・複合化、既存建物の長寿命化などにより、「財政負担の軽減」を図ることとされました。

【寒川町公共施設再編計画における学校教育施設に係る結論】

- ➡現状の小中学校8校から、将来は6校への再編が適正と考えられる。
- ➡具体的な再編手法については、2021年以降に検討組織を設置し、ソフト面(=教育面)、ハード面(=物理面)、財源面等を踏まえ、およそ2年程度の間に結論を出す。
- ➡学校の8校から6校への再編後、2校分の敷地を売却することで、第2期再編計画(2037年以降)へ財源を残すことができると想定。

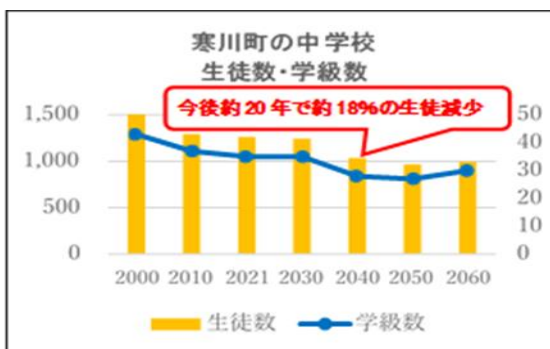
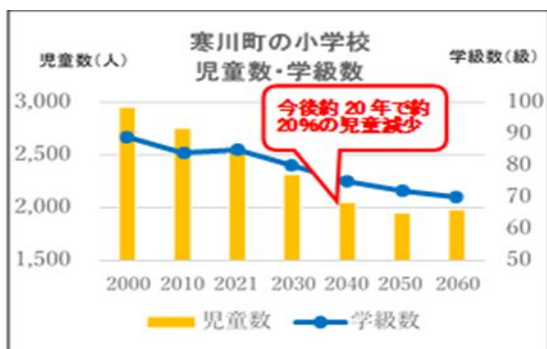
上記の「公共施設再編計画における学校教育施設に係る結論」を踏まえ、2021年11月に「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会(以下、「検討委員会」という。)」が設置され、町立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る検討が進められてきました。

このように、このたびの町立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る検討については、本町全体の公共施設の再編の一環として行われたものであり、上記の「公共施設再編計画における学校教育施設に係る結論」を大前提としています。

(2) 児童・生徒の減少による課題と影響

① 学校を取り巻く課題

ア 児童生徒数、学級数の推移



町立小学校の児童数は2025年度から徐々に減少傾向に転じ、2040年度には2,053人(2021年度比約20%減少)に、2045年度には1,989人となって、2021年度現在と比較して587人(約23%)減少する見込みとなっています。また、町立中学校の生徒数は2032年度から徐々に減少傾向に転じ、2040年度には1,033人(2021年度比約18%減少)に、2044年度には995人となって、2021年度現在と比較して265人(約21%)減少する見込みとなっています。

このように本町における児童生徒数を推計全体でみれば、児童数は

2025 年度から、生徒数は 2032 年度から減少傾向となります。

また、2060 年における学級数については、2021 年との比較において、約 20% 減となる予定であります。特に北部地域より南部地域において学級数が減少する傾向が見られます。児童生徒が幅広い人間関係の中で、多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、クラス替えができる学校規模が望ましいことや、授業だけでなく学校行事や部活動等の様々な教育活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、児童生徒のニーズに応じた多様な教育活動が可能となる学校規模とすることが望ましいと考えております。

しかしながら、今後、児童・生徒数の減少による学校の小規模化が進むことが予測されます。学校の小規模化が進むことによって、教育上の様々なデメリットがあると指摘されており、原則として国が示す標準として一定の学級数を確保する必要があります。また、大規模校になることも避けなければなりません。

② 学校が小規模化することによる影響

小・中学校における義務教育の 9 年間は、人格を形成する上で大切な時期であることから、児童生徒が学力だけでなく、コミュニケーション能力や多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

現状の学校配置を維持した場合の学校規模の推移については、次ページの表のとおり、2030 年以降継続的に寒川中学校は 1 学年 2 学級以下の学年に、2060 年に一之宮小学校が単学級になり、標準規模が維持できない状況となることが予想されます。

「学校の小規模化」が進むと、教員の目が一人ひとりに行き届きやすいなどの良い面がありますが、クラス替えができなかったり、少ない学級数となると人間関係が固定しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの様々な課題も指摘されています。

また、学校行事や部活動といった集团的・協働的な学びにも支障が出てくるとともに、教職員にとっては、授業以外の「校務」と呼ばれる業務については教職員の数に関わらず一定の業務量があることから、本来最も大切にすべき児童生徒一人ひとりに向き合うための時間が十分に取れなくなり、寒川町がめざす教育や、めざす子ども像（さむかわっ子）の実現を図ることができなくなってしまいます。

町内小・中学校の学級数の推移

年度 学校名	2000	2010	2021	2030	2040	2050	2060
寒川小学校	18	20	18	15	15	12	12
一之宮小学校	16	14	12	11	12	12	6
旭小学校	24	19	21	19	18	18	22
小谷小学校	14	14	16	17	12	12	12
南小学校	17	17	18	18	18	18	18
小学校計	89	84	85	80	75	72	70
寒川中学校	12	9	9	7	6	6	6
旭が丘中学校	16	15	15	16	13	12	15
寒川東中学校	15	13	11	12	9	9	9
中学校計	43	37	35	35	28	27	30
合計	132	121	120	115	103	99	100

＊「町総合計画 2040 基本構想による人口推計データ」を基に作成

(3) 施設の老朽化（建築年数）

学校施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。さらに、動きの速い社会変化に合わせて教育内容や方法等の改善や進歩を図る必要があり、時代にふさわしい教育環境の整備が求められています。

本町の学校施設の老朽化の状況としては、町立小・中学校8校のうち、建築後50年を経過した校舎棟を保有する学校は3校、建築後40年では6校となっており、老朽化が著しい状況となっています。多くの学校の校舎棟は、児童生徒の急増の際に増築されるなど、一体の建物であっても建築年次が異なっており、耐震補強済みの旧耐震基準の建物と新耐震基準の建物が混在している学校も数多く存在します。多くの学校の校舎棟は老朽化が進み、老朽化施設が年々増加しつつあります。学校施設の老朽化解消の対策として、改築や長寿命化改修ではなく、各学校の更新時期等を踏まえながら、新しい学び舎の実現に向けて更新（建替え）していくことが望ましい状況です。

表) 教育施設

*「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

施設名称	建物	構造	経過年数 2021年 4月1日現在	法定 耐用 年数	使用目 標年数 ※1	劣化度 ※2
寒川小学校	南棟	RC造3階建	52	47	60	低
	北棟	RC造3階建	46	47	60	低
	給食棟	RC造3階建	34	41	※3	低
	体育館	鉄骨造2階建	51	34	60	低
一之宮小学校	南棟	RC造3階建	40	47	60	中
	北棟	RC造3階建	55	47	60	高
	給食棟	RC造3階建	42	41	※3	低
	体育館	鉄骨造2階建	31	34	60	中
旭小学校	南棟A	RC造3階建	55	47	80	低
	南棟B	RC造3階建	51	47	80	高
	北棟	RC造3階建	45	47	80	低
	給食棟	鉄骨造1階建	44	31	※3	低
	体育館	鉄骨造2階建	30	34	60	低
小谷小学校	管理棟	RC造4階建	41	47	60	低
	教室棟	RC造4階建	41	47	60	低
	体育館	鉄骨造2階建	41	34	60	低
南小学校	管理棟	RC造3階建	27	47	60	低
	教室棟	RC造3階建	27	47	60	中
	体育館	RC造3階建	27	47	60	低
寒川中学校	南棟	RC造4階建	42	47	60	中
	北棟	RC造4階建	43	47	60	低
	技術棟	RC造2階建	43	47	※4	高
	体育館	鉄骨造2階建	22	34	60	低
旭が丘中学校	南棟A	RC造3階建	47	47	60	低
	南棟B	RC造3階建	40	47	80	中
	北棟	RC造4階建	49	47	60	中
	技術棟	鉄骨造1階建	49	34	60	低
	体育館	鉄骨造2階建	47	34	60	低
寒川東中学校	南棟	RC造5階建	32	47	60	中
	北棟	RC造3階建	32	47	60	高
	体育館	RC造3階建	32	47	60	低

※1 使用目標年数とは、「法定耐用年数(=税法上の使用可能な見積期間)」とは異なり「今後施設を使用する期間を表す年数」のことで、建物ごとの建築後経過年数、建物の状態、構造により次のとおり定めることとします。

・鉄筋コンクリート造=60年から80年(鉄筋鉄骨造含む)建物の状態により、60年から80年の間で設定します。圧縮強度調査結果により、「80年使用のために長寿命化対策を実施することが、経済合理性が高い場合は80年」、「経済合理性が低い場合は60年」と設定します。

・鉄骨造＝40 年から 60 年鉄骨造の建物は、鉄筋コンクリート造の建物と診断箇所が異なり、主に「躯体である鉄骨の腐食状態」が年数を設定する上での判断材料となります。2017 年度（平成 29 年度）に実施した目視・打診を中心とした公共建築物劣化診断調査において、鉄骨造の建物は劣化の進行が進んでいないため、腐食状態の診断は未実施です。そこで、本計画においては、使用目標年数を 60 年と設定し、今後の施設状態により詳細な診断を行った上で、本計画見直しの段階で使用目標年数も見直しすることとします。

※2 2016 年度に「寒川町公共施設等総合管理計画」を策定した後、個別施設の状況に応じた対応策を検討するにあたり、2017 年度に公共建築物劣化診断調査を実施し、町保有の公共建築物に対して、専門家による「目視・打診・触視」調査を行い、建物ごとの劣化度を数値化しました。

※3 学校給食センターの整備が決定しているため、使用目標年数は設定ありません。

※4 生徒数減少により現在未使用であり、今後の学校再編の議論の中で解体時期も含めて検討します。

（4）本町の財政の今後の見通し

本町は、周りを大きな市に囲まれている中で、小さな町ではあるものの近隣市と同水準の高い行政サービスが求められる状況もある中で、歳入面では、コロナ禍での多方面にわたる影響のほか、原油価格や生活基盤となる光熱水費や食料品なども含めた物価の高騰などにより、先行き不透明な地域経済環境のもとで、現行の行財政制度のもとでは一般財源の増額等が見込まれない状況です。

一方、歳出面では、社会保障関連経費等の義務的経費は右肩上がりが続けており、また、公共施設の適切な維持補修や道路補修をはじめとした町民にとって欠かすことのできない社会インフラ整備費に加え、学校への空調機の設置やGIGAスクールによる児童生徒一人ひとりへのタブレット端末の導入費など、新たな行政需要や町の将来を担う若い世代への支援を積極的に行うとともに、「持続可能なまち」の実現に向けた将来投資となる、田端西地区まちづくりへの投資などに係る公債費の増加など、必要な手立てを一步先んじて打ち続けていく中では、今後も引き続き厳しい財政状況が続くことが予測されています。

しかしながら、本町は、普通地方交付税の不交付団体であることから、上記のような影響に係る財源不足を地方交付税で補填されることもなく、町民から寄せられる行政ニーズのほとんどは、町の自主財源（町税収入）によって負担しなければなりません。

なお、地方交付税制度については、全国どこの自治体であっても、住民が一定以上の平等な行政サービスを受けることができるよう、自治体ごとの差異を考慮して国が地方交付税として補填するものですが、算定にあたっては税収といった予算だけでなく、人口や面積などの規模やインフラ整備の度合いなどから算出されるものであり、実際の財政負担を表したものではありません。

今後については、「学校再編後の建替え等の費用の確保」をはじめ、「消防広域化による南北2カ所の消防拠点整備」や「公民館移転に向けての検討」、「地域集会所の方向性の検討」や「健康管理センター等の保険集約施設の集約」、「将来に向けた役場庁舎の建替えの検討」などのハード整備のほか、「GIGA スクール構想による一人一台に配付されているタブレット端末の更新」や「デジタル教科書の導入」、「これまでとは次元の異なる子育て支援」など、ソフト面での行政サービスの充実にも対応していく必要があります。

また、今後、新たにどのような行政需要が発生してもしっかりと対応しつつ、それぞれの現役世代がその後の次代を担う世代へと、責任をもって連綿と引き継いでいく必要があります。

こうしたことから、本町の財政は今後も厳しい状況が続くことが予測されている中ではありますが、2024年に予定されている公共施設再編計画の改定作業において、人口推計及び財政推計の変動の有無、すなわち見直しの必要性について、直近の状況や過去の経験等を踏まえながら確認し、その後の町政運営を的確に進めていく必要があります。（詳細については資料編「公共施設再編にあたっての財政上の課題」を参照）

【本町の財政状況と今後の見通しから導き出される結論】

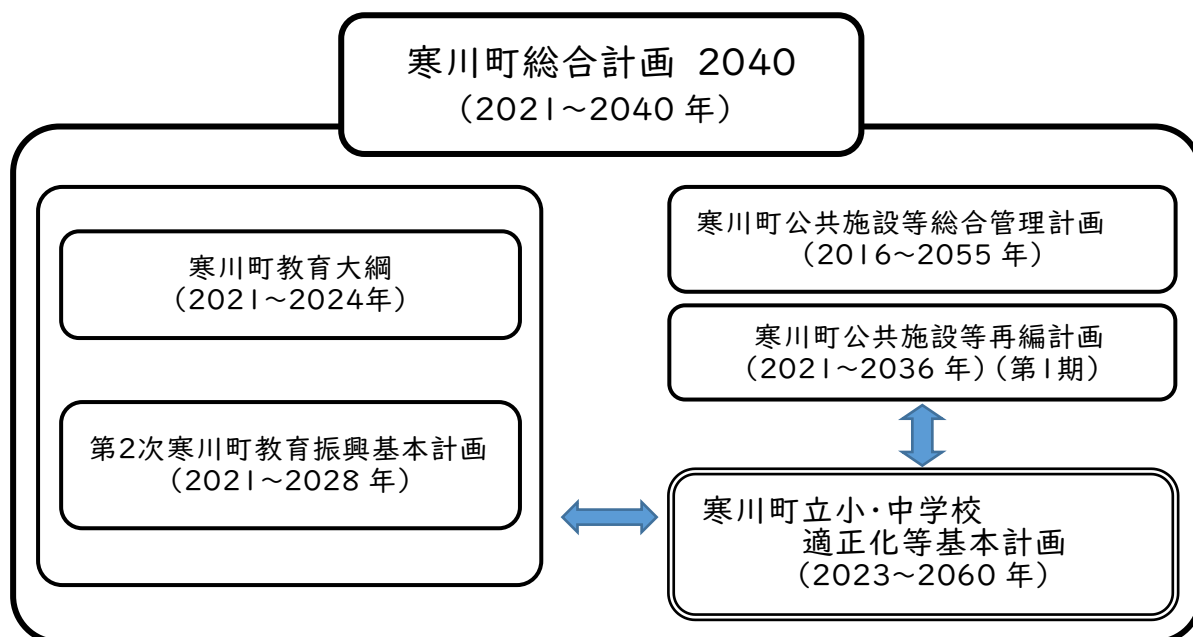
- ➡人口推計、財政推計の変動の有無の確認が不可欠。
- ➡将来の寒川の子どもたちにとって望ましい教育環境、特に「新しい時代の、新たな学び舎」を創造し、その後しっかりと育てていくためには、将来的に多額の経費が必要。

2 適正化等基本計画の位置づけと計画期間

これまで述べた諸課題に対応するため、学校適正化等の検討を進めることを目的に検討委員会を設置し、2022年6月に定めた「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」に基づき、具体的な学校再編を中心に、寒川町のめざすべき教育環境について検討を進めてきました。

本適正化等基本計画は、公共施設再編計画16年間の基本方針に示されている取り組みの1つとして策定するものです。

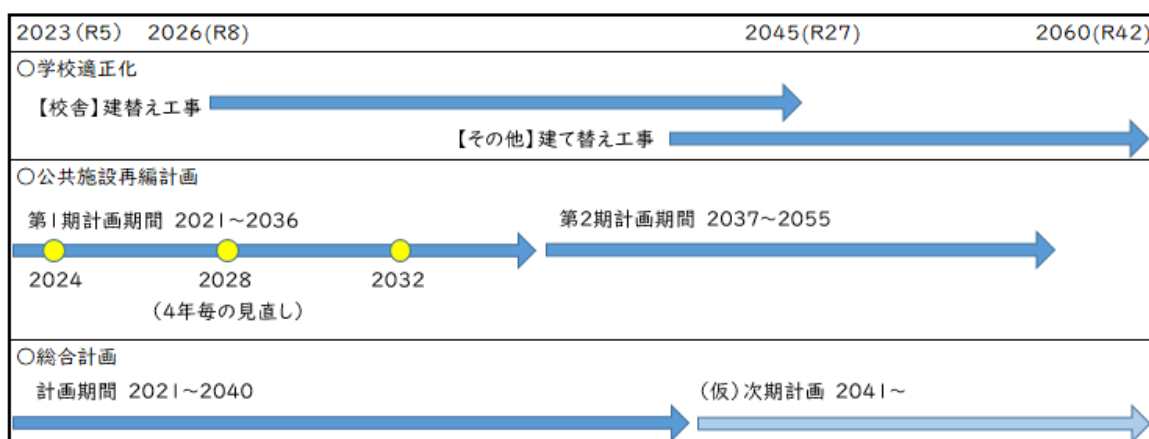
(1) 関連する計画との関係



(2) 計画の取組期間

本計画での取組期間は、各校校舎の建替え工事開始までの準備期間を含め、2023年からスタートし、総合計画の実施計画や公共施設再編計画等と整合を図りながら適宜見直しを図りつつ、2060年を計画期間の終期とします。

なお、各校校舎の建替え工事は2026年から2045年までの期間で完了させることとし、既存の学校同士の合体校ではない学校のうち、使用年数の浅い体育館については、2060年までに建替え工事を完了させることとします。



II 寒川町がめざす教育

I 教育振興基本計画にみる寒川町の教育の基本理念

(1) 寒川町教育振興基本計画の策定経過

国では、2006年12月に教育基本法が改正され、教育の目標において、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」という内容が新たに盛り込まれ、人間形成に求められる自立と共生の統一的な達成をめざして、これからの日本社会のあるべき姿が示されました。

そして国は、改正教育基本法に基づいてめざすべき教育の方向性と具体的な目標を「教育振興基本計画」として示し、地方公共団体も同様の基本計画を定めるよう努めなければならないとされました。

こうした情勢を受け、寒川町として学校教育のさらなる充実と生涯学習の振興をめざし、教育全体の構想を新たにしていくこととし、2018年4月に、2018年度から2020年度までを第1次計画期間とし、自立と共生をめざして「よく学び、よく遊び、よく生きる」を基本理念とする「寒川町教育振興基本計画」を策定しました。

その後、2014年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴う、2015年度からの新しい教育委員会制度の導入や、教育振興のための目標や根本となる方針を示す「教育大綱」の策定を踏まえ、2016年7月には、「寒川町教育振興基本計画（改定版）」を策定しました。

さらに、2021年9月には、第1次計画期間の終了に伴い、改定版の検証のほか、社会状況の変化やそれに伴って同じタイミングで改定が行われた「寒川町教育大綱」の内容も踏まえながら、より効果的で効率的教育行政を進めていくため、これまでの第1次計画の基本理念を引き継ぎ、学校教育と社会教育を2本柱とした「第2次寒川町教育振興基本計画」を策定しました。

(2) 寒川町の教育の基本理念の趣旨

（第2次寒川町教育振興基本計画からの抜粋）

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変意義深い言葉です。教育の目的は、人格の形成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てていく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効

です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもありますから、確かな知恵、しなやかな体を育てていきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協同体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

「学び」と「遊び」の充実、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること（＝自立）と人と人のつながりを育むこと（＝共生）の双方が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

この「よく学び、よく遊び、よく生きる」の基本理念を踏まえ、学校教育と社会教育について基本目標を設定するとともに、この基本目標に沿って基本方針を設定し、寒川町教育委員会の基本計画を策定しました。

寒川町の教育の基本理念

「よく学び、よく遊び、よく生きる」

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）

と共生（人と人とのつながりを育むこと）をめざして～

（3）めざす子ども像（さむかわっ子）（学校教育の基本目標・基本方針）

時代を超えてめざすべきこと【不易】 時代に応じてめざすべきこと【流行】

【不易】自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

③心身ともに健やかな児童生徒の育成

【流行】予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成

第 2 次寒川町教育振興基本計画においては、不易として、①確かな学力を身につけた児童生徒の育成 ②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成 ③心身ともに健やかな児童生徒の育成、流行として、④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成 ⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成といった点を掲げております。

めざす子ども像の実現に迫るためには、これらの「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、子どもたちの教育を進めていく必要があります。

寒川町の学校教育の特色であるグローバル教育においては、英語教育及び情報教育の施策を重点項目としています。具体的には、④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成においては、外国人指導者（FLT）の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。各校に常駐配置された FLT による、授業及び授業外での活動を通して、英語に触れる機会を設けて、コミュニケーション能力を高めることができるよう取り組んでいます。

また、⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成においては、情報モラルを含む、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達できる力を育む教育を進めます。令和の日本型教育で求められている「協働的な学び」と「個別最適な学び」の実現を図るためには、ICT 機器を効果的に活用することが必要不可欠であり、GIGA スクール構想において導入された一人一台タブレット端末の児童・生徒への貸与により、授業の中で効果的に活用できるよう取り組んでいます。さらに、タブレット端末の効果的な活用を推進するために、大型モニターやネットワークのための周辺機器等についても整備を行い、児童・生徒の資質・能力を育成していきます。

2 寒川教育課題を踏まえめざすべき教育の姿

「1 教育振興基本計画にみる寒川町の教育の基本理念」を踏まえ、町立学校が将来、小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本町がめざす教育の実現に向けた一方策として、学校の適正規模・適正配置等の基本的な考え方を示すとともに、その後の学校適正化等の基本的な計画づくりのための指針を検討委員会において取りまとめ、2022年6月に「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」として策定しました。

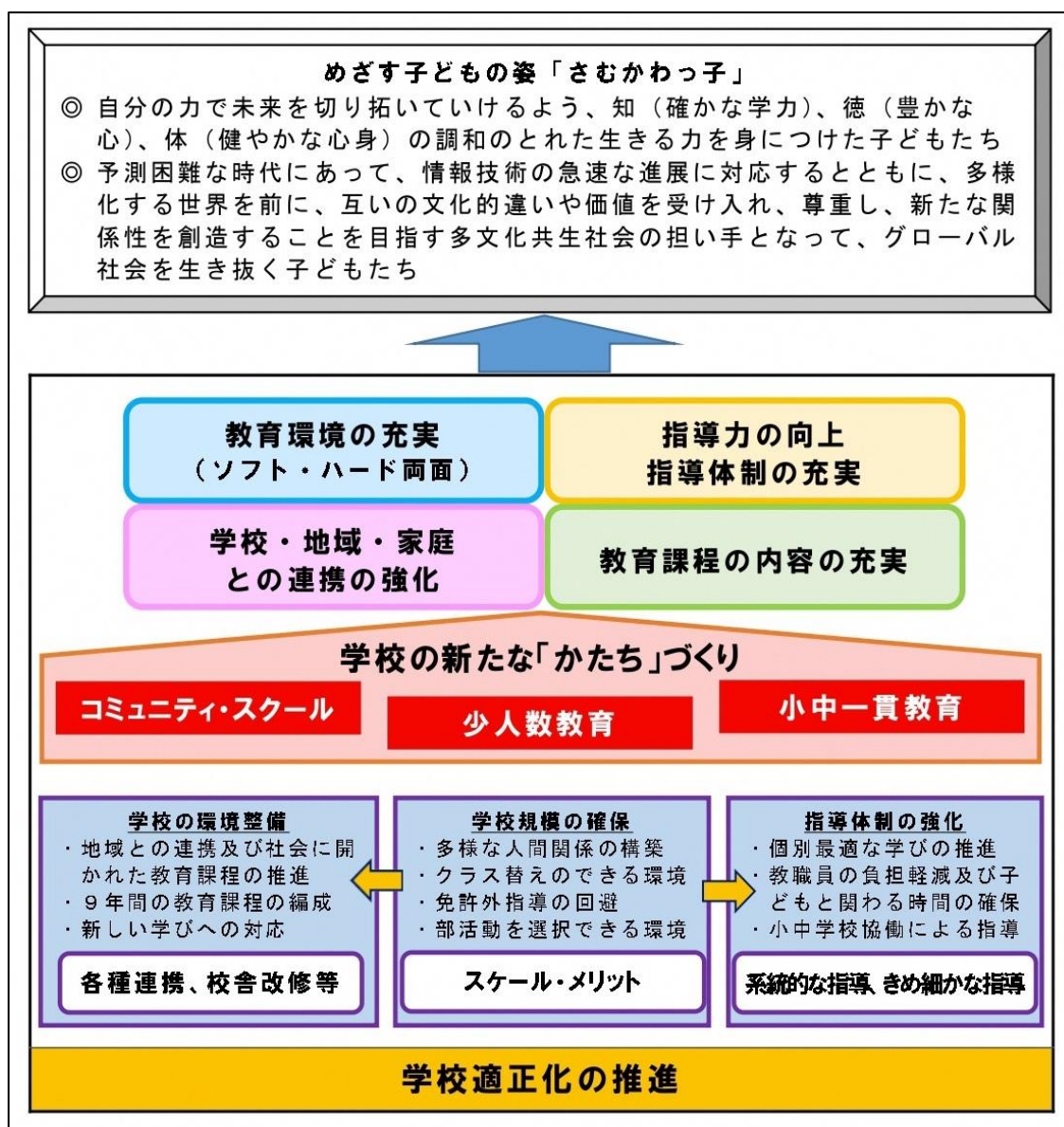
国や県での傾向と同様に寒川町においても、「中1ギャップ」と言われる中学校入学後、不登校児童・生徒数の増加傾向が見られることや、全国学力・学習状況調査の結果から、小・中学校ともに、記述式問題（書く活動）を苦手としている傾向が見られるなど共通した課題が見られています。また、今後少子高齢化により社会は激しく変化し、人口減少の課題も深刻化しつつあり、地域学校と地域の関係性が希薄とな

る可能性が指摘されています。

このような課題を解決するために、学校の新たな「かたち」づくりで示されている、児童生徒の9年間の成長を支える「小中一貫教育」の導入、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながる「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の推進、教職員の負担軽減、教職員が多様な子どもたちに関わる時間の確保及び個別最適な学びの推進に向けた指導体制の強化としての「少人数教育」を推進し、より豊かな教育環境を実現する必要があります。

寒川町がめざすべき子ども像に迫れるよう、町グローバル事業の実現とともに、学校の新たな「かたち」づくりの3つの取組の推進を図り、児童・生徒の資質・能力の育成を図っていきます。

【寒川町における学校適正化を契機とした教育のあり方（構造図）】



Ⅲ より良い教育環境づくりのために

学校は、児童生徒の確かな学力、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基礎となるものであり、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。

また、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では、一定の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。

そこで、基本方針では、「将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う。」とし、多様な教育活動を展開しやすい学校規模を「適正規模」と定め、学校再編の基本的な考え方としました。さらに、2021年10月に実施したアンケート等で寄せられた保護者、地域住民、教職員の意見を参考にし、本町がめざす学校規模について、次の3つの視点により整理しました。

Ⅰ 寒川町がめざす学校規模

(1) 適正な学校規模(3つの視点)

① 社会性等を育む視点

ア 児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、少なくともクラス替えができる学校規模が望ましい

イ 授業はもちろん、学校行事や部活動等の様々な教育活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、児童生徒のニーズに応じた多様な教育活動が可能となる学校規模とする。とくに、中学校においては、卒業後に様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくことになり、より多くの人と関わることが重要であるため、将来そうした環境に円滑に適応できるよう、各学年の人数・学級数が小学校よりも多い方が望ましい。

② 指導体制を充実する視点

ア 児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができるように、教員同士が相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模が望ましい。

イ 主に学級担任制を行う小学校については、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等について組織的に相談、研究、協力などができ、授業の

質の確保ができるように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模が望ましい。

ウ 教科担任制を行う中学校については、小規模（例、各学年2学級で計6学級の学校）の学校の場合、規模に応じて教員配置数も少なくなることから、複数の教科を1名の教員で担当することや、教員免許を持たない教科を指導する「免許外指導」、1名の教員が全ての学年を指導することによる教材準備の負担増、受け持つ授業時間数が極端に多くなってしまう教員などが生じることにより、授業の質が相対的に低下する可能性がある。そのため、中学校については、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能となる、少なくとも各学年3学級以上の学校規模が望ましい。

中学校における学校規模別教科ごとの教員配置数（例）

区分		国語	社会	数学	理科	技術	家庭	美術	音楽	保体	英語	合計
各学年 2学級 計6学級	教員数 (人)	1	1	2	2※2		1		1	1	2	11
	総時数 ※1 (時間)	22	20	22	22+5		5+6.6		6.6	18	24	151.2
各学年 3学級 計9学級	教員数 (人)	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	15
	総時数 (時間)	33	30	33	33	7.5	7.5	9.9	9.9	27	36	226.8

※1 各教科の全学級（3学年）の週あたりの授業時間数を合計した数値のこと。

※2 理科の時数が1人の教員で担当するには多く、技術科担当教員の配置がないため、2人の理科教員が免許外指導として、技術科の授業も担当していることを表している。

③ 学校を運営する視点

教員が児童生徒と向き合う時間をできる限り確保できるように、一定の教員数を確保し、校務を分担することで教員一人が担う負担を軽減するとともに、教員が出張や研修で学校を不在の場合でも、代わりの教員による授業が組みやすいように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模が望ましい。

(2) 寒川町がめざす学校規模（小学校、中学校）

学校教育法施行規則及び文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」並びにアンケートや検討委員会からの意見等を踏まえ、次ページのとおり本町における学校規模の基準を設定しました。

- 小学校
クラス替えが可能となる各学年2学級以上
- 中学校
クラス替えが可能であり、かつ、免許外指導を生じさせることなく、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

2 寒川町がめざす学校の新たな「かたち」づくり～魅力ある学校づくりをめざして～

(1) 小中一貫教育について

① 子どもの育ちと学びの連続性をつくる（導入の必要性）

国や県内での傾向と同様に、寒川町においても、「中1ギャップ」と言われる中学校入学後に、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすことで、不登校となる児童・生徒数の増加傾向が見られています。

また、全国学力・学習状況調査の結果からは、ここ数年記述式問題（書く活動）を苦手としている傾向が見られ、本町の小・中学校ともに共通した課題が見られています。

文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査」において、小中一貫教育を導入により期待される効果として、「中一ギャップ」の緩和（不登校、いじめ等の減少、児童・生徒指導上の問題・負担の減少）のほか、中学校への進学に不安を覚える児童の減少、自己肯定感・自己有用感・学習意欲の向上、授業の理解度の向上、学習習慣の定着、小・中学校教職員間で互いのよさを取り入れることによる協力意識の向上等が挙げられています。

町教育委員会としては、このような課題を改善し、期待される効果を発揮していくためには、これまで取り組んできた小中連携を一步進め、小・中学校の9年間を通して、めざす子ども像の共有と、9年間を見通したカリキュラムの編成を行い、子どもの育ちと学びの連続性を取り入れた小中一貫教育の導入を図る必要性があると考えます。

② 寒川町がめざす小中一貫教育について

小中一貫教育には、小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態（義務教育学校）と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小・中学校）の2つがあります。施設形態としては、施設一体型、施設併設型、施設分離型の違いがあります。

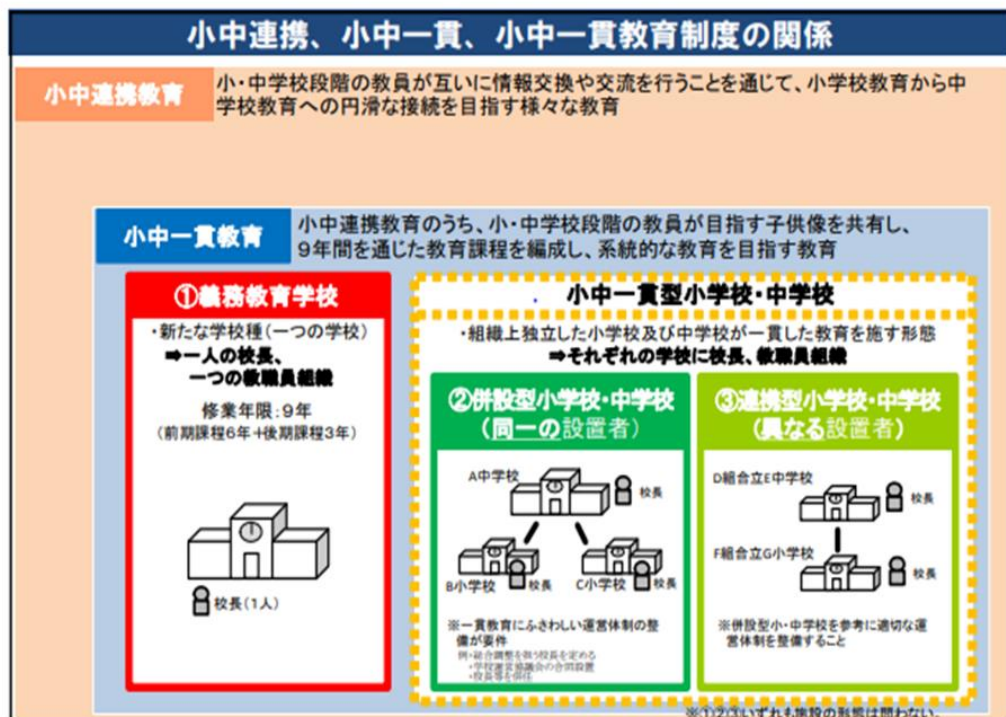
ア 義務教育学校

「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。

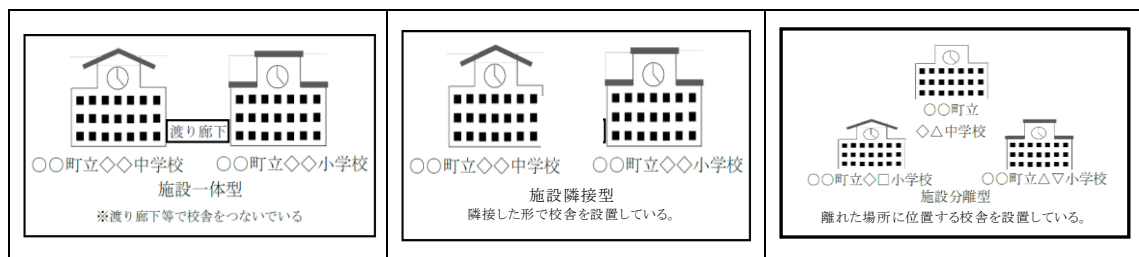
イ 併設型小・中学校

「併設型小・中学校は」、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。



(文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」

平成 28 年 12 月 26 日より抜粋)



(岡山県教育庁義務教育課「小中一貫教育に関する資料」より抜粋)

●併設型小・中一貫教育の特徴

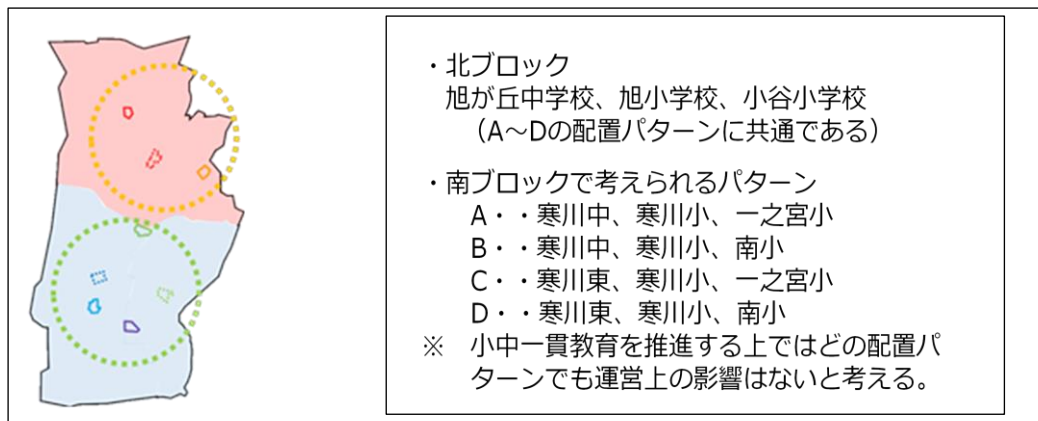
施設一体型	・同一校舎内に児童・生徒の教室があり、組織・運営一体の教育を実施します。 ・学校施設は、新規の建設や既存の施設を改築・新築することが必要となります。 ・施設の共有化は、小中の連携を高める上で大きな効果が見込めます。
施設隣接型	・隣接する小・中学校において、カリキュラムや教育目標に一貫性を持たせ、学校行事等を合同で実施することが出来ます。 ・施設は既存のものを活用する場合と改築する場合とがあります。 ・学校間に連絡通路を敷設したりして、児童生徒や教職員の行き来がしやすくなります。
施設分離型	・離れた場所に位置する小中学校において、カリキュラムや教育目標に一貫性を持たせ、互いに連携を図りながら教育活動を実施します。 ・既存の施設を利用するので、小中一貫教育に取りかかりやすいタイプです。

上記のように、それぞれの施設形態において、様々なメリットやデメリットがあります。どの施設形態においても、9年間を見据えた教育課程を編成しますが、施設分離型においては施設が分離していることから、小学校6年間、中学校3年間で区切りを設けて教育活動を展開することが可能であるため、小学校段階において最上級生として、成長を促す指導ができるメリットがあることや、既存の学校の位置を基本として検討を進めており、財政面を考慮すると新たな用地取得が難しく施設一体型での小中一貫教育を行うことが難しいことなどから、寒川町においては、小・中学校の敷地が別々で離れている施設分離型による小中一貫教育を展開することがふさわしいと考えます。

③ ブロックの区分けについて

各学校の配置については、適正化後においては6校（小学校2校、中学校4校）となります。そのため、2つの小学校と1つの中学校でブロックを構成し、北ブロック（北側地域）と南ブロック（南側地域）の2つに分けることとします。

それぞれ2小1中のブロックによる連携体制を構築し、施設分離型の小中一貫教育の推進を図っていきます。北ブロックにおいては、旭が丘中学校、旭小学校、小谷小学校による学校配置となります。南ブロックにおいては、A～Dの4パターンが考えられますが、どの配置パターンでも小中一貫教育の運営上の差はないと考えます。



④ 今後の方向性について ～めざすべき小中一貫教育の姿～

先進自治体の施設分離型の事例としては、外国語教育に力を入れるため、小・中学校の9年間を通したカリキュラムを作成し、中学校教員が小学校へ出向いて授業を行い、小学校教員と協力をして授業構成を考えたり、一緒に授業を行ったりするなど中学校教員の教科の専門性を生かした教育活動を展開している事例や、GIGA スクール構想で求められている情報活用能力の育成モデルを小・中学校で共有し、9年間の系統性を持たせながら情報活用能力の育成をめざす取り組みを行っている事例が見られます。

小中一貫教育を導入することによって、このような特色ある教育活動を展開することができます。この点については、寒川町の特色のひとつであるグローバル教育を推進する上で大いに参考となる事例の一つと考えられます。具体的な内容については、今後検討が必要ではありますが、**寒川町として独自性を生かした特色ある教育活動の展開を図ることが可能**となります。

【特色ある教育活動の一例として】

・小中一貫教育を導入することにより、9年間を通しためざすべき子どもたちの姿を共有することができるだけでなく、各校種において系統的な指導を行うことが可能となる。例えば、町グローバル教育で推進している、英語教育及び情報教育について重点的に取り組むことができるなど、豊かで創造性のあふれる教育活動を展開することが可能である。

(2) コミュニティ・スクールについて

① 現状の取組について

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)を置く学校は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことで、「地域とともにある学校」への転換を図り、学校運営に地域の声を積極的に生かしながら、地域と一体と

なって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

本町においては、2019年度にまず寒川小学校において設置がされました。他の学校については、2023年度末までに、町内小・中学校全 8 校に順次コミュニティ・スクールを設置する予定であります。教育委員会としては、コミュニティ・スクールの実施に伴い、研修会の開催や町コミュニティ・スクールスーパーバイザーを設置するなどして、その充実した体制構築に努めています。

また、寒川小学校においては、学習支援部会、教育環境推進部会、地域体験学習推進部会、セーフティー推進部会等が設置され、子ども達への学習サポートや、校外学習のグループ学習支援、登校支援の見守り等が行われました。

その成果としては、学校運営協議会運営委員が当事者意識をもって学校運営に携わることや、地域の方々の人的資源を生かしながら、学校の教育活動を充実させることができたとの声が挙がり、学校と地域が共通の目標に向かって一体となって協力する姿が見られています。

② 課題について

ここ数年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により十分な活動ができていない実態が見られています。今後、人材バンク的位置付けにある地域学校協働本部の設置や、地域コーディネーターの配置等についても検討課題であります。

さらには、小中一貫教育の導入趣旨を考慮した、コミュニティ・スクールの運営の検討や、実施形態など地域の実情に合わせた実施形態の検討が必要となります。

【今後の検討課題について】

・地域学校協働本部の設置、地域コーディネーター等の配置及び小中一貫教育の趣旨を踏まえた、運営の検討や実施形態の検討が必要である。

③ 今後の方向性について

前述のとおり、コミュニティ・スクールが設置された学校においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって思うような活動ができない実態が生じており、各校の取り組みの成果と課題については、教育委員会と各校で共有を図っている状況です。

今後、小中一貫教育の導入を見据えたコミュニティ・スクール体制構築の検討が求められるところですが、設置されて間もないこともあり、段階を踏まえつつ充実させていく必要があると考えます。

まずは、これまで同様にコミュニティ・スクールの運営やあり方に関する研修会を継続して実施するとともに、町コミュニティ・スクールスーパーバイザーと連携・協力しながら、コミュニティ・スクールをより充実させることができるよう取組みを進めていくことが必要であると考えます。

(3) 少人数教育について

① 国の動向について

令和の日本型教育では、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することが必要であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げる法改正（令和3年4月1日施行）が行われました。

2025年までの学級編成の標準については、第2学年から第6学年まで段階的に35人に引き下げていくとされています。

○学級編成の標準の引き下げに係る計画（下記表参照）

※小学校については、段階的に学級編成の標準を引き下げる。

年度	2021	2022	2023	2024	2025
学年	小2	小3	小4	小5	小6

② アンケートから分かる意識

昨年度実施した「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート」では、全ての属性（保護者・町民・教職員）において、「教員の目が一人ひとりの児童生徒に行き届く」ことが望まれており、少人数の学級を編成するとともに、「クラス替えにより幅広い人間関係づくりができる」ように、子どもたちがある一定程度の規模の同世代の集団の中で多様な人間関係づくりや経験できることが期待されていることが分かりました。

③ 課題及び今後の方向性について

今後、小学校では、国の方針に基づき段階的に学級編成が引き下げられ35人学級の実現が図られます。しかしながら、現時点においては中学校に関しての方向性が示されておりません。今後、中学校においても35人学級を導入する可能性があることから、国の動向を踏まえながら、中学校の学級編成について検討していく必要性があります。

【今後の検討課題について】

・今後中学校においても「35人学級」を導入する可能性があるため、教室や教員の確保に対して、柔軟に対応できるよう検討を進めていく。

3 望ましい教育環境の考え方

(1) 適正な配置バランス

本町においては、既存の小・中学校について、国基準よりも通学しやすい条件（通学距離）にしても、なお、重複部分が生じる大変恵まれた状況にあります。

しかしながら、学校適正化により、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性も考えられることから、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、可能な限り町内にバランスよく配置することを目指すこととし、配置の考え方を次のとおり整理します。

① 児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた配置

ア 小学校の児童数は、2060年の推計で旭小学校と小谷小学校の児童で約半数を占め、北部地域に児童が多く分布していることから、北部地域の小学校を1校の配置とした場合は過大な規模となる可能性があるため、北部地域は、旭小学校と小谷小学校を配置することが望ましい。

イ 中学校の生徒数は、2060年の推計で旭が丘中学校の生徒で半数を占め、小学校と同様北部地域に生徒が多く分布していることから、北部地域に位置する旭が丘中学校は、今後も継続して配置することが望ましい。

① 児童生徒の負担面や安全面などに配慮した配置

ア 小学校は、現状で北部に旭小学校と小谷小学校、中部に寒川小学校、南部に一之宮小学校と南小学校が配置しています。低学年の児童の体力面等を考慮し、北部、中部、南部にそれぞれ配置することが望ましい。

イ 中学校は、現状で北部に旭が丘中学校、南部に寒川中学校と寒川東中学校が配置しています。生徒の通学に関する負担を考慮し、北部と南部にそれぞれ配置することが望ましい。

(2) 通学時の距離と安全性

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学方法を考慮した学校配置を進めます。

① 通学手段

徒歩による通学を原則としますが、学校再編に伴い通学距離が一定以上に延伸され、徒歩による通学が著しく困難になる場合で、安全確保が図れる

場合などは自転車通学の導入を検討するなど、柔軟に対応していく必要があります。

② 通学距離

【寒川町立小・中学校適正化等基本方針 16 ページより】

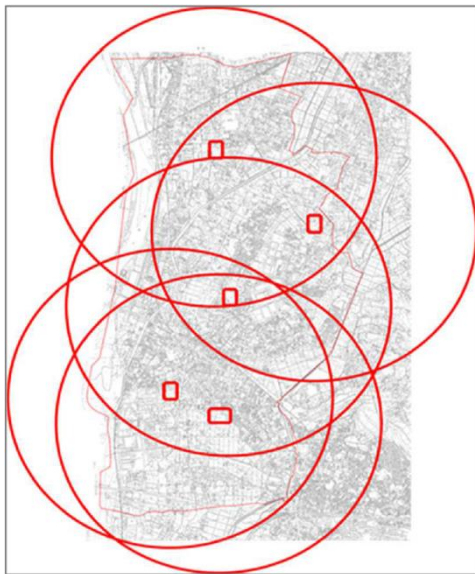
- ・ 徒歩での通学を前提とした上で、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、国が示している基準の半分である、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内と考え、この目安に基づく通学距離の実現を目指します。

なお、学校適正化による再配置を行う際は、現状より通学距離が長くなる地域が発生しますが、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内の範囲に収まっています。

小学校から半径2kmの円及び中学校から半径3kmの円

＊「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

【小学校(5校)】



【中学校(3校)】



③ 安全性の確保

通学路の安全については、再配置後に新たに通学路となる経路の危険個所に関する情報を収集し、その情報に基づき「寒川町通学路交通安全プログラム」等の中で通学路の点検や安全対策を推進し、安全確保に努めます。

(3) 校舎の安全性

町の公共建築物の約6割が建築後 30 年以上経過して老朽化が進行し、小・中学校の校舎をはじめ、これから多くの施設で建替えなどの更新時期が一斉に

到来します。学校の適正配置は、教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から早急に取り組むべきですが、全校を一斉に実施することは現実的に困難であるため、更新（建替え）の考え方を次のとおり整理します。

① 更新（建替え）について

ア 再編（再配置）により既存の2校の合体校となる学校は、校舎の築年数が浅い場合であっても、既存校舎の増改築では、新しい時代の学び舎として機能が整わず、また、児童生徒数の受け入れも困難であるため、再編（再配置）により影響のない学校より優先して更新（建替え）することが望ましい。

イ 再編（再配置）により影響のない学校は、公共施設等総合管理計画において長寿命化を実施した場合の経済合理性が高い校舎であっても、構造上の問題から既存校舎の増改築では、新しい時代の学び舎として機能を持たせることは困難なため、すべての校舎について、できる限り早い時期での建て替えをすることが望ましい。

② 更新（建替え）の時期

ア 各学校の校舎については、建築後 60 年までに建て替えることが望ましい。

イ 更新（建替え）を行う時期の優先度については、建築後 60 年となる年を全 9 期に分け、更新を図る校舎等を整理する。各期の期間はおおむね 5 年とするが、直近で対応を要す校舎等の多数存在することや、他計画との整合性を今後図っていく必要もあることから、第 1 期については、約 10 年後の 2033 年を終期として設定することとする。さらに、再編（再配置）により既存の2校の合体校となる学校は、他の学校より優先し、第 1 期～第 2 期の間に更新することが望ましい。

更新（建替え）必要年度 （建築後 60 年を迎える年）	更新（建替え） 優先度	目標更新時期
2026 年 ～ 2035 年	第 1 期	2033 年
2036 年 ～ 2040 年	第 2 期	2038 年
2041 年 ～ 2045 年	第 3 期	2043 年
2046 年 ～ 2050 年	第 4 期	2048 年
2051 年 ～ 2055 年	第 5 期	2053 年
2056 年 ～ 2060 年	第 6 期	2058 年

6 児童・生徒や地域への配慮事項

(1) 児童生徒への配慮

① 不安・負担の軽減

再編前後における児童生徒や保護者への意識調査、スクールカウンセラーや教育相談員による相談など、児童生徒や保護者に寄り添いながら、再編による不安の軽減に努め、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、再配置準備期間中に学校間の事前交流等を積極的に進めます。

また、通学時の荷物の軽量化を更に進めるなど、児童生徒の精神的・身体的な負担の軽減を図ります。

② 教職員配置の工夫

統合前後における教職員の継続配置や加配制度（増員）の活用など、学校の指導・運営体制を整えることで教職員の負担軽減に努め、児童生徒や保護者に向き合う時間を確保し不安の軽減を図ります。

(2) 地域への配慮

小・中学校は、児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域の避難所や交流の場として、さらには、小学校区が地域活動エリアと緊密に連動しているなど、様々な機能や地域とのつながりを併せ持つことから、地域とともにある学校施設を目指します。

① 地域におけるバランスと発展的なまちづくり

学校配置に際しては、まちづくりの基本構想に沿い、公共施設全体のバランスも考慮する必要があります。学校施設だけではなく、学校へのアクセス道路の整備や跡地の活用も含め、発展的なまちづくりに寄与します。

② 地域コミュニティの中核としての役割

これからの学校施設は、子どもたちの育ちに関わるパートナーとして地域コミュニティとの共同が不可欠であり、人々が集まる地域の核となることが重要です。今後の学校施設は、多機能な公共施設として、町のまちづくりと密接に関わることが求められています。

③ 防災機能（防災拠点）

学校施設は、災害時には地域の避難所としての役割も担っています。更新（建替え）に際しては、地域住民だけでなく、災害時要配慮者など多様な人々が利用しやすいよう、防災対策に配慮した安心で安全な施設整備に努めます。

IV 再配置案の検討

I 学校配置候補の検討

学校の配置については様々な配置案が想定されることから、寒川町立小・中学校適正化等基本方針を踏まえ、配置条件を明確にし、比較検討することとしました。

比較検討の際には、段階を追って絞り込むこととし、まず、第 1 段階として、子どもたちの望ましい教育環境を確保するため、配置バランスが取れているか、通学距離が適正か、学校規模が過小・過大とならないかといった視点で比較し、数候補に絞り込み、その後、第 2 段階として、第 1 段階の学校規模や通学条件に加え、学校と地域の連携や施設の機能、整備経費、新しい学校のかたちといった 6 項目において、各配置案の課題等を明らかにしたうえで、詳細に比較検討を行い、学校配置候補を選定しました。

(1) 配置に係る基本要件

① 2021 年に策定された「寒川町公共施設再編計画」を踏まえて検討

- 町全体で 8 校から 6 校への再編

公共施設再編計画における検証結果として、「現状の小中学校 8 校から、将来は 6 校への再編が適正と考えられる」とされ、その内訳としては小学校 4 校、中学校 2 校とされていることから、小学校 4 校・中学校 2 校の組合せによる配置を基本とします。

- 財政的負担の視点

財政面を考慮すると、新たな用地取得は難しいため、既存の学校の位置を基本とします。

② 子どもたちの望ましい教育環境を整える

- 児童生徒の居住分布に応じた配置バランスの取れた学校配置を目指します。

- 児童生徒の負担面や安全面を配慮し、適切な通学距離が確保できる学校配置を目指します。

- 適正な学校規模を確保できる学校配置を目指します

2 第 1 段階の学校配置案の検討

配置にかかる基本要件から、小学校を 4 校、中学校を 2 校の配置とした場合の候補数は、小学校を 4 校とする配置案は 5 案、中学校を 2 校とする配置案は 3

案であるため、小・中学校を合わせると、全 15 案の学校配置候補となります。この 15 案の中から次の3つの視点により比較検討しました。

① 配置バランス

児童生徒の負担軽減のため、可能な限り町内にバランスよく配置することを目指すため、小学校は、南部・中部・北部に配置が望ましく、中学校は南部・北部に配置します。

② 通学距離

学校の配置にあっては、可能な限り児童生徒の負担面や安全面を配慮し、小中学校の適切な通学距離（小学校：おおむね 2Km 以内、中学校：おおむね 3Km 以内）を全地域において確保します。

<基本方針 16 ページより>

本町の交通事情等の状況を踏まえると、安全上、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とします。また、徒歩での通学を前提とした上で、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、国が示している基準の半分である、小学校では片道おおむね 2 km 以内、中学校では片道おおむね 3 km 以内と考え、この目安に基づく通学距離の実現をめざします。

③ 適正な学校規模

適正な学校規模（12 学級から 18 学級）を確保できるよう、過小・過大とならないように児童生徒の居住分布を考慮して配置します。

・児童生徒数と学級数の各校の推移（基本方針 3 ページ抜粋）

		寒川小学校	一之宮小学校	旭小学校	小谷小学校	南小学校	計
2021 年	児童数(人)	495 人	363 人	689 人	462 人	567 人	2,576 人
	学級数	18	12	21	16	18	85
2060 年	児童数(人)	321 人	194 人	636 人	378 人	453 人	1,982 人
	学級数	12	6	22	12	18	70

		寒川中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	計
2021 年	生徒数(人)	283 人	598 人	379 人	1,260 人
	学級数	9	15	11	35
2060 年	生徒数(人)	159 人	509 人	328 人	996 人
	学級数	6	15	9	30

上記の表に示すとおり、2060 年の推計では、小学校の児童数をみると、旭小学校と小谷小学校の児童で約半数を占め、北部地域に児童が多く分

布していることから、北部地域の小学校を 1 校の配置とした場合、過大規模となる可能性があると考えられます。

第Ⅰ段階検討比較結果

配置にかかる基本要件と上記の3つの視点により比較検討した結果、全15案のうち、4案が全ての要件を満たしています。

	A	B	C	D
小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
	一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
	旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
	小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
中学校	寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
	旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

学校配置候補比較表(第1段階)

評価項目		評価の理由		評価
配置候補	小学校	南部(1校)中部(1校)北部(2校)に配置		○
	中学校	南部(2校)中部(1校)北部(1校)に配置		○
		南部(2校)北部(2校)に配置		×
		南部(1校)北部(1校)に配置		○
中学校		南部(2校)に配置		×
通学距離	小学校	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る		○
	中学校	一部地域において2キロメートルの範囲(円)に入らない		×
		全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る		○
		一部地域において3キロメートルの範囲(円)に入らない		×
学校規模	小学校	過小・過大にならない		○
	中学校	過小・過大になる恐れあり		×

①		②		③		④		⑤	
配置候補	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	一之宮小学校
	一之宮小学校	一之宮小学校	一之宮小学校	一之宮小学校	一之宮小学校	旭小学校	旭小学校	旭小学校	旭小学校
	旭小学校	旭小学校	旭小学校	旭小学校	旭小学校	小谷小学校	小谷小学校	小谷小学校	小谷小学校
	小谷小学校	小谷小学校	小谷小学校	小谷小学校	小谷小学校	南小学校	南小学校	南小学校	南小学校
	寒川中学校	寒川中学校	寒川中学校	寒川中学校	寒川中学校	寒川中学校	寒川中学校	寒川中学校	寒川中学校
中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
	小中別評価	小中別評価	小中別評価	小中別評価	小中別評価	小中別評価	小中別評価	小中別評価	小中別評価
配置候補	評価理由	評価理由	評価理由	評価理由	評価理由	評価理由	評価理由	評価理由	評価理由
	南部(1校)中部(1校)北部(2校)に配置	南部(2校)中部(1校)北部(1校)に配置	南部(2校)中部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)中部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)中部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)中部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)中部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)中部(1校)北部(1校)に配置	南部(2校)北部(2校)に配置
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	南部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)北部(1校)に配置	南部(1校)北部(1校)に配置
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通学距離	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る	一部地域において2キロメートルの範囲(円)に入らない	一部地域において2キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね2キロメートルの範囲(円)に入る
	○	○	○	○	×	○	○	○	○
中学校	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る	全域において概ね3キロメートルの範囲(円)に入る
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校規模	過小・過大にならない	過小・過大になる恐れあり	過小・過大になる恐れあり	過小・過大になる恐れあり	過小・過大になる恐れあり	過小・過大になる恐れあり	過小・過大になる恐れあり	過小・過大になる恐れあり	過小・過大にならない
	○	○	×	×	×	×	×	×	○
中学校	過小・過大にならない	過小・過大にならない	過小・過大にならない	過小・過大にならない	過小・過大にならない	過小・過大にならない	過小・過大にならない	過小・過大にならない	過小・過大にならない
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配置候補の評価		○	×	×	×	×	○	×	×

3 第2段階の学校配置案の検討

第1段階で絞り込んだ4つの配置候補を次の視点によりさらに詳細の検討比較を行いました。

(1) 比較検討の6項目

① 学校規模

- ア 小学校 2学級以上が確保できるか。
 - ・新たに想定される学区により学級数を推計し、小学校において、基本方針で定めた基準を満たすか。
- イ 中学校 3学級以上が確保できるか。
 - ・新たに想定される学区により学級数を推計し、中学校において、基本方針で定めた基準を満たすか。
- ウ 大規模校が発生しないか。
 - ・新たに想定される学区により学級数を推計し、2040年以降に標準規模(12~18学級)をはるかに超える大規模校は発生するか。

② 通学条件

- ア 適切な通学距離が設定できるか。
 - ・小学校はおおむね2km以内、中学校はおおむね3km以内となっているか。
- イ 各学区における主要地点から学校までの距離
 - ・新たに想定される学区内での主要な地点(地域集会所など)を起点に、通学距離を測り、課題はあるか。
- ウ 通学の安全性が確保できるか。
 - ・学区変更による通学の要所(鉄道、交通量の多い道路等)となる箇所や事故多発地点はあるか。

③ 学校と地域との連携

- ア 自治会からの協力や連携のしやすさ。
 - ・多くの自治会からの協力や連携を進める上で、地域住民が学校へアクセスが容易であるか。
- イ 「地域とともにある学校」としての利便性は確保できるか。
 - ・学童クラブや広域避難場所等、地域の施設としての機能の視点から、地域住民の利便性を配慮した配置となっているか。

④ 施設の機能

ア 十分な敷地要件を確保できるか。

既存の敷地において、

- ・小・中学校設置基準（文部科学省令）を満たしているか。
- ・新たに想定される学級数に応じた必要面積を十分確保できるか。

イ 十分な建物要件を確保できるか。

既存の校舎や体育館等において、

- ・小・中学校設置基準（文部科学省令）や義務教育諸学校施設費国庫負担法の基準（以下「義務教育学校国庫基準」という）を満たしているか。
- ・新たに想定される学級数に応じた必要面積を十分確保できるか。
- ・統合に伴う普通教室数は十分確保できているか。
- ・少人数学級導入に伴う普通教室数は確保できるか。（増築の必要があるか。）

ウ 教育方法等の多様化への課題はあるか。

既存の校舎において、

- ・多目的スペースや少人数教室等、教育方法等の多様化に応じる施設整備が行われているか。
- ・校内 LAN の整備等、ICT 化への対応は十分か。統合後の対策がどの程度必要が確認する。

エ 複合化の可能性はあるか。

- ・現状の利用状況を踏まえ、複合化等の余地について整理する。

オ 施設の使用目標年数を超過する時期と修繕、更新（建替え）時期のタイミングは適切か。

- ・各校舎の建築後の経過年数と使用目標年数（終期）及び現在の劣化度等から、修繕、更新（建替え）時期を想定し安全な利用が可能か。

⑤ 整備経費

ア 配置する全学校の更新（建替え）完了までにかかる費用はいくらか。

過去の実績等をもとに、修繕費・除却費・大規模改修費・更新（建替）費を試算し比較する。今後、公民連携等の導入も考えられるが、本試算では、町の直接施工を基本とする。さらに、更新（建替え）するにあたり、大規模改修の実施の有無等により、時期や費用に相当の差異が生じるため、次の3つの考え方によりそれぞれ試算し比較しました。

- ・公共施設等総合管理計画において長寿命化の経済合理性が高いとされた校舎等を長寿命化実施する場合。
- ・再配置する学校は原則建替えることとし、その他の学校で長寿命化の経済合理性の高い校舎等を長寿命化実施する場合。
- ・再配置する学校を優先的に建て替えし、その他の学校も建て替えを原則とする場合。

イ 公民連携の可能性

既存の校舎や体育館等において、

- ・公民連携による施設の建築及び管理運営が可能か。

ウ 跡地利用の可能性

- ・学校再配置の結果、未配置校となった学校敷地の利活用・売却の見込みについて。

⑥ 新しい学校のかたち

ア 小・中一貫教育導入時の有効性

- ・配置状況などから連携しやすいか、弊害となることは何かなどにより比較。

イ コミュニティ・スクール

- ・配置状況などからコミュニティ・スクールの運営の課題などがあるか。

ウ 少人数教育

- ・少人数教育への対応が可能か。

(2) 第 2 段階の比較検討の総括

① 4案に共通する事項

ア 学校規模

学校規模にあっては、4案ともに適正な規模を維持することができる

イ 既存校舎の機能

4案ともに既存校舎については、確認項目 10～12 番にあるとおり既存の校舎では普通教室数を確保したうえで、新しい学校の実現や複合化を図ることが難しいことが明らかであるため、全ての校舎について、できる限り早い時期での建替えを基本とすることが望ましい。

イ 再配置校の児童・生徒の受入可能性

配置換えにより既存の 2 校の合体校となる学校にあっては、校舎の築年数が浅い場合でも、建替えを行わなければ児童生徒数の受け入れが困難であるとする

② 4案ごとの総括

配置案	通学距離と配置バランス	跡地利用の可能性
A 寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校 寒川中学校 旭が丘中学校	現一之宮小学校は南部地域の中で、比較的西に位置するため、東部地域からの通学距離が遠くなることが想定される。 また、現寒川中学校の位置に現寒川中と現寒川東中の合体校を配置することで、南東部に学校が未配置となり、配置バランスに欠けるが、広域避難所等については、寒川高校があるため、ある程度のバランスは保たれる。	未配置校を市街化調整区域の2校とすることで、今後、進めていく新しい学校を実現するための財源とすることができなくなる
B 寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校 寒川中学校 旭が丘中学校	現南小学校は、南部地域の中心に近い場所に位置するため、南部地域の小学生の通学距離を考慮すると、バランスの良い立地と考えられる。また、現一之宮小学校の位置に学校が配置されなくなるものの、南西部の寒川中学校の位置に学校が配置されることで、南部地域における小中学校の配置バランスが保たれる。	未配置校の2校の敷地のうち、1校は市街化区域であることから、跡地利用（敷地の売却）による財源確保が期待できるが、もう1校が市街化調整区域であるため、今後、進めていく新しい学校を実現するための財源の確保が半減する。 なお、跡地の利用（敷地の売却）により財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考える。
C 寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校 旭が丘中学校 寒川東中学校	現一之宮小学校は南部地域の中で、比較的西に位置するため、東部地域からの通学距離が遠くなることが想定される。 南東部に寒川東中学校を配置することで、南部地域における小中学校の配置バランスが保たれる。	未配置校の2校の敷地のうち、1校は市街化区域であることから、跡地利用（敷地の売却）による財源確保が期待できるが、もう1校が市街化調整区域であるため、今後、進めていく新しい学校を実現するための財源の確保が半減する。 なお、跡地の利用（敷地の売却）により財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考える。
D 寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校 旭が丘中学校 寒川東中学校	現南小学校は、南部地域の中心に近い場所に位置するため、南部地域の小学生の通学距離を考慮すると、バランスのとれた良い立地と考えられるが、南部地域の中学校の配置先を寒川東中学校とすることで、南西部に学校と、学校が担ってきた広域避難場所等が配置されなくなり、地域間でのバランスを欠くこととなることから、南西部に広域避難場所等の機能を持たせた施設等の設置が必要と考える。	未配置校が市街化区域内の2校となるため、当該2校の跡地を利用（敷地の売却）することで、今後、進めていく新しい学校を実現するための財源を確保することができる。 なお、敷地の売却により、財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考える。

配置パターン別検討比較表【第2段階】

配置パターン		A	B	C	D
配置学校位置	小学校 4校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
		一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
		旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
		小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
中学校位置	中学校 2校	寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
		旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

確認項目	内容	結果	備考	結果	備考	結果	備考
1 小学校 2学級以上が確保できるか。 【第1段階検討項目】	・新たに想定される学区により学級数を推計し、小学校において、基本方針で定めた基準を満たすか。 ※【参照】児童・生徒数シミュレーション	○	1学年2学級以上を推移。	○	1学年2学級以上を推移。	○	1学年2学級以上を推移。
2 中学校 3学級以上が確保できるか。 【第1段階検討項目】	・新たに想定される学区により学級数を推計し、中学校において、基本方針で定めた基準を満たすか。 ※【参照】児童・生徒数シミュレーション	○	1学年3学級以上を推移。	○	1学年3学級以上を推移。	○	1学年3学級以上を推移。
3 大規模校が発生しないか。	・新たに想定される学区により学級数を推計し、2040年以降に標準規模(12~18学級)をはるかに超える大規模校は発生するか。 大規模校: 25学級以上 過大規模校: 31学級以上 ※【参照】児童・生徒数シミュレーション	○	現一之宮小学校に配置される学校が他と比較して多い児童数となるが、24学級を超えることはない。	○	現一之宮小学校に配置される学校が他と比較して多い児童数となるが、24学級を超えることはない。	○	現南小学校に配置される学校が他と比較して多い児童数となるが、24学級を超えることはない。
4 適切な通学距離が設定できるか。 【第1段階検討項目】	・小学校 おおむね2km以内 ・中学校 おおむね3km以内 となっているか。 ※【参照】小・中学校配置距離図A~D	○	全小・中学校が範囲内に収まる。	○	全小・中学校が範囲内に収まる。	○	全小・中学校が範囲内に収まる。
5 各学区における主要地点から学校までの距離	・新たに想定される学区内での主要な地点(地域集会所など)を起点に、通学距離を測り、課題はあるか。 ※【参照】通学距離・時間(学校ごと) 通学距離・時間(一覧)	○	各地点から想定される通学路による距離は、再配置により比較的遠方となると考えられる地域で、現状の通学距離が2倍近くになる地域があるものの、おおむね4番の範囲内に収まる。	○	各地点から想定される通学路による距離は、再配置により比較的遠方となると考えられる地域で、現状の通学距離が2倍近くになる地域があるものの、おおむね4番の範囲内に収まる。	○	各地点から想定される通学路による距離は、再配置により比較的遠方となると考えられる地域で、現状の通学距離が1.5倍近くになる地域があるものの、おおむね4番の範囲内に収まる。
6 通学の安全性が確保できるか。	・学区変更による通学の要所(鉄道、交通量の多い道路等)となる箇所や事故多発地点はあるか。 ※【参照】通学に係る要所	○	学区変更により新たに生じる通学の要所(鉄道、交通量の多い道路等)となる箇所はない。	○	学区変更により新たに生じる通学の要所(鉄道、交通量の多い道路等)となる箇所はない。	○	学区変更により新たに生じる通学の要所(鉄道、交通量の多い道路等)となる箇所はない。

配置パターン		A		B		C		D	
配置学校位置	小学校 4校			寒川小学校		寒川小学校		寒川小学校	
				一之宮小学校		一之宮小学校		旭小学校	
				旭小学校		旭小学校		小谷小学校	
				小谷小学校		小谷小学校		南小学校	
中学校 2校				寒川中学校		寒川中学校		旭が丘中学校	
				旭が丘中学校		旭が丘中学校		寒川東中学校	
学校と地域との連携	課題項目	内容	各パターンに共通する事項	結果		結果		結果	
				結果	備考	結果	備考	結果	備考
施設機能	7 自治会からの協力や連携のしやすさ。	・多くの自治会からの協力や連携を進める上で、地域住民が学校へアクセスが容易であるか。 ※【参照】各区域重ね図(自治会×小・中学校) 各区域重ね図(学・丁目×小・中学校) 各区域重ね図(小学校×中学校)	No.4番に示す通り一定の距離の範囲内に収まっている。	▲	南西部の自治会については、小・中学校へのアクセスが、南東部の自治会については中学校へのアクセスがやや遠くなる。	△	南東部の自治会については、小・中学校へのアクセスが、南西部の自治会については中学校へのアクセスがやや遠くなる。	▲	南西部の自治会からの小・中学校へのアクセスがやや遠くなる。
	8 「地域とともにある学校」としての利便性は確保できるか。	・学童クラブや広域避難場所等、地域の施設としての機能の視点を、地域住民の利便性を配慮した配置となっているか。 ※【参照】各区域重ね図(自治会×小・中学校) 各区域重ね図(学・丁目×小・中学校) 各区域重ね図(小学校×中学校) 寒川町防災マップ	現一之宮小学校または現南小学校に配置される学校の学童クラブに関しては、児童数が増加することになるため既存より大きくする必要がある。	○	広域避難場所としては、現南小学校に隣接する寒川高校があることから、地域的なバランスは保たれる。	○	広域避難場所としては、現南小学校から、地域的なバランスは保たれる。	△	広域避難場所としては、南西部に広域避難場所が未設置となることから、南西部に広域避難場所等の機能を持たせた施設等の設置が必要と考えられる。
	9 十分な敷地要件を確保できるか。	既存の敷地において、 ・小・中学校設置基準(文部科学省令)を満たしているか。 ・新たに想定される学級数に応じた必要面積を十分確保できるか。 ※【参照】施設基準確認表	令和4年5月時点と、令和22年(2040年)時点の児童生徒数や学級数を用いて算出した敷地面積のいずれもが、小・中学校設置基準と必要とされる面積を全校上回っている。	○	確保できている。	○	確保できている。	○	確保できている。
施設機能	10 十分な建物要件を確保できるか。	既存の校舎や体育館等において、 ・小・中学校設置基準(文部科学省令)や義務教育諸学校施設基準(国土利用法の基準(以下「義務教育学校国庫基準」という))を満たしているか。 ・新たに想定される学級数に応じた必要面積を十分確保できるか。 ・統合に伴う普通教室数は十分確保できているか。 ・少人数学級導入に伴う普通教室数は確保できるか。(増築の必要があるか)。 ※【参照】施設基準確認表 教室等配置状況	既存の校舎や体育館は、下限値としての面積基準である小・中学校設置基準を満たしている。 再配置により影響のない学校にあっては、普通教室等の確保が十分にできる。	▲	普通教室数は、現一之宮小学校は、現状の普通教室数では不足するものの、ホール等他を利用しているスペースが多数あるため、文化財学習センターを他の学校へ移設することができれば確保され。 現寒川中学校にあっては、現状の普通教室数では不足するものの、他の用途に使用している教室やスペース等を活用することで確保可能と想定される。	△	普通教室数は、現一之宮小学校は、現状の普通教室数では不足するものの、ホール等他を利用しているスペースが多数あるため、一部改築により対応が可能と想定される。 現寒川中学校にあっては、現状の普通教室数では不足するものの、他の用途に使用している教室やスペース等を活用することで確保可能と想定される。	▲	普通教室数は、現南小学校は、現状の普通教室数では不足するものの、ホール等他を利用しているスペースが多数あるため、一部改築により対応が可能と想定される。現寒川東中学校については、現状のままで十分な教室数を確保することができ。
					義務教育学校国庫基準については、寒川中学校と旭が丘中学校の校舎以外は満たしていない。		義務教育学校国庫基準については、旭が丘中学校の校舎以外は満たしていない。		義務教育学校国庫基準については、旭が丘中学校の校舎以外は満たしていない。

配置パターン				A	B	C	D
配置 学校 位置	小学校 4校			寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
				一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
				旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
				小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
中学校 2校				寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
				旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校

施設 の 機能	確認項目	内容	各パターンへの共通する事項	A		B		C		D	
				結果	備考	結果	備考	結果	備考	結果	備考
11	教育方法等の多様化への課題はあるか。	既存の校舎において、 ・多目的スペースや少人数教室等、教育方法等の多様化に応じる施設整備が行われているか。 ・校内LANの整備等、ICT化への対応は十分か。 統合後の対策がどの程度必要が確認する。 ※【参照】教室等配置状況	校内LAN整備等のICT化については、現状で得る対応はできているものの、ICT化に対応した机やモニターの導入なども考慮し、建替え等の際は普通教室の面積を現状よりも広げるなどの対応が必要と考えられる。 ▲ 現寒川中学校にあっては、他のスペースが多数あることから、十分確保できると想定される。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することによってその不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することができれば多目的教室等の確保ができる。 ▲ 現寒川中学校にあっては、他のスペースが多数あることから、十分確保できると想定される。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することによってその不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することができれば多目的教室等の確保ができる。 ▲ 現寒川東中学校は、現状のまま十分な教室数が確保できる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することによってその不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することができれば多目的教室等の確保ができる。 ▲ 現寒川東中学校は、現状のまま十分な教室数が確保できる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することによってその不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することができれば多目的教室等の確保ができる。 ▲ 現寒川東中学校は、現状のまま十分な教室数が確保できる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することによってその不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することができれば多目的教室等の確保ができる。 ▲ 現寒川東中学校は、現状のまま十分な教室数が確保できる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することによってその不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することができれば多目的教室等の確保ができる。 ▲ 現寒川東中学校は、現状のまま十分な教室数が確保できる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することによってその不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することができれば多目的教室等の確保ができる。 ▲ 現寒川東中学校は、現状のまま十分な教室数が確保できる。	現一之宮小学校は、普通教室確保のために多目的教室等を転用することによってその不足が想定されるが、文化財学習センターを他校へ移設することができれば多目的教室等の確保ができる。 ▲ 現寒川東中学校は、現状のまま十分な教室数が確保できる。
12	複合化の可能性はあるか。	・現状の利用状況を踏まえ、複合化等の余地について整理する。 ※【参照】教室等配置状況 町内公共施設位置（寒川町防災マップ）・複合利用事例	再編時に影響のない学校については、2040年以降に想定する学級数以上の教室数があるため、複合化の余地がある。 ただし、現一之宮小学校については、再配置後に必要な教室数の確保を目的に文化財学習センターを他校へ移設することが必要となるため、再編時に影響のない学校にあっては、文化財学習センターを受け入れる場合には複合化できるスペースが縮小する。	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設することから、状況的な状況であることから、状況的に複合化の余地は少ない。 現寒川中学校にあっては、普通教室や多目的教室等を確保し、たうえても、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。 ▲	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設することから、状況的な状況であることから、状況的に複合化の余地は少ない。 現寒川東中学校は、普通教室や多目的教室等を確保し、たうえても、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。 ▲	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設することから、状況的な状況であることから、状況的に複合化の余地は少ない。 現寒川東中学校は、普通教室や多目的教室等を確保し、たうえても、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。 ▲	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設することから、状況的な状況であることから、状況的に複合化の余地は少ない。 現寒川東中学校は、普通教室や多目的教室等を確保し、たうえても、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。 ▲	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設することから、状況的な状況であることから、状況的に複合化の余地は少ない。 現寒川東中学校は、普通教室や多目的教室等を確保し、たうえても、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。 ▲	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設することから、状況的な状況であることから、状況的に複合化の余地は少ない。 現寒川東中学校は、普通教室や多目的教室等を確保し、たうえても、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。 ▲	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設することから、状況的な状況であることから、状況的に複合化の余地は少ない。 現寒川東中学校は、普通教室や多目的教室等を確保し、たうえても、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。 ▲	現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、現在複合的な施設として活用している文化財学習センターを他校へ移設することから、状況的な状況であることから、状況的に複合化の余地は少ない。 現寒川東中学校は、普通教室や多目的教室等を確保し、たうえても、他のスペースが等があるため、複合化の余地がある。 ▲

配置パターン		A	B	C	D
配置 の 機 能	小学校 4校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校	寒川小学校
		一之宮小学校	旭小学校	一之宮小学校	旭小学校
		旭小学校	小谷小学校	旭小学校	小谷小学校
		小谷小学校	南小学校	小谷小学校	南小学校
配置 の 機 能	中学校 2校	寒川中学校	寒川中学校	旭が丘中学校	旭が丘中学校
		旭が丘中学校	旭が丘中学校	寒川東中学校	寒川東中学校
建設項目	内容	結果	備考	結果	備考
13 施設の 使用目標年齢を超過 する時期と修繕、更新(建替 え)時期のタイミングは適切 か。	・各校舎の建築後の経過年数と使用目標年齢(終 期)及び現在の劣化度等から、修繕、更新(建替 え)時期を想定し安全な利用が可能か。 ※【参照】再編スケジュールと費用の試算	○	再編スケジュール案のとおり、劣 化度の進んでいる校舎等の改 修や更新を優先的に行うこと で、安全な利用が可能と考えら れる。	○	再編スケジュール案のとおり、劣 化度の進んでいる校舎等の改 修や更新を優先的に行うこと で、安全な利用が可能と考えら れる。
14 修繕 の 経 費	○最寿命化実施後に建て替える場合 ・公共施設等総合管理計画において最寿命化の経済合理 性が高いとされた校舎等を最寿命化実施する。 修繕費：2036年度までにかかる修繕費 除却費：未配置となる学校の校舎等の除却費 大規模改修費：最寿命化を行う際の工事費 設計費：更新(建替)する際の設計委託料 更新(建替)費：更新(建替)する際の建築費 (建替え時の除却費や設計委託料も含 む) ※【参照】再編スケジュールと費用の試算	修繕費 825,417,000円 除却費 1,837,879,000円 大規模改修(最寿命化)費 3,404,218,000円 更新(建替)費 25,794,073,000円 計① 31,864,550,000円 国庫補助金等収入② 10,237,935,000円 一般財源(①-②) 21,626,615,000円	825,417,000円 除却費 1,808,257,000円 大規模改修(最寿命化)費 3,404,218,000円 更新(建替)費 25,826,658,000円 計① 34,120,012,000円 国庫補助金等収入② 10,632,970,000円 一般財源(①-②) 23,487,042,000円	修繕費 825,417,000円 除却費 1,090,012,000円 大規模改修(最寿命化)費 5,450,793,000円 更新(建替)費 26,616,727,000円 計① 33,982,949,000円 国庫補助金等収入② 10,649,263,000円 一般財源(①-②) 23,333,686,000円	修繕費 825,417,000円 除却費 1,090,012,000円 大規模改修(最寿命化)費 5,450,793,000円 更新(建替)費 26,616,727,000円 計① 33,982,949,000円 国庫補助金等収入② 10,649,263,000円 一般財源(①-②) 23,333,686,000円
15 修繕 の 経 費	○一部最寿命化実施後に建て替える場合 ・再配置する学校は原則建替えることとし、その他の学校で 最寿命化の経済合理性の高い校舎等を最寿命化実施す る。 修繕費：2036年度までにかかる修繕費 除却費：未配置となる学校の校舎等の除却費 大規模改修費：最寿命化を行う際の工事費 更新(建替)費：更新(建替)する際の建築費 (建替え時の除却費や設計委託料も含 む) ※【参照】再編スケジュールと費用の試算	修繕費 825,417,000円 除却費 1,837,879,000円 大規模改修(最寿命化)費 2,370,768,000円 更新(建替)費 25,864,718,000円 計① 30,898,782,000円 国庫補助金等収入② 10,263,595,000円 一般財源(①-②) 20,635,187,000円	825,417,000円 除却費 1,808,257,000円 大規模改修(最寿命化)費 2,370,768,000円 更新(建替)費 25,897,303,000円 計① 30,970,174,500円 国庫補助金等収入② 10,279,887,000円 一般財源(①-②) 20,690,287,500円	825,417,000円 除却費 1,119,634,000円 大規模改修(最寿命化)費 2,370,768,000円 更新(建替)費 26,654,787,000円 計① 30,973,569,000円 国庫補助金等収入② 10,674,921,000円 一般財源(①-②) 20,298,648,000円	修繕費 825,417,000円 除却費 1,090,012,000円 大規模改修(最寿命化)費 2,370,768,000円 更新(建替)費 26,687,372,000円 計① 30,973,569,000円 国庫補助金等収入② 10,674,921,000円 一般財源(①-②) 20,298,648,000円
16 修繕 の 経 費	○最寿命化等を実施せずに建て替える原則とす る場合 ・再配置する学校を優先的に建て替えるが、その他の学校 も建て替える原則とする場合。 修繕費：2036年度までにかかる修繕費 除却費：未配置となる学校の校舎等の除却費 改修費：再配置校で建築60年まで相当な期間がある 校舎に対する増改築費 設計費：更新(建替)する際の設計委託料 更新(建替)費：更新(建替)する際の建築費 (建替え時の除却費や設計委託料も含 む) ※【参照】再編スケジュールと費用の試算	修繕費 825,417,000円 除却費 1,837,879,000円 更新(建替)費 25,864,718,000円 計① 28,528,014,000円 国庫補助金等収入② 10,263,595,000円 一般財源(①-②) 18,264,419,000円	825,417,000円 除却費 1,808,257,000円 更新(建替)費 25,897,303,000円 計① 28,530,777,000円 国庫補助金等収入② 10,279,887,000円 一般財源(①-②) 18,250,890,000円	825,417,000円 除却費 1,119,634,000円 更新(建替)費 26,654,787,000円 計① 28,599,838,000円 国庫補助金等収入② 10,658,629,000円 一般財源(①-②) 17,941,209,000円	修繕費 825,417,000円 除却費 1,090,012,000円 更新(建替)費 26,687,372,000円 計① 28,602,801,000円 国庫補助金等収入② 10,674,921,000円 一般財源(①-②) 17,927,880,000円

(注)整備経費は、これまで町が行った修繕等の実績や、国税庁が公表している『地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)【令和4年度
分】』の神奈川県の数値を参考に算出しています。町が直接施工した場合を想定した令和5年2月時点の試算値です。

確認項目		内容	各パターンに共通する事項	結果	備考	結果	備考	結果	備考
整備経費	15 公民連携の可能性	・公民連携による施設の建築及び管理運営が可能か。 ※【参照】公民連携事例	学校施設の公民連携に当たっては、何を複合化していくのかと併せて検討し、VFMなども確認の上、導入の可否について慎重に判断する必要がある。	○	施設の新築にあたり、町が直接整備する手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定される。	○	施設の新築にあたり、町が直接整備する手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定される。	○	施設の新築にあたり、町が直接整備する手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定される。
	16 跡地利用の可能性	・学校再配置の結果、未配置校となった学校敷地の利活用・売却の見込みについて。 ※【参照】校地土地要件表	未配置となる現南小学校と現美川東中学校はともに市街化調整区域に位置する。 向校ともに、学校以外の利活用の幅が狭く、売却の見込みが低い。 ▲	△	未配置となる現一之宮小学校は、第1種住居地域、現美川東中学校は市街化調整区域に位置する。 現一之宮小学校は、比較的に利活用の幅が売却の見込みがあるが、現美川東中学校は、学校以外の利活用の幅は非常に狭いため、売却の見込みは低い。 ○	○	未配置となる現南小学校は市街化調整区域、美川中学校は第1種中高層住居専用地域に位置する。 現南小学校は、学校以外の利活用の幅が非常に狭いため、売却の見込みは低い。 ○	○	未配置となる一之宮小学校は第1種住居地域、美川中学校は第1種中高層住居専用地域に位置する。 現一之宮小学校は、比較的に利活用の幅は広く、美川中学校は、住居としての利活用は可能であるため、売却の見込みはとにもある。 ◎
確認項目		内容	各パターンに共通する事項	課題等の整理					
新しい学校のカタチ	17 小・中一貫教育導入時の有効性	・配置状況などから連携しやすいか、弊害となることは何かなどにより比較 ※【参照】小・中一貫教育導入に係る課題整理表		町では小・中一貫教育の施設分離型(1中学校・2小学校でのブロック)を想定している。区分けして、中学校と小学校が近くにあるパターンが適切であることから、北部地域(北ブロック)と南部地域(南ブロック)に分けた分離が適していると考え、A～Dの配置パターンにおいては、どれも運営上における差異は見られないが、導入にあたっての目標設定や推進体制、導入までのスケジュール等について検討していく必要がある。					
	18 コミュニティ・スクール	・配置状況などからコミュニティ・スクールの運営の課題などがあるか。 ※【参照】コミュニティ・スクール推進に係る課題整理表		現在、コミュニティ・スクールを令和5年度末までに順次設置予定である。今後、小・中一貫教育の推進とともに、学校運営協議会の持ち方(単独実施型、連携実施型等)の検討が必要である。また、自治会と学区の関係性を考慮する必要性がある。					
	19 少人数教育	・少人数教育への対応が可能か。 ※【参照】少人数教育に係る課題整理表		国の施策により、小学校では順次35人以下学級の導入が進められている。中学校においては、現段階において方向性が示されていないが、今後、小学校同様、「35人学級」導入の可能性もあることから、柔軟に対応できるよう、柔軟に確保が必要となる。					

V 2つの再配置候補案の選定

I 2案の選定

第I章に記載のとおり、このたびの町立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る検討については、本町全体の公共施設再編の一環として行われているものとなりますが、そこでの主眼は、「公共施設等の老朽化・更新財源問題」への対応と、人口減少・少子高齢化社会に見合った「公共施設等の最適配置」を図ることで、「財政破綻を回避」、すなわち「持続可能なまち」を担保することにあります。

【寒川町公共施設再編計画の検討経過において判明したこと】

- ➡本町の人口は、2060年に3万7千人台となり、約1万人減少する。
- ➡生産年齢人口が減少し、町税減収が想定される。
- ➡高齢化率が約24%（2015年時点）から約35%（2060年時点）へ上昇し、社会保障費の増加が想定される。
- ➡年少人口は、約40年間で約24%減少する。
- ➡全ての公共施設を更新すると、財政シミュレーション上、資金不足になる。

こうした点を十分に踏まえ、町立小・中学校の再配置案については、前章において、各確認項目の比較検討により、小学校4校、中学校2校とする場合に考えられる全15案から絞り込んだ4案をもとにし、検討委員会やこれまで実施してきた地域懇談会等でいただいた町民の皆様等からのご意見（検討委員会で出された主なものは次ページ以降参照）を参考に、2つの再配置案を作成しました。（49～55ページ参照）

これら2つの再配置案については、「将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う」という基本的な考え方のもと、学校規模や通学条件、学校と地域との連携、施設の機能、整備経費の検討、新しい学校のかたち、といった観点と、公共施設再編での究極のテーマである、「財政的に持続可能なまち」の担保といった観点も踏まえながら、最適と考えられる2案にまで絞り込みをかけたものとなりますが、それぞれにメリット、デメリットがあり、どの点を重視するかによって選択すべき再配置案が変わってくるものと考えられます。

これに加え、従来からの少子化傾向のほか、コロナ禍における婚姻数の減少等の影響により、さらなる出生数の減少が見込まれることから、今後の人口の推移やそれに伴う税収の見込みについて、慎重に見極めながら判断していく必要があります。

こうしたことから、今後2024年に予定されている公共施設再編計画の見直しの際に、本町の人口推計や財政推計の変動の有無を確認したうえで、最終的に選択すべき町立小・中学校の再配置案を判断していく必要があると考えます。

なお、今回の再配置案で示す学校名は、所在地の現在の学校名を使用しており、

今後実施される学校再編後の学校名は、改めて検討したうえで決定されていく予定です。

2 再配置案検討に係る意見

町立小・中学校の適正規模・適正配置の検討については、「将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う」という基本的な考え方は共有されているものの、保護者や一般町民、教職員など、それぞれの立場等によって重視する観点も異なることから、選択すべき再配置案について様々な意見等が出てきているというのが実状です。

こうした中、令和3年10月に、保護者、一般町民、教職員を対象に実施した「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート」調査において、小・中学校の適正規模・適正配置を検討するべき際に優先して配慮すべき事項に関する質問に対し、「通学距離」、「通学路の安全性」、「学校設備の充実」がどの属性においても上位3つまでの事項として選択される結果となりました。

当該3項目に関し、検討委員会において再配置案を検討する際に出された主な意見（確認された事項）は次のとおりです。

（1）通学距離について

- 町が策定した基本方針における通学距離については、国基準（小学校おおむね4km、中学校おおむね6km）よりも短い、小学校低学年の子どもだと1時間近くかかるこどももいる。実際に歩いて安全性等を含めた検証が必要となると考える。単純に距離だけの話ではない。各学校からも情報提供をもらいながら進めるべきである。
- 教科書等の重量がかなり重くなっており、今後はデジタル教科書等の導入ができれば改善される見込みがあると思われるが、寒川町での置き勉の状況はどうか。
- 各項目ごとの検討も必要だが、項目の横断的な視野も必要。例えば、小学生でも歩ける距離というのは福祉的に見れば高齢者でも歩ける距離ということになるので、通学距離や地域のアクセスは関連している。
- 小学生と言っても、1、2年生と5、6年生では体格も違う。小学校低学年の子が2.2 km、44分を歩くというのは無理だと思う。
- 通学距離が伸びれば伸びるほど危険性は増すし、小学校一年生が歩く距離として果たして適切なのかという意見は地域住民の声としては上がってくるのではないかと。諸外国のように、スクールバスの検討もすべきではないか。
- 通学距離に関して言えば、特別支援級の児童・生徒のことも考えるべきであり、例えば早退する時などは、必ずしも保護者が迎えに来られるとは限ら

ず、迎えがない場合には徒歩で帰ることになるので、そうしたことも考える必要がある。

- スクールバスの運行によって全てがうまくいくということでもない。実際にスクールバスを運行している自治体では、肥満が大きな課題になっている場合、昼休みにグラウンド何週走るとか、スクールバスを学校の少し手前で停めて一定の距離は歩くといったような対策を行っている。
- 通学距離が長くなることについて危険が伴うとの意見があったと思う。学校再編することで、それまではなかった幹線道路を横断する必要がとなる児童・生徒が生じることになるが。片道2kmであれば問題ないという考えか。
- 学校再編による学校数の減少で、距離が伸びることは前提として話すことが大事である。その上で、距離を抑えられるか、安全性を確保できるかということが大事になってくると思う。
- 保護者の視点で課題は小学校低学年の通学の件。委員会や懇談会でも意見が出ていた。そのことから考えると、小学校では、南部地域のほぼ中央である南小とし、通学距離の差をできるだけなくす方がよいと考える。
- 委員意見にもあったが、小学校低学年においては荷物を持つての2kmは遠いと思うので、スクールバスが難しいのであれば、コミュニティ・バスの増便やルートの変更などでなんとか対応できないかなと思います。スクールバスだと体力面等で課題があるということでしたので、地区ごとにバス停を指定して運用することも一案と考えられます。
- 中学校については、3kmですが、体力的にも安全意識的にも高まってきていると思われるので距離については許容できると考え、またこれからの教育ニーズや複合化を考慮し敷地が広い寒中がよいと考える。
- 登下校時の安全面を考えると、通学距離は短いほうがよい。
- 学校の特色を生かすための学校選択制を導入した場合、通学距離（小学校概ね2km、中学校概ね3km）の枠の中に入らない場合も出てくると思うが、その点についてはどう考えているか。

(2) 通学路の安全性について

- 危険個所については、PTA や学校、子どもたちが危険と感じている箇所がきちんとピックアップされていればよいと思う。
- 通学路は親目線でも重要である。もともと農地で通学路としていなかったところが通学路となる所もあり、状況は色々と変わるので、安全性は常に確認していく必要がある。また、危険個所として対策を要望した所も、いつまでに対応するかなどの回答があったほうがよい。
- 地域懇談会の記録を見て、住民の方は通学に関心が高いことがわかる。通

学の安全のため子どもたちの意見も聞いて対策していけたらよい。

(3) 学校施設・設備の充実について

- 昔は小学校でも中学校でも児童生徒が40人くらいいて目一杯だったので、そういう面は解消し、教室にゆとりのある形でやってほしい。
- 少人数教育や地域との連携を考えると、統合校については教室＋地域連携スペースなど、現状より多くのスペースが必要となる。
- 児童・生徒数のみだけで算定すると、不足する可能性があるため、余剰の教室をどのように計算していくのかが重要である。多目的室等他の教育活動を踏まえた確認が必要。
- 子どもの数だけからの試算では施設が不足する。現状の多目的室等の利用状況や少人数教育を推進する上でも、今後必要となる活動について想定した算定が必要となる。
- 各項目ごとの検討も必要だが、項目の横断的な視野も必要。例えば、ICT関連で言えば、校内にWi-Fiを整備するということは、災害時に学校が避難所となった際にも活用が見込める。
- 学校再編の検討については、他の公共施設との複合化のほか、地域の防災拠点や地域集会所の方向性とも関連することから、個別にではなく一緒に検討すべきである。
- 中学校については、3kmですが、体力的にも安全意識的にも高まってきていると思われるので距離については許容できると考え、またこれからの教育ニーズや複合化を考慮し敷地が広い寒中がよいと考える。
- 学校施設の充実や通学路の安全対策については、多大な費用が掛かることから、優先度や他事業とのバランスを考慮しながら進めていく必要がある。
- 校舎も傷んできているところがあるので、教育環境整備のための修繕の実施が必要で、そのための教育予算の確保が非常に重要である。

3 再配置 4 案の検討

(1) 各パターンに共通する事項

① 学校規模

全パターンにおいて適正な規模を維持することができる。

② 既存校舎の機能

各校の既存校舎では、普通教室を確保したうえで、新しい学校の実現や複合化を図ることが難しいことが明らかであることから、既存校舎の全てについてできる限り早い時期での建て替えを基本とすることが望ましい。

③ 再配置校の児童生徒の受入可能性

再配置により既存の2校の合体校となる学校については、校舎の築年数が浅い場合でも、建替えを行わなければ児童生徒の受け入れが困難である。

(2) パターンごとの事項

	再配置校	メリット	デメリット
A 案	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校 寒川中学校 旭が丘中学校	・寒川東中学校、南小学校開校前の状況に戻るため、当時を知る世代にとってはなじみのある配置となる。 ・南西部に配置される2校の校地面積が相対的に広い。	・南東部の自治会からのアクセスが遠くなる。 ・未配置校2校の場所が市街化調整区域内であるため、売却や利活用の幅が狭く、財源確保が困難である。
B 案	寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校 寒川中学校 旭が丘中学校	・小学校低学年の通学距離に配慮した立地である。 ・寒川高校との連携が見込める。(D 案もこの点は同様) ・未配置校の敷地の売却による児童生徒数の増に対応できる余地がある。	・未配置校2校のうち1校が市街化調整区域内であるため、財源確保効果が半減する。 (C 案もこの点は同様)
C 案	寒川小学校 一之宮小学校 旭小学校 小谷小学校 旭が丘中学校 寒川東中学校	・南東部及び南西部に学校が配置されるためバランスがよい。(B 案もこの点は同様) ・未配置校の敷地の売却による児童生徒数の増に対応できる余地がある。	・小学校低学年の通学距離を鑑みると、相対的に評価が落ちる。(A 案もこの点は同様)
D 案	寒川小学校 旭小学校 小谷小学校 南小学校 旭が丘中学校 寒川東中学校	・小学校低学年の通学距離に配慮した立地である。 ・未配置校2校の場所が市街化区域内であるため、売却や利活用の幅が広く、財源確保に資する。 ・財源確保効果が最も大きいため、新たな教育ニーズや魅力ある学校施設等の維持管理、他の行政サービス水準維持への貢献度が大きい。	・南西部の自治会からのアクセスが遠くなる。 ・南西部から広域避難場所がなくなるため、当該施設等の検討が必要となる。 ・未配置校の敷地の売却により、児童生徒数が想定以上に増加する可能性がある。

4 最終配置候補2案について

(1) 最終配置候補案の選定

これまで確認した5つの項目(37ページから42ページ参照)の、「学校規模」、「通学条件」、「学校と地域の連携」、「施設の機能」、「整備経費」において、B案は、確認項目のうち「通学条件」、「学校と地域の連携」、「施設の機能」でより優れていること、またD案は、「通学条件」、「施設の機能」、「整備経費」でより優れていることから、2つの再配置案を現段階での最終配置候補案とします。

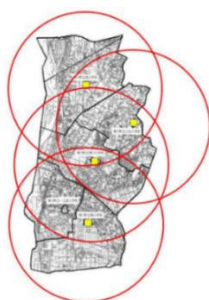
なお、上記のとおり、最終配置候補案の2つ(B案・D案)についても、メリットだけでなくデメリットもあることから、当該デメリットへの対応が不可欠となります。

(2) B 案の概要：「Ⅳ 再配置案の検討経過(3)」より

ア 再配置校

小学校	寒川小学校	南小学校	旭小学校	小谷小学校
中学校	寒川中学校		旭が丘中学校	
	(仮称)サウス学園 分離型一貫校		(仮称)ノース学園 分離型一貫校	

小学校配置図(各校2キロ円)



中学校配置図(各校3キロ円)



イ 想定される児童・生徒数(2060年度推計)

	児童生徒数	学級数	特別支援学級数
寒川小学校	321人	12学級	2学級
旭小学校	636人	22学級	4学級
小谷小学校	378人	12学級	3学級
南小学校	647人	24学級	4学級
寒川中学校	487人	15学級	4学級
旭が丘中学校	509人	6学級	5学級

ウ 概要

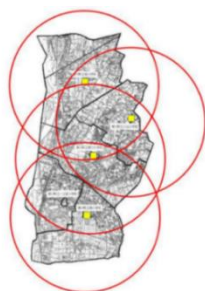
- B 案は、北部及び中部地域の小・中学校を残し、南部地域の一之宮小学校と南小学校を再編し、現在の南小学校へ配置、寒川中学校と寒川東中学校を再編し、現在の寒川中学校へ配置する案です。
- 南部に配置する小学校は、小学校低学年の通学にかかる負担を考慮し、南部地域の中心に近い場所に位置する南小学校に配置します。
- 北部地域と南部地域で分離型の小中一貫型小学校・中学校導入を目指します。
- 未配置校となる2校のうち1校が市街化調整区域に所在するため、敷地の利用(敷地の売却)による、財源確保が半減します。
- 再編する南部地域の東西にバランスよく学校を配置できる案です。

(3) D 案の概要：「Ⅳ 再配置案の検討経過(3)」より

ア 再配置校

小学校	寒川小学校	南小学校	旭小学校	小谷小学校
中学校	寒川東中学校		旭が丘学校	
	(仮称)サウス学園 分離型一貫校		(仮称)ノース学園 分離型一貫校	

小学校配置図(各校2キロ円)



中学校配置図(各校3キロ円)



イ 想定される児童・生徒数(2060年度推計)

	児童生徒数	学級数	特別支援学級数
寒川小学校	321人	12学級	2学級
旭小学校	636人	22学級	4学級
小谷小学校	378人	12学級	3学級
南小学校	647人	24学級	4学級
旭が丘中学校	509人	15学級	5学級
寒川東中学校	487人	15学級	4学級

ウ 概要

- D 案は、北部及び中部地域の小・中学校を残し、南部地域の一之宮小学校と南小学校を再編し、現在の南小学校へ配置、寒川中学校と寒川東中学校を再編し、現在の寒川東中学校へ配置する案です。
- 南部に配置する小学校は、小学校低学年の通学にかかる負担を考慮し、南部地域の中心に近い場所に位置する南小学校に配置します。
- 北部地域と南部地域で分離型の小中一貫型小学校・中学校導入を目指します。
- 未配置校が市街化区域の2校となるため、当該2校の敷地を利用(敷地の売却)することで、新しい学校を実現するための財源を確保することができます。
- 再編する南部地域の東部に2校(小・中1校ずつ)が配置され、東西間のバランスを欠くことから、何らかの対策が必要な配置案です。

5 全体の再編スケジュール

(1) B案:「Ⅳ 再配置案の検討経過(3)」より

		公共施設総合管理計画抜粋												
		建築年	耐震補強工事	劣化度	長寿命化実施の合理性	60年到達年	構造	再配置に伴う改修の有無(※1)	更新(新築)必要年度(※1)	更新(新築)優先度(※2)	目標更新(新築)時期(※3)	既存棟別㎡	2040推計補助基準棟別㎡(※4)	更新(建替)費用試算(※5)
寒川小学校	南棟	1969	実施済	低	低	2029	RC造3階建	無	2029	第1期	2033	3,347	3,373	2,094,793,000
	北棟	1975	不要	低	低	2035	RC造3階建	無	2035	第1期	2033	2,173	2,190	1,145,610,000
	給食棟	1987	不要	低	高	2047	RC造3階建							
	体育館	1970	実施済	低	—	2030	鉄骨造2階建	無	2030	第1期	2033	859	1,215	610,104,000
一之宮小学校	南棟	1981	実施済	中	低	2041	RC造3階建	無	2041	第3期	2043	3,755	4,631	2,761,658,000
	北棟	1966	実施済	高	低(一部高)	2026	RC造3階建	無	2026	第1期	2033	2,646	3,263	1,946,031,000
	給食棟	1979	不要	低	—	2039	RC造3階建							
	体育館	1990	不要	中	—	2050	鉄骨造2階建	無	2050	第4期	2048	859	1,215	610,104,000
旭小学校	南棟A	1966	実施済	低	高	2026	RC造3階建	無	2026	第1期	2033	634	793	410,176,000
	南棟B	1970	実施済	高	高(一部低)	2030	RC造3階建	無	2030	第1期	2033	1,654	2,068	1,233,281,000
	北棟	1976	不要	低	高	2036	RC造3階建	無	2036	第2期	2038	2,941	3,677	1,902,724,000
	給食棟	1977	不要	低	—	2037	鉄骨造1階建							
	体育館	1991	不要	低	—	2051	鉄骨造2階建	無	2051	第5期	2053	1,203	1,215	622,060,000
小谷小学校	管理棟	1980	実施済	低	低	2040	RC造4階建	無	2040	第2期	2038	3,026	2,760	1,757,719,000
	教室棟	1980	実施済	低	低	2040	RC造4階建	無	2040	第2期	2038	2,538	2,314	1,474,253,000
	体育館	1980	不要	低	—	2040	鉄骨造2階建	無	2040	第2期	2038	835	919	469,387,000
南小学校	管理棟	1994	不要	低	低	2054	RC造3階建	無	2054	第5期	2053	4,139	4,986	2,986,276,000
	教室棟	1994	不要	中	低	2054	RC造3階建	無	2054	第5期	2053	2,414	2,908	1,741,694,000
	体育館	1994	不要	低	—	2054	鉄骨造2階建	無	2054	第5期	2053	1,213	1,215	622,408,000
寒川中学校	南棟	1979	実施済	中	低	2039	RC造4階建	無	2039	第2期	2038	4,162	3,974	2,063,639,000
	北棟	1978	実施済	低	低	2038	RC造4階建	無	2038	第2期	2038	3,482	3,325	1,726,477,000
	技術等	1978	未了(未使用)	高	低	2038	RC造2階建							
	体育館	1999	不要	低	—	2059	鉄骨造2階建	無	2059	第6期	2058	1,422	1,476	744,225,000
旭が丘中学校	南棟A	1974	不要	低	低	2034	RC造3階建	無	2034	第1期	2033	2,109	1,909	996,450,000
	南棟B	1981	実施済	中	高	2041	RC造3階建	無	2041	第3期	2043	1,654	1,497	944,674,000
	北棟	1972	実施済	中	低	2032	RC造4階建	無	2032	第1期	2033	3,368	3,049	1,591,295,000
	技術棟	1972	実施済	低	低	2032	鉄骨造1階建	無	2032	第1期	2033	297	269	140,326,000
	体育館	1974	実施済	低	—	2034	鉄骨造2階建	無	2034	第1期	2033	1,136	1,215	619,732,000
寒川東中学校	南棟	1989	不要	中	高	2049	RC造5階建	無	2049	第4期	2048	3,524	3,955	2,380,100,000
	北棟	1989	不要	高	高	2049	RC造3階建	無	2049	第4期	2048	2,979	3,344	2,012,009,000
	体育館	1989	不要	低	—	2049	鉄骨造2階建	無	2049	第4期	2048	1,780	1,476	932,301,000

※1 更新(新築)必要年度は、公共施設総合管理計画において長寿命化実施の合理性が高いとされていても、構造上の問題から新しい学び舎としての機能を持たせることが難しいため、建築後60年を目安に設定。

※2 更新(新築)優先度は、更新(新築)必要年度により全6期(概ね1期を5年間)に分け、優先的に更新を図る校舎等を整理。(別表参照)

※3 目標更新(新築)時期は、更新(新築)優先度で整理した期別ごとの完了目標年数を表記。(別表参照)

※4 2040推計補助基準棟別㎡は、2040年推計の児童・生徒・学級数により、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律および同施行令による基準から求めた㎡数です。

※5 更新(建替)費用試算は、国税庁が公表している『地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)【令和4年度分】』の神奈川県の数値を用い、諸経費を加味した単価と2040推計補助基準棟別㎡を乗じたもので、現時点(令和5年2月)時点の数値です。

↔ : 更新(建替)時期

	国庫補助金等収入	2036年までにかかる修繕費	第1期 (~2035年)	第2期 (~2040年)	第3期 (~2045年)	第4期 (~2050年)	第5期 (~2055年)	第6期 (~2060年)	
寒川小学校	南棟	698,264,000	36,502,000	↔ 2,094,793,000					
	北棟	381,870,000	27,814,000	↔ 1,145,610,000					
	給食棟		12,960,000						
	体育館	203,368,000	-	↔ 610,104,000					
一之宮小学校	南棟		62,347,000	除却費用 455,468,000					
	北棟		53,941,000	除却費用 320,950,000					
	給食棟		13,653,000						
	体育館		80,781,000	除却費用 27,141,000					
旭小学校	南棟A	136,725,000	4,941,000	↔ 410,176,000					
	南棟B	411,094,000	48,411,000	↔ 1,233,281,000					
	北棟	634,241,000	18,203,000	↔ 1,902,724,000					
	給食棟		5,520,000						
	体育館	207,353,000	8,111,000				↔ 622,060,000		
小谷小学校	管理棟	585,906,000	20,580,000		↔ 1,757,719,000				
	教室棟	491,418,000	19,959,000		↔ 1,474,253,000				
	体育館	156,462,000	19,559,000		↔ 469,387,000				
南小学校	管理棟	1,493,138,000	12,643,000	↔ 2,986,276,000					
	教室棟	870,847,000	60,759,000	↔ 1,741,694,000					
	体育館	311,204,000	13,092,000	↔ 622,408,000					
寒川中学校	南棟	1,031,820,000	62,946,000	↔ 2,063,639,000					
	北棟	863,239,000	47,000	↔ 1,726,477,000					
	技術等		35,425,000						
	体育館	372,113,000	9,251,000					↔ 744,225,000	
旭が丘中学校	南棟A	332,150,000	47,339,000		↔ 996,450,000				
	南棟B	314,891,000	26,863,000		↔ 944,674,000				
	北棟	530,432,000	40,506,000		↔ 1,591,295,000				
	技術棟	46,775,000	5,312,000		↔ 140,326,000				
	体育館	206,577,000	7,589,000		↔ 619,732,000				
寒川東中学校	南棟		35,293,000		除却費用 427,448,000				
	北棟		28,140,000		除却費用 361,342,000				
	体育館		6,930,000		除却費用 215,908,000				
修繕費		825,417,000							825,417,000
除却費用			0	803,559,000	1,004,698,000	0	0	0	1,808,257,000
更新(建替)費			8,896,559,000	7,640,623,000	7,993,836,000	0	622,060,000	744,225,000	25,897,303,000
計	10,279,887,000	825,417,000	8,896,559,000	8,444,182,000	8,998,534,000	0	622,060,000	744,225,000	28,530,977,000

国庫補助金等収入額合計 10,279,887,000

一般財源計 18,251,090,000

(2) D 案:「Ⅳ 再配置案の検討経過(3)」より

		公共施設総合管理計画抜粋													
		建築年	耐震補強工事	劣化度	長寿命化実施の合理性	60年に達年	構造	再配置に伴う改修の有無(※1)		更新(新築)必要年度(※1)	更新(新築)優先度(※2)	目標更新(新築)時期(※3)	既存棟別㎡	2040推計補助基準棟別㎡(※4)	更新(建替)費用試算(※5)
寒川小学校	南棟	1969	実施済	低	低	2029	RC造3階建	無		2029	第1期	2033	3,347	3,373	2,094,793,000
	北棟	1975	不要	低	低	2035	RC造3階建	無		2035	第1期	2033	2,173	2,190	1,145,610,000
	給食棟	1987	不要	低	高	2047	RC造3階建								
	体育館	1970	実施済	低	一	2030	鉄骨造2階建	無		2030	第1期	2033	859	1,215	610,104,000
一之宮小学校	南棟	1981	実施済	中	低	2041	RC造3階建	無		2041	第3期	2043	3,755	4,631	2,761,658,000
	北棟	1966	実施済	高	低(一部高)	2026	RC造3階建	無		2026	第1期	2033	2,646	3,263	1,946,031,000
	給食棟	1979	不要	低	一	2039	RC造3階建								
	体育館	1990	不要	中	一	2050	鉄骨造2階建	無		2050	第4期	2048	859	1,215	610,104,000
旭小学校	南棟A	1966	実施済	低	高	2026	RC造3階建	無		2026	第1期	2033	634	793	410,176,000
	南棟B	1970	実施済	高	高(一部低)	2030	RC造3階建	無		2030	第1期	2033	1,654	2,068	1,233,281,000
	北棟	1976	不要	低	高	2036	RC造3階建	無		2036	第2期	2038	2,941	3,677	1,902,724,000
	給食棟	1977	不要	低	一	2037	鉄骨造1階建								
	体育館	1991	不要	低	一	2051	鉄骨造2階建	無		2051	第5期	2053	1,203	1,215	622,060,000
小谷小学校	管理棟	1980	実施済	低	低	2040	RC造4階建	無		2040	第2期	2038	3,026	2,760	1,757,719,000
	教室棟	1980	実施済	低	低	2040	RC造4階建	無		2040	第2期	2038	2,538	2,314	1,474,253,000
	体育館	1980	不要	低	一	2040	鉄骨造2階建	無		2040	第2期	2038	835	919	469,387,000
南小学校	管理棟	1994	不要	低	低	2054	RC造3階建	無		2054	第5期	2053	4,139	4,986	2,986,276,000
	教室棟	1994	不要	中	低	2054	RC造3階建	無		2054	第5期	2053	2,414	2,908	1,741,694,000
	体育館	1994	不要	低	一	2054	鉄骨造2階建	無		2054	第5期	2053	1,213	1,215	622,408,000
寒川中学校	南棟	1979	実施済	中	低	2039	RC造4階建	無		2039	第2期	2038	4,162	3,974	
	北棟	1978	実施済	低	低	2038	RC造4階建	無		2038	第2期	2038	3,482	3,325	1,726,477,000
	技術等	1978	未了(未使用)	高	低	2038	RC造2階建								
	体育館	1999	不要	低	一	2059	鉄骨造2階建	無		2059	第6期	2058	1,422	1,476	744,225,000
旭が丘中学校	南棟A	1974	不要	低	低	2034	RC造3階建	無		2034	第1期	2033	2,109	1,909	996,450,000
	南棟B	1981	実施済	中	高	2041	RC造3階建	無		2041	第3期	2043	1,654	1,497	944,674,000
	北棟	1972	実施済	中	低	2032	RC造4階建	無		2032	第1期	2033	3,368	3,049	1,591,295,000
	技術棟	1972	実施済	低	低	2032	鉄骨造1階建	無		2032	第1期	2033	297	269	140,326,000
	体育館	1974	実施済	低	一	2034	鉄骨造2階建	無		2034	第1期	2033	1,136	1,215	619,732,000
寒川東中学校	南棟	1989	不要	中	高	2049	RC造5階建	無		2049	第4期	2048	3,524	3,955	2,380,100,000
	北棟	1989	不要	高	高	2049	RC造3階建	無		2049	第4期	2048	2,979	3,344	2,012,009,000
	体育館	1989	不要	低	一	2049	鉄骨造2階建	無		2049	第4期	2048	1,780	1,476	932,301,000

- ※1 更新(新築)必要年度は、公共施設総合管理計画において長寿命化実施の合理性が高いとされていても、構造上の問題から新しい学び舎としての機能を持たせることが難しいため、長寿命化等をせず、原則建築後60年を目安に更新(新築)します。
- ※2 更新(新築)優先度は、更新(新築)必要年度により全6期(概ね1期を5年間)に分け、優先的に更新を図る校舎等を整理。(別表参照)
- ※3 目標更新(新築)時期は、更新(新築)優先度で整理した期別ごとの完了目標年数を表記。(別表参照)
- ※4 2040推計補助基準棟別㎡は、2040年推計の児童・生徒・学級数により、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律および同施行令による基準から求めた㎡数です。
- ※5 更新(建替)費用試算は、国税庁が公表している『地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)【令和4年度分】』の神奈川県の数値を用い、諸経費を加味した単価と2040推計補助基準棟別㎡を乗じたもので、現時点(令和5年2月)時点の数値です。

↔ : 更新（建替）時期

		国庫補助金等収入	2036年までにかかる 修繕費	第1期 (～2035年)	第2期 (～2040年)	第3期 (～2045年)	第4期 (～2050年)	第5期 (～2055年)	第6期 (～2060年)
寒川 小学 校	南棟	698,264,000	36,502,000		2,094,793,000				
	北棟	381870000	27,814,000		1,145,610,000	本来は第1期だが南小学校の建替えを優先するため第2期に変更。必要に応じ簡易な改修を要す。 旭小学校の方が築年数が数年浅いため、旭小学校の工事を優先する。			
	給食棟		12,960,000						
	体育館	203368000	-		610,104,000				
一之宮 小学 校	南棟		62,347,000		除却費用 455,468,000				
	北棟		53,941,000		除却費用 320,950,000	南小学校の校舎整備完了 新校への通学開始			
	給食棟		13,653,000						
	体育館		80,781,000		除却費用 27,141,000				
旭小 学 校	南棟A	136725000	4,941,000	410,176,000					
	南棟B	411094000	48,411,000	1,233,281,000					
	北棟	634,241,000	18,203,000	1,902,724,000	他の校舎に合わせて第2紀から第1期に早める				
	給食棟		5,520,000						
	体育館	207,353,000	8,111,000				622,060,000		
小谷 小学 校	管理棟	585,906,000	20,580,000			1,757,719,000	学校再編に伴い、南小学校の建て替え時期を最優先するため、小谷小学校の更新時期を第3期へ変更する。2040年に建築後60年を迎える校舎が複数存在するが、簡易的な修繕により使用期間を5～10年ほど延伸する必要がある。		
	教室棟	491,418,000	19,959,000			1,474,253,000			
	体育館	156,462,000	19,559,000			469,387,000			
南小 学 校	管理棟	1,493,138,000	12,643,000	2,986,276,000	学校再編に伴い、南小学校の建て替え時期を一之宮小学校の更新必要時期となる2033年に完了するよう、第5期から第1期に早める				
	教室棟	870,847,000	60,759,000	1,741,694,000					
	体育館	311,204,000	13,092,000	622,408,000					
寒川中 学 校	南棟		62,946,000			除却費用 131,504,000	寒川東中学校校の校舎整備完了 新校への通学開始		
	北棟		47,000			除却費用 110,019,000			
	技術等		35,425,000						
	体育館		9,251,000			除却費用 44,930,000			
旭が丘 中 学 校	南棟A	332,150,000	47,339,000			996,450,000	学校再編に伴い、寒川東中学校の建て替え時期を最優先するため、旭が丘中学校の更新時期を第3期へ変更する。2032年に建築後60年を迎える校舎が複数存在するが、簡易的な修繕により使用期間を5～10年ほど延伸する必要がある。		
	南棟B	314,891,000	26,863,000			944,674,000			
	北棟	530,432,000	40,506,000			1,591,295,000			
	技術棟	46,775,000	5,312,000			140,326,000			
	体育館	206,577,000	7,589,000			619,732,000			
寒川東 中 学 校	南棟	1,190,050,000	35,293,000	2,380,100,000	学校再編に伴い、寒川東中学校の建て替え時期を寒川中学校の更新必要時期となる2038年に完了するよう、第4期から第2期に早める				
	北棟	1,006,005,000	28,140,000	2,012,009,000					
	体育館	466,151,000	6,930,000	932,301,000					
計									
修繕費			825,417,000						825,417,000
除却費用				0	803,559,000	286,453,000	0	0	1,090,012,000
更新 (建替) 費				8,896,559,000	9,174,917,000	7,993,836,000	0	622,060,000	26,687,372,000
計		10,674,921,000	825,417,000	8,896,559,000	9,978,476,000	8,280,289,000	0	622,060,000	28,602,801,000

国庫補助金等収入額合計 10,674,921,000

一般財源計 17,927,880,000

VI 今後の検討及び配慮事項

I 新しい学校のかたちの具体的な検討

(1) 小中一貫教育

本町では、学習上のつまずきなどによる自己肯定感の低下や、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、「中1ギャップ」と言われる中学校入学後に不登校となる児童・生徒の増加傾向を改善するための一助として、これまでの小中連携教育を一步進め、小・中学校が「めざす子ども像」を共有し、9年間を見通したカリキュラムにより児童・生徒を育てていくことで自己肯定感の低下や「中1ギャップ」の解消を図る、小中一貫教育を導入することとしています。

また、小中一貫教育には、施設(校舎)形態として、施設一致型、施設隣接型、施設分離型の3形態がありますが、本町では、財政上の理由から新たな学校用地の購入は困難であるため、施設分離型での小中一貫教育を展開することとしています。

導入にあたっては、先行して小中一貫教育の導入を図っている自治体での課題等も踏まえるとともに、義務教育9年間の学校教育目標の設定や、9年間の系統性を確保した教育課程を編成するため、教育委員会と小・中学校が一体となって準備を進めていく必要があります。

小中一貫教育の導入については、概ね10年を準備期間とし、準備段階をいくつかのパートに分けながら、緩やかな小中一貫教育(施設分離型の小中一貫教育)の実現を図ります。(詳細は資料編「小中一貫教育導入に向けての具体的な検討内容」参照)

(2) コミュニティ・スクール(学校運営協議会)

コミュニティ・スクールを置く学校は2023年度を目途に町内の全小中学校への導入を行う予定ですが、活動を充実するため、次の取り組みについて、重点的に検討を進める必要があります。

検討にあたっては、教育委員会を中心に、学校や地域、保護者が参画した検討の場を設けて協議を進めてまいります。

- ① 学校・家庭・地域が9年間でめざす児童・生徒の姿を共有し、協働して成長を支えることを目的とした小中一貫教育の導入の趣旨を考慮した、コミュニティ・スクールの運営の検討
- ② 小中一貫教育を踏まえた、コミュニティ・スクールの実施形態については、単独実施型(これまで通り各校で行う方法)また、連携実施型(北と南に

分かれたブロック毎の 3 校の小・中学校が一体となりコミュニティ・スクール運営を行う方法)が考えられるため、地域の実情に合わせた実施形態の検討

③ ②の検討に合わせ、自治会と学校の関係性を考慮した学区の見直し

(3) 少人数教育

中学校における 35 人以下学級については、現段階においては国や県から今後の方針については示されていません。しかしながら、今後、中学校においても「35人学級」を導入する可能性があり、また、学級数の増により教室や教職員の確保が必要となることから、そのような場合にも柔軟に対応できるよう検討を進めてまいります。

2 再編整備推進に係る検討及び配慮

(1) 通学時の安全

通学方法が変わることや通学時間が長くなることは、子どもたちにとって大きな不安・負担につながります。安全・安心に通学できるように次のような取り組みを行います。

① 通学手段

通学手段は原則徒歩通学としますが、再配置後の実際の通学路を使用した通学時間や距離を考慮し、徒歩以外の通学手段の導入等について今後検討を進めてまいります。

② 通学時の安全確保

学校の再配置を進めるうえで、通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現に継続的に取り組みます。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては、学校、地域、保護者も参画したうえで、地域の実情も踏まえながら進めてまいります。

(2) 児童生徒への配慮事項

学校再編にあたって、通学校や通学路、友人関係や教職員、部活動など、児童・生徒の環境が大きく変化することから、子どもたちの不安を理解し、取り除いていくことが必要です。新たな学校生活に早期になじめるよう、定期的なアン

ケート実施等による心境変化の把握と対応、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実を図ります。

また、児童・生徒や保護者に寄り添いながら、学校再編による不安の軽減に努め、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、再配置準備期間中に学校間の交流等や、再配置後の学校に元の学校の教職員を積極的に配置します。

特別支援教育にあっては、個々の特性に寄り添った対応が図れるよう環境を整備します。

(3) 地域への配慮事項

学校は、児童・生徒への教育的機能のほか、児童・生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を確保することが第一です。

一方、学校は、地域活動の拠点としての機能も担っていることから、学校が児童・生徒のために持つべき教育的、福祉的、社会的機能を備えたうえで、地域の意向やバランス、ニーズに配慮しながら、まずは町（行政）が必要とする機能を確保し、その次に公共的な団体等による事業実施で必要な機能を確保していくことをめざし検討してまいります。

また、学校施設は地域防災の拠点施設にもなっていることから、地域と協議・調整を図りながら、災害に対する防災機能強化を図ってまいります。

(4) 伝統の継承

学校再編前の学校の伝統や地域の愛着をどのように継承していくかが大きな課題となるため、再配置にあたって、新しい学校の具体的な検討の中で併せて検討していきます。

(5) 跡地利用の検討

学校の再配置により未配置となる学校敷地については、公共施設再編計画、売却が基本との考え方が出されています。

しかしながら、公共施設再編サイクルの中で利活用の可能性が出た場合には、町全体としての検討の場を設け、地域の声も取り入れながら検討を進めてまいります。

また、その際には、今後大規模な用地を確保することは困難であることから、大規模な用地確保を必要とする行政需要が今後見込まれるか否かも含め、当該学校跡地の利用可能性について十分に協議していく必要があると考えます。

(6) 教育に特化した基金の設立

今回の学校再編の結果、学校敷地の売却により財源を確保した際には、「寒川町のめざす教育」や「めざす子ども像(さむかわっ子)」の実現のため、教育目的に特化した基金を設立し、新しい学び舎の建設や維持管理のほか、その時代にふさわしい教育活動を展開するための貴重な財源として活用していくべきであると考えます。

3 新しい学び舎の具体的検討

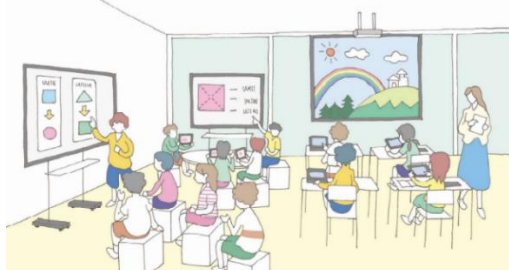
新しい時代に求められる学校施設は、高速大容量の通信ネットワーク等の ICT 環境や多様な教育的ニーズのある児童生徒等への対応としてのインクルーシブ教育が行いやすい教室、公民館や学童保育の複合化などの工夫を行うことが考えられます。

また、学校は地域拠点としての役割もあることから、地域の公共施設等の中から、必要な施設(機能)を精査したうえで、地域活動の場や多世代型の交流スペースとして機能を集約し、地域に開かれ、ともに創造的な活動を生み出していけるような施設整備が望まれます。

こうした点を踏まえながら、児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に考えたうえで、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、今後の新しい時代の学び舎としていくことをめざして、更新(建替え)等における考え方を次のとおり整理します。

(1) 新しい時代の学び舎のイメージ(文部科学省設置の有識者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告より抜粋)

① 柔軟で創造的な学習空間の実現



1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備



ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用



学校図書館とコンピューター教室と組み合わせて図書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・コモンズ」としていく姿



映像編集やオンライン会議のためのスタジオ、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿

② 健やかな学習・生活空間の実現



木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく姿

③ 地域や社会の連携・共同の実現



地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・共同し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿

学校施設の新築に向けた、ハード面及びソフト面での具体的な学校施設の検討にあたっては、児童・生徒や保護者、教職員等へのアンケート等や学校運営協議会などを活用し、利用者目線で真に必要とされる施設の整備に努めます。

(2) 学校再編の標準的なスケジュール

下記の表は、他市町村の例を参考に標準的なスケジュールとしてお示しするものです。

8 ページにあるとおり、公共施設再編計画や、総合計画等と調整を図りながら、柔軟に進めてまいります。

1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目
 (仮称)新校設立(新校舎建設)準備委員会 ・(基本事項の合意)→統合の対象校、新校(新校舎)の位置、開校(閉校)時期などの合意 ・(新校(新校舎)に係る協議) →校名、校歌、校章、制服、通学路、学校行事、部活動、新しい学び舎のコンセプト、新しい学び舎に必要な機能、新しい学び舎の外観、児童・生徒の事前交流の方法、PTA 活動、学校運営協議会(新校設立の場合に想定される内容)など					・新校(新校舎)への通学開始
	 校舎整備 (調査・設計) (建替え工事)				

寒川町立小・中学校適正等検討委員会 委員名簿

(選出区分順、敬称略)

	氏名	選任区分	備考
1	山崎 俊裕	学識経験者	東海大学工学部建築学科教授 ◎委員長
2	屋敷 和佳	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部客員教授 (国立教育政策研究所名誉所員) ○副委員長
3	伊藤 満夫	学校に在籍する児童又は 生徒の保護者代表	寒川中学校PTA会長 ※在任期間:2022年4月～
(3)	沼井 さおり	学校に在籍する児童又は 生徒の保護者代表	寒川中学校PTA副会長(当時) ※在任期間:2021年11月～2022年3月
4	門脇 崇	学校に在籍する児童又は 生徒の保護者代表	旭小学校PTA会長
5	椎谷 智晃	学校に在籍する児童又は 生徒の保護者代表	寒川東中学校PTA会長(2021年度)
6	齋藤 正信	自治会長連絡協議会代表	一之宮西自治会長
7	露木 武光	自治会長連絡協議会代表	大蔵自治会長
8	米山 明夫	自治会長連絡協議会代表	小動自治会長 ※在任期間:2022年4月～
(8)	高橋 恵一	自治会長連絡協議会代表	宮山自治会長(当時) ※在任期間:2021年11月～2022年3月
9	河村 卓丸	寒川町立小学校長会代表	寒川南小学校校長
10	臼井 浩美	寒川町立中学校長会代表	寒川東中学校校長
11	宮良 武和	寒川町立小・中学校教職員代表	旭小学校総括教諭 ※在任期間:2022年4月～
(11)	鈴木 正	寒川町立小・中学校教職員代表	寒川小学校総括教諭(当時) ※在任期間:2021年11月～2022年3月
12	高橋 一之	公募の町民	
13	平戸 芹香	公募の町民	
14	深澤 文武	企画部長	
15	野崎 誠	総務部長	
16	戸村 孝	町民部長	
17	伊藤 研	学び育成部長	
18	田村 丈晴	教育長が必要と認めるもの	神奈川県立寒川高等学校校長

※()は旧委員

寒川町立小・中学校適正化等検討委員会の審議経過

会議回	日程	議題等
第1回	2021年11月4日	・委員長及び副委員長の選出 ・検討委員会について ・検討の背景について ・今後の検討の進め方について
第2回	2021年11月23日	・寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート結果について ・学校の適正規模・適正配置等に関する考え方について ・基本方針骨子(案)について ・町立学校の視察について
第3回	2022年1月20日	・寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート(追加分)自由記述及びまとめについて ・基本方針(個別内容検討)について ・町立学校の視察について
第4回	2022年2月4日	・寒川町立小・中学校適正化等基本方針(素案)について ・今後のスケジュールについて
第5回	2022年5月25日	・寒川町立小・中学校適正化等基本方針について ・今後の検討スケジュールについて
第6回	2022年6月22日	・計画骨子及び検討スケジュールについて ・学校の新たな「かたち」づくりとしての3つの取組について ・学校施設の現状について ・検討方法について
第7回	2022年7月13日	・学校の新たな「かたち」づくりの取組み方針について ・具体的な検討方法等について
第8回	2022年8月24日	・学校の配置に関する検討について ・事例紹介について
第9回	2022年9月28日	・小・中学校の配置に関する検討について
第10回	2022年10月12日	・小・中学校の配置について ・配慮事項等について
第11回	2022年11月9日	・検討の取りまとめについて ・今後のスケジュールについて ・小・中学校の配置に関する検討について
第12回	2022年12月21日	・地域懇談会概要報告について ・小・中学校の配置検討について ・寒川町立小・中学校適正化等に報告書(素案)について
第13回	2023年1月24日	・小・中学校の配置について ・報告書(素案)について
第14回	2023年2月14日	・報告書(素案)について
第15回	2023年3月28日	・報告書(案)について



「寒川町学校給食費の管理に関する規則」 の制定について

令和5年2月20日



1. 納付方法（規則第13条）

口座振替、各種手当からの充当を基本とし、納付書による現金徴収を最小限とする

- ・口座振替：町指定金融機関の内、町内に支店を有する6行（さがみ農協、ゆうちょ銀行、横浜銀行、湘南信金、静岡中央銀行）で支払を可能とする
- ・各種手当からの充当：就学援助費、児童手当からの充当を可能とする。
また、生活保護費についても現物給付の方向で調整している。

2. 精算（規則第12条）

学校における給食費と異なり、町財源として給食費を管理するため、各年度の喫食日数等にもとづき精算を実施し、還付もしくは追徴等を実施する。

3. 減免（規則第15条）

災害等により給食費の納付が難しい場合、減免申請を受付し、審査の上、学校給食費の全部もしくは一部を減免する。

規則で規定する学校給食費の額について

■小学校 1食280円/月額4,700円

現在の給食費に物価高騰調整25円を加えた額とする。（給食回数は185回を想定）

■中学校 1食350円/月額5,800円

小学校の金額を基準とし、国が定める栄養摂取基準の比率（8-9歳660kcal/12-14歳850kcal）をもとに以下のとおり算出。基準とする小学校日額は、物価高騰分21円を加味した276円を基準とする。（給食回数は180回を想定）

【1食】（280円（小学校日額）-60円（牛乳分））×1.3（栄養摂取基準比率）=288円

286円（見込単価）+60円（牛乳分）=346円 →**350円**

【月額】350円×180回（中学校想定年間給食回数）÷11月 ÷**5,800円**

小・中学校ともに給食費における物価高騰調整額は当面の間、徴収を行わない（附則第2項）

■牛乳に係る費用 1食60円/月額小学校1,000円・中学校980円

アレルギー等により、牛乳を飲用しない、または、牛乳のみ給食を提供する児童生徒に対応できるよう規定する。金額は納入単価をもとに算出。

(案)

寒川町学校給食費の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する学校給食における保護者の負担として徴収する費用（以下「学校給食費」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 保護者 町立小中学校に在学する児童、生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者
- (3) 教職員等 町立小中学校に勤務する教職員及び次条で定める者をいう。

(学校給食の対象者)

第3条 法第2条の達成及び第10条の指導のため、次の者に対し学校給食を提供を実施する対象とする。

- (1) 町立小中学校における児童又は生徒
- (2) 町立小中学校に勤務する教職員

2 前項に規定する者以外で、町長が喫食を認めるもの

- (1) 学校給食の配膳業務に従事する職員（受託事業者の被雇用者を含む。）
- (2) 学校給食主管課職員のうち学校給食に係る事務を担当する職員
- (3) 試食会の参加者その他の臨時に学校給食の喫食を希望する者

(学校給食費の負担)

第4条 学校給食費は、保護者又は教職員等（以下「学校給食費負担者」という。）が次条に定める額を負担する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の額は、別表第1に記載する1月当たりの額（以下「月額」という。）のとおりとする。

2 学校給食費負担者が各年度において負担する学校給食費の額は、月額に8月分を除く11月を乗じた額を1年間に負担する額（以下「年額」という。）とする。

(学校給食費の額の特例)

第6条 前条の規定に関わらず、第9条の規定に該当する場合については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

(1) 牛乳を停止されている場合 別表第1に定める1食当たりの額（以下「日額」という。）から牛乳に係る費用に相当する額を控除した額

(2) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合 牛乳に係る費用に相当する額

2 前項各号における額は、第10条第1項に規定する申請を行い、同条2項に規定によりアレルギー対応を決定した児童生徒に適用する。

(学校給食費の徴収)

第7条 町長は、第11条で通知する額を、第14条に規定する納期限までに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、各月において第9条の規定により学校給食の提供を停止又は欠食としているとき又は特別の理由があると認めるときは、各月の学校給食費を徴収しないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、日額に喫食日数を乗じた額が月額より少ない場合は、その額とすることができる。

4 町長は、第3条第2項第3号に規定する学校給食の対象者から日額を徴収する。

(学校給食費の徴収の例外)

第8条 町長は、次の各号のいずれかの理由により、学校給食の全部又は一部を中止した場合は、前条第2項を適用する。

(1) 学校の臨時休業を実施するとき。

- (2) 災害、その他のやむを得ない理由により学校給食を実施することが困難であると認められるとき。

(学校給食の停止及び欠食)

第9条 町長は、児童若しくは生徒又は教職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める期間において当該者の学校給食の一部を停止し、又は全てを欠食とする。

- (1) 食物アレルギー等の疾患により牛乳（調理に用いるものを除く。以下同じ。）、牛乳以外の学校給食又は学校給食の全部を摂取することができないと、医師の診断をもとに決定した場合 これらを摂取することができない期間

- (2) 10日以上（休日又は学校給食を実施しない日を含む。）連続して学校給食を受けることができない場合 保護者から申出をもとに学校給食を受けることができない期間

- (3) その他町長が特に必要であると認める場合 必要と認める期間

(学校給食の停止及び欠食等の申請)

第10条 前条各号に該当する児童又は生徒の保護者は、学校給食の停止を申し出るときは、速やかに停止日及び期間を学校給食停止（再開）申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）により町長に提出しなければならない。

2 前項の申請において、期間が未定の場合、停止日のみを届出し、再開日は改めて申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項又は前項の申請書が提出された場合、届出内容を審査し、決定した内容を児童又は生徒が所属する学校を通じて申請者へ通知する。

4 前条第1号又は第3号に該当し学校給食提供を停止することができる日は、前項の届出日が属する週の翌々週月曜日からとする。

(学校給食費の額の通知)

第11条 町長は、学校給食費の額を決定し、又は変更したときは、学校給食費納付額

決定（変更）通知書により保護者に通知するものとする。

- 2 前項にもとづき決定した、教職員等の学校給食費の額は、学校長を通じて教職員等へ通知するものとする。
- 3 臨時で学校給食を喫食する者の学校給食費の額は、納入通知書により通知するものとする。

（学校給食費の精算）

第12条 学校給食費は、喫食日数等に応じて精算を行うものとする。

- 2 前項の精算は、次に掲げるいずれかの月において行う。
 - (1) 3月（中学校第3学年に限り2月）
 - (2) 年度の途中において転出その他の理由により本町が実施する学校給食を受けなくなった場合におけるその理由が発生した日の属する月
- 3 前項の精算は、精算時点における既納付額から当該年度に納付が必要な金額（以下、「年度負担額」という。）を差し引くものとし、年度負担額は、喫食日数に日額を乗じた額とする。
- 4 前項における喫食日数は第8条及び第9条の規定に該当した日数は除外するものとする。
- 5 第3項の精算を行い、納付が必要な金額に不足が生じる場合は不足額を学校給食費負担者から徴収又は過納が生じる場合は過納額を還付するものとする。

（学校給食費の納付方法）

第13条 学校給食費負担者の納付方法は次のいずれかによるものとする。

- (1) 口座振替
- (2) 寒川町就学援助費支給要綱（平成24年5月22日施行）に規定する就学援助費の現物給付
- (3) 寒川町児童手当事務処理規則（平成12年4月1日施行）に規定する児童手当からの充当

(4) 納入通知書により指定金融機関等への現金納付

2 前項第4号の規定については、原則前項第1号から第3号の各号により納付ができない場合に限る。

3 第3条第2項第3号に該当する者の納付方法は第1項第4号に限る。

(学校給食費の納期限)

第14条 学校給食費の納期限は次のとおりとする。

(1) 口座振替、納入通知書による納付5月から翌3月までの各末日

(2) 就学援助費からの徴収 就学援助費支給日

(3) 児童手当からの徴収 児童手当支給日

(4) 町長が認めるその他の徴収 第10条に規定する学校給食費の額の通知に指定する日とする。

2 前項に規定する納期の末日が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日をもつて納期限とみなす。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第1項の規定にかかわらず、臨時で学校給食を喫食する者に係る学校給食費の納期限は、納入通知書に指定する日とする。

(学校給食費の減免)

第15条 町長は、保護者に第4項の基準に該当すると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

2 学校給食費の減免を受けようとする者は、学校給食費減免申請書（第2号様式）に減免の理由を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を次項の基準をもとに審査し、学校給食費減免承認（不承認）決定通知書（第3号様式）により申請者に

通知する。

4 学校給食費の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 火災、風水害、地震その他これらに類する災害により学校給食費の支払が困難と認めるときは、り災日の属する月において受けるべき学校給食に係る学校給食費の全額を免除する。

(2) その他町長が特に必要と認めるときは、町長が必要とする額を減額する。

5 前項第1号に該当し給食費が減免となる期間は、り災日の該当する月から12月を限度とする。

6 第2項の規定による申請が困難であり、かつ、町長が減免の必要があると認める場合に限り、申請によらず審査の上、減免することができる。

(過誤納金の取扱い)

第16条 町長は、納付された学校給食費に過納又は誤納があったときは、その過誤納額を学校給食負担者に還付又は未納の学校給食費に充当するものとする。

2 町長は、前項の規定により過誤納額を還付し又は充当するときは、学校給食費過誤納金還付（充当）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(督促)

第17条 町長は、納期限までに納付されなかった給食費について、地方自治法第231条の3の規定に基づき、学校給食費負担者に対して督促を行うものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(学校給食費額の特例)

2 当面の間、物価高騰調整額については学校給食費負担者から徴収しないものとする。

別表第1（第5条関係）

	1食当たりの額（日額）	1月当たりの額（月額）
小学校で実施する学校給食	280円 内 物価高騰調整額：25円	4,700円 内 物価高騰調整額：400円
中学校で実施する学校給食	350円 内 物価高騰調整額：35円	5,800円 内 物価高騰調整額：600円
小学校で実施する学校給食のうち牛乳分	60円	1,000円
小学校で実施する学校給食のうち牛乳分	60円	980円

第1号様式（第6条関係）

第 1 号様式（第 10 条関係）

学校給食停止（再開）申請書

年 月 日 (宛先) 寒川町長 申請者 住所 _____ (保護者) 氏 名 _____ 電 話 _____ 寒川町学校給食費の管理に関する規則第9条の規定により、次のとおり給食の停止（再開）を申請します。	
学 校 名	
学 年 ・ 学 級	年 組
児 童 ・ 生 徒 氏 名	
停 止 予 定 期 間 (再 開 日)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)
申 請 理 由 該当する番号に○を付けてください いずれの場合も具体的な理由を記入してください	1. 食物アレルギー（の治癒） 2. 長期欠席 3. 転校 4. その他 理由 ()

第2号様式 (第15条関係)

年 月 日

申請者 住 所 _____
(保護者) 氏 名 _____
電 話 _____

児童・生徒
氏名

学 校 名

学年・学級

年 組

減免希望日等

年 月 日から 年 月 日まで

申請理由

該当する番号に○を付けてください

いずれの場合も具体的な

理由を記入してください

1. 火災、風水害、地震その他これらに類する災害被災

2. その他

理由

第3号様式（第14条関係）

第3号様式（第15条関係）

年 月 日

様

寒 川 町 長

学校給食費減免承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度分学校給食費の減免について、つぎのとおり承認（不承認）したので、寒川町学校給食費の管理に関する規則第15条の規定により通知します。

決 定 区 分	承認（減免） ・ 不承認			
決 定 理 由				
減免の対象となる 児 童 ・ 生 徒	学校名	寒川町立 学校	学年等	年 組
	フリガナ			
	氏名			
減 免 後 の 給 食 費 の 額	月額 円（積算根拠は特記事項のとおり）			
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
特 記 事 項				

備考：事務処理のため、対象児童・生徒の学校にこの通知書の写しを1部送付します。

不服申立てについての提示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、寒川町長に審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に寒川町を被告として（寒川町長が被告の代表者となります。）横浜地方裁判所に提起することができます。
- 1の審査請求を行った場合には、処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に寒川町を被告として（寒川町長が被告の代表者となります。）横浜地方裁判所に提起することができます。

第4号様式（第15条関係）
第4号様式（第16条関係）

年 月 日

様

寒 川 町 長

学校給食費過誤納金還付（充当）通知書

寒川町学校給食費の管理に関する規則第16条の規定により学校給食費に係る過誤納金をつぎのとおり還付（充当）しますので、通知します。

学校給食費 負担者	学 校 名	寒川町立_____学校
	フリガナ	
	氏 名	
理 由		

A：過誤納金額 _____ 円 - B：充当額 _____ 円 = C：還付(充当)額 _____ 円

還付(充当)方法

年 月 日以降に学校給食費の引き落とし口座（還付口座を申し込んでいる場合は還付口座）に振り込みます。

【過誤納金内訳：A】

月別	給食費	納付額	過誤納金額	納付年月日

【還付(充当)額内訳：B】

月別	給食費	還付(充当)額	差額	納付年月日